

水質規制のしおり

令和 8 年 4 月

 広島県

目 次

I 水質汚濁の規制のしくみ

- 1 水質汚濁に係る関係法令 1
- 2 水質規制のしくみ 2

II 特定施設の設置等の届出及び許可の手続き

- 1 届出及び許可の手続きの概要 6
- 2 水質汚濁防止法に基づく届出 7
- 3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可及び届出 9
- 4 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出 13

III 参考資料

- 1 水質汚濁防止法の特定施設 14
- 2 指定地域特定施設 21
- 3 汚水等関係特定施設 21
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設 22
- 5 指定地域 23
- 6 有害物質、生活環境項目、指定物質一覧 24
- 7 水質汚濁防止法の特定事業場に係る排水基準 26
- 8 汚水等関係特定事業場に係る排水基準 39
- 9 ダイオキシン法の水質基準対象施設設置事業場に係る排水基準 41
- 10 構造等に関する基準 45
- 11 排出水の量の算定方法等 54
- 12 許可申請等における汚濁負荷量の増減についての基本的な考え方 55
- 13 指定地域特定施設に対する指導について 58
- 14 排出水の汚染状態の測定 59
- 15 総量規制基準 60
- 16 汚濁負荷量の測定 85
- 17 届出書（許可申請書）の記載要領 89
- 18 有害物質使用特定施設（水濁法第5条第1項）に係る届出書記載要領 117
- 19 有害物質使用特定施設（水濁法第5条第3項）、有害物質貯蔵指定施設に係る届出書記載要領 124
- 20 瀬戸内海環境保全特別措置法許可申請時の事前評価手法 138
- 21 広島県小規模事業場排水浄化対策推進要領 148
- 22 計量証明事業所名簿（環境関係） 150
- 23 申請・届出窓口一覧 152

I 水質汚濁の規制のしくみ

1 水質汚濁に係る関係法令

関係法令	主な内容（水質関係のみ）	国の所轄省庁及び県、政令市等の担当課
水質汚濁防止法 （昭和 45 年法律第 138 号）	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業場の規制 届出義務（特定施設、有害物質貯蔵指定施設） 排水基準・構造基準の適用 公共用水域及び地下水の保全 水質総量規制制度の実施 	環境省 県環境保全課 （厚生環境事務所・支所） 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
ダイオキシン類対策特別措置法 （平成 11 年法律第 105 号）	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等 特定事業場（水質排出基準対象施設）の規制 届出義務 排出基準の適用 	三次市環境政策課 庄原市環境政策課 東広島市生活衛生課
瀬戸内海環境保全特別措置法 （昭和 48 年法律第 110 号）	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海水域における日最大排水量 50m³以上の特定事業場（一部を除く。）の許可制 富栄養化対策の推進 	環境省 県環境保全課 （厚生環境事務所・支所） 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （昭和 45 年法律第 136 号）	<ul style="list-style-type: none"> 船舶等の廃棄物の排出規制 廃油処理施設の規制 	第六管区海上保安本部
鉱山保安法 （昭和 24 年法律第 70 号）	<ul style="list-style-type: none"> 鉱山、精錬業の規制 	中国四国産業保安監督部
建築基準法 （昭和 25 年法律第 201 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和 45 年法律第 137 号） 浄化槽法 （昭和 58 年法律第 43 号）	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設（し尿処理場、浄化槽）の規制 	国土交通省 県建築課等 環境省 県循環型社会課 各市町浄化槽担当課
広島県生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例） （平成 15 年広島県条例第 35 号）	<ul style="list-style-type: none"> 汚水等関係特定施設の追加 排水規制項目の追加 	県環境保全課 （厚生環境事務所・支所） 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 （昭和 46 年広島県条例第 69 号）	<ul style="list-style-type: none"> 上乘せ排水基準の設定、排水基準監視 	三次市環境政策課 庄原市環境政策課 東広島市生活衛生課
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 （平成 6 年法律第 8 号） 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 （平成 6 年法律第 9 号）	<ul style="list-style-type: none"> 水道水源地域の水質保全の促進 指定地域における水質規制 	厚生労働省 国土交通省 農林水産省 環境省 県環境保全課 等

2 水質規制のしくみ

- 1 水質汚濁防止法（水濁法）、瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）、広島県生活環境の保全等に関する条例（県条例）関係

規制の対象

- 特定施設(a)を設置する特定事業場(b)から公共用水域(c)に排出される水(排出水(d))に対して、排水基準（P. 26～）が適用される。
【(a) 特定施設とは】
 汚水又は廃液を排出する施設、ほぼ全業種にわたって次により定められている（P. 14～21 参照）。
 >水濁法施行令別表第 1（特定施設）
 >水濁法施行令第 3 条の 2（指定地域特定施設）
 >県条例施行規則別表第 7（汚水等関係特定施設）
【(b) 特定事業場とは】
 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
【(c) 公共用水域とは】
 河川、湖沼、港湾、海域、かんがい用水路及びその他の水路等をいう。
【(d) 排出水とは】
 特定事業場から公共用水域に排出されるすべての水をいい、製造工程水はもちろん生活排水、冷却水、雨水をも含む。
- 有害物質使用特定施設(e)又は有害物質貯蔵指定施設(f)を設置する事業場に対して、構造等に関する基準が適用される。
【(e) 有害物質使用特定施設とは】
 有害物質をその施設において製造、使用又は処理する特定施設をいう。
【(f) 有害物質貯蔵指定施設とは】
 有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設をいう。

(1) 排水規制

① 排水基準等

特定事業場からの排出水等に対して適用されるものであり、濃度規制基準と総量規制基準の 2 種類がある。

ア 濃度規制基準

(ア) 一律排水基準

有害物質（28 物質（P. 24））と、生活環境項目（15 項目（P. 24））について、国が全国一律の基準を定めている。

- >水濁法第 3 条第 1 項
- >排水基準を定める省令

(イ) 上乘せ排水基準

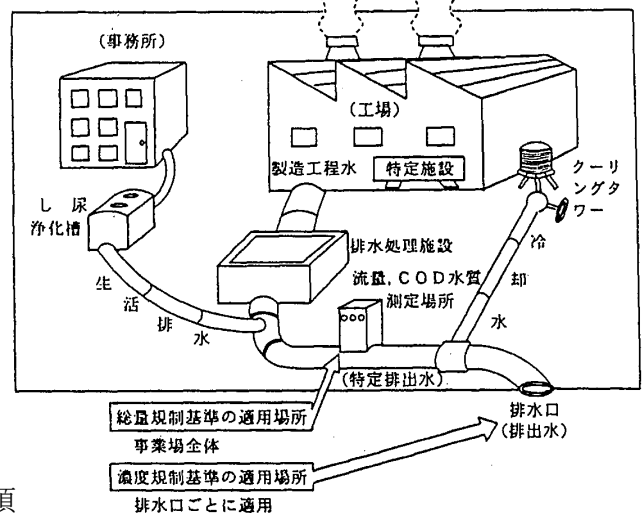
生活環境項目については、水域と項目を限定してより厳しい基準を県によって定めている。

- >水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例

イ 総量規制基準（>水濁法第 4 条の 4）

指定地域内事業場（指定地域内にある日平均排水量 50m^3 以上の特定事業場）からの特定排出水（排出水のうち、事業活動によって汚濁負荷量が増大するもの）に対して適用される化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんの汚濁負荷量の排出基準

特定事業場の例図



である。総量規制基準値は事業場の業種と特定排出水量によって定まる値であり、業種ごとの許容量（C値_(g)）は県が定めている。（総量規制基準値の算定方法はP.60を参照。）

【(g) C値とは】 P.62～84を参照。

- 化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成14年広島県告示第728号）
- 窒素含有量に係る総量規制基準（平成14年広島県告示第729号）
- リン含有量に係る総量規制基準（平成14年広島県告示第730号）

濃度規制基準と総量規制基準の比較

種類	適用される事業場規模	適用場所	単位	遵守義務	改善命令等
濃度規制基準	排水量を問わず	排水水が排出されるすべての排水口	濃度 (mg/L)	ある 〔違反の場合罰則規定がある〕	ある 〔違反の場合罰則規定がある〕
	生活環境項目 日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場 ^{注1} (一部の業種等 ^{注2} については30m ³ 以上)	〔工程排水〕 〔生活排水〕 〔間接冷却水〕 〔雨〕 〔水〕			
総量規制基準	指定地域内 ^{注3} にある日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場	事業場全体の特定排水 ^{注4} 〔工程排水〕 〔生活排水〕	汚濁負荷量 (kg/日)	ある 〔違反の場合罰則規定がない〕	

注1 濃度規制基準（生活環境項目）のうちCODに係る規制については、指定地域内にある日最大排水量が50m³以上の特定事業場において適用される。

注2 一部の業種等とは、と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場及びシアン又はクロムを使用する特定事業場をいう。

注3 指定地域とは、瀬戸内海に直接又は河川等を経由して流入する地域である。（P.23参照）

注4 特定排水とは、排水のうち、事業活動等によって汚濁負荷量が増大するものをいい、間接冷却水、雨水等汚濁負荷量が増大しないものは含まない。

注5 排水基準は、P.26～40を参照すること。

② 地下浸透の規制（➤水濁法第12条の3）

有害物質使用特定施設を設置する有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水_(h)を浸透させるものを含む。）は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならない。

【(h) 特定地下浸透水とは】

有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）をいう。

③ 排水水の汚染状態の測定等

ア 排水水の汚染状態の測定・記録・保存（➤水濁法第14条）

排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。（P.59参照）ただし、有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されている。

イ 汚濁負荷量の測定・記録・保存（➤水濁法第14条第2項）

総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。（P.85参照）

ウ 排水水の排出方法の適正化（➤水濁法第14条第4項）

排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質汚濁の状況によっては排水基準に適合している場合でも、排水口の位置その他排水水の排出方法を適切にしなければならない。

(2) 構造等に関する基準

① 構造等に関する基準の遵守義務（＞水濁法第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、「有害物質使用特定施設等」という。）を設置している者は、当該有害物質使用特定施設等について、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準⁽ⁱ⁾を遵守しなければならない。

【(i) 構造等に関する基準（P. 45～53 参照）とは】

以下のア～エに関する基準が特定施設の設置時期ごとに定められている

ア 有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲

イ 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備（配管等及び排水溝等）

ウ 有害物質使用特定施設等のうち地下貯蔵施設本体

エ 有害物質使用特定施設等の使用の方法（作業及び運転）

② 構造等に関する定期点検の実施・記録・保存（＞水濁法第14条第5項）

有害物質使用特定施設等を設置している者は、当該有害物質使用特定施設等の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならない。

(3) 事故時の措置

① 特定事業場の事故時の措置（＞水濁法第14条の2第1項）

特定事業場の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害^(j)を発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置^(k)を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

【(j) 生活環境に係る被害とは】

浄水場における取水停止等の水道被害、水田汚染等の農業被害、魚のへい死、油臭の発生等

【(k) 応急措置とは】

破損施設への有害物質又は油の供給停止、土のう積み上げ、油吸着マットの設置、汚染表土の除去等

② 指定事業場^(l)の事故時の措置（＞水濁法第14条の2第2項）

指定事業場の設置者は、当該事業場において、指定施設^(m)の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質⁽ⁿ⁾を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

【(l) 指定事業場とは】

指定施設を設置する工場又は事業場をいう。

【(m) 指定施設とは】

有害物質（P. 24）を貯蔵・使用する施設又は指定物質（P. 25）を製造・貯蔵・使用・処理する施設

【(n) 指定物質とは】

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（P. 25 参照）

③ 貯油事業場等^(o)の事故時の措置（＞水濁法第14条の2第3項）

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等^(p)の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

【(o) 貯油事業場等とは】

貯油施設等を設置する工場又は事業場をいう。

【(p) 貯油施設等とは】

次の油を貯蔵する貯油施設又はそれらの油を含む水を処理する油水分離施設

○原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

(4) 事業者の責務 (➤水濁法第 14 条の 4)

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

2 ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイオキシン法) 関係

規制の対象

ダイオキシン法の特定施設^(q)を設置する特定事業場から、公共用水域へ排出する排水に対して、ダイオキシン法の排水基準が適用される。

【(q)ダイオキシン法の特定施設とは】

ダイオキシン法施行令に規定される水質基準対象施設のこと。

➤ダイオキシン法施行令第 1 条別表第 2

(1) 排水規制 (➤ダイオキシン法第 20 条)

特定事業場からの排水 (水質基準対象施設に係るもの) に対して一律の濃度規制基準 (P. 41 参照) が適用される。

(2) 瀬戸内海環境保全特別措置法 (瀬戸法) との関係 (➤瀬戸法第 5 条第 1 項)

ダイオキシン法の特定施設 (水質基準対象施設に係るもの) を設置しようとする事業者はダイオキシン法に規定する設置等の届出が必要だが、指定地域内 (瀬戸内海水域) の日最大排水量が 50m^3 以上の特定事業場は、瀬戸法の許可等が必要となる。(瀬戸法の許可を申請する場合は、ダイオキシン法による届出は不要。)

II 特定施設の設置等の届出及び許可の手続き

1 届出及び許可の手続きの概要

工場又は事業場において、特定施設等を設置・変更しようとするときは、工場又は事業場を設置する地域、設置等する施設の種類及び事業場全体の排水量に応じて、次の表のとおり、水濁法、瀬戸法、県条例上の届出・許可等の手続きが必要となる（その他の関係法令は記載していない。水濁法の手続きはP.7～8。瀬戸法の手続きはP.9～12。県条例の手続きはP.13を参照）

地域	施設の種類	関係法令		
		事業場全体の日最大排水量(m ³ /日) ^{注1}		
		50以上	50未満	排出なし ^{注2}
指定地域 (瀬戸内海水域) (P.23)	特定施設 (P.14～20)	瀬戸法 ^{注3}	水濁法	—
	指定地域特定施設 (P.21)	水濁法		—
	汚水等関係特定施設 (P.21)	県条例		—
	ダイオキシン法の水質基準対象施設 (P.22)	瀬戸法	(ダイオキシン法上での届出)	
	有害物質使用特定施設 (P.20)	瀬戸法	水濁法	
	有害物質貯蔵指定施設 (P.20)	水濁法		
その他の水域 (江の川水域)	特定施設 (P.14～20)	水濁法		—
	指定地域特定施設 (P.21)	—		
	汚水等関係特定施設 (P.21)	県条例		—
	ダイオキシン法の水質基準対象施設 (P.22)	(ダイオキシン法上での届出)		
	有害物質使用特定施設 (P.20)	水濁法		
	有害物質貯蔵指定施設 (P.20)	水濁法		

注1 日最大排水量には雨水は計上しない。

注2 「排出なし」とは、雨水も含めて公共用水域に排出しない場合で、排水水を合流式下水道へ全量放流している場合等をいう。

注3 特定施設のうち、下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設及び廃油処理施設は水濁法の届出でよい。

2 水質汚濁防止法に基づく届出

1 届出対象となる工場又は事業場

(1) 公共用水域に水を排出する特定事業場（有害物質使用特定事業場を含む。）

地 域	日最大排水量 50m ³ 以上の特定事業場	日最大排水量 50m ³ 未満の特定事業場
指定地域 (瀬戸内海水域)	瀬戸法に基づく許可等の対象 ^{注1}	水濁法 ^{注2}
その他の水域 (江の川水域)	水濁法 ^{注2}	

(2) (1)以外の工場又は事業場

○ 有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場

○ 有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場

注1 指定地域内にある日最大排水量 50m³以上の特定事業場のうち、下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設及び廃油処理施設並びに指定地域特定施設については、水濁法の届出でよい。

注2 鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の適用を受ける特定施設のみを設置する特定事業場は、水濁法の届出の対象から外されている。

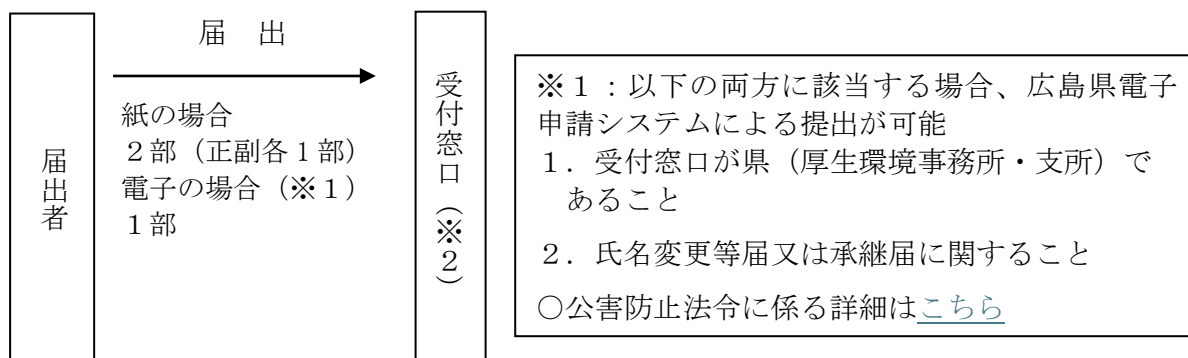
2 届出の手続き（根拠規定は水質汚濁防止法）

種 類	内 容	届 出 期 限	届出違反に対する罰則
特定施設設置届 ➤法第5条第1項 (記載例 P. 88～)	公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手の日の60日以上前 ^{注1}	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届 ➤法第5条第3項 (記載例 P. 123～)	有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出する者を除く)又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手の日の60日以上前 ^{注1}	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設等の構造等変更届 ➤法第7条 (記載例 P. 88～)	・特定施設の構造、設備、使用方法、汚水等の処理方法及び排出水の汚染状態や量等について変更しようとするとき ・有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出する者を除く)又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法等について変更しようとするとき ^{注2}	変更の工事着手の日の60日以上前 ^{注1}	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設等使用届 ➤法第6条	既に設置している施設が法改正等により新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に指定されたとき	特定施設に指定された日から30日以内	30万円以下の罰金
氏名変更等届 ➤法第10条	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地(住所表示の変更は除く。)に変更があったとき	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設等使用廃止届 ➤法第10条	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき ^{注2}	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
承継届 ➤法第11条第3項	・特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け又は借り受けたとき ・相続あるいは合併により特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継したとき	承継の日から30日以内	10万円以下の過料
汚濁負荷量測定手法届 ➤法第14条第3項	ア 指定地域内事業場を新たに設置するとき イ 既に届け出た内容を変更するとき	設置又は内容を変更する前	10万円以下の過料

注1 法第9条第2項の規定により、法第5条及び第7条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認められる場合には、工事着手禁止期間(60日)を短縮することができる。

注2 有害物質使用特定施設の構造等の変更や廃止に伴い、土壤汚染対策法第3条が適用される場合があるので、所管の土壤汚染対策法担当窓口にご相談すること。

3 届出の提出先及び部数



※2：令和8年4月現在の受付窓口一覧（最新の情報は随時確認してください）

	届出・申請対象市町	水質汚濁防止法 生活環境保全条例窓口	瀬戸内海環境保全 特別措置法窓口
◎	広島市	広島市環境保全課	
◎	呉市	呉市環境試験センター	
◎	福山市	福山市環境保全課	
○	大竹市	西部厚生環境事務所環境管理課	
○	廿日市市		
○	府中町・海田町・熊野町・坂町	西部厚生環境事務所広島支所環境管理課	
○	安芸高田市		
○	安芸太田町		
○	北広島町		
○	江田島市	西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課	
☆	東広島市	東広島市生活衛生課	
○	竹原市	西部東厚生環境事務所環境管理課	
☆	大崎上島町	大崎上島町環境衛生課（※3）	
○	三原市	東部厚生環境事務所環境管理課	
○	尾道市		
○	世羅町		
○	府中市	東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課	
○	神石高原町		
☆	三次市	三次市環境政策課	該当地域なし
☆	庄原市	庄原市環境政策課	

◎：水質関係法令政令市、☆：水質関係法令権限移譲市、○：県（厚生環境事務所・支所）

※3：收受後、審査機関である西部東厚生環境事務所環境管理課へ1部進達されます。

3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可及び届出

1 許可及び届出の対象となる特定事業場

指定地域内にある特定事業場のうち、日最大排水量 50m³以上のもの

(下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設及び廃油処理施設並びに指定地域特定施設を除く。(P.7 水質汚濁防止法の項を参照))

2 許可の手続き(根拠規定は瀬戸内海環境保全特別措置法)

種 類	内 容	許可申請の時期	許可違反に対する罰則
特定施設の設置許可 ➤法第5条第1項 (記載例 P.89～)	特定施設を設置しようとするとき	設置の工事に着手する前	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特定施設の構造等変更許可 ➤法第8条第1項 (記載例 P.89～)	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法及び排水の量を変更しようとするとき	変更の工事に着手する前	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

注1 特定施設の設置許可申請及び構造等変更許可申請には、環境影響の事前評価書を添付することになっている(➤瀬戸法第5条及び第8条)。

注2 注1にかかわらず、構造等変更許可申請で次のいずれかの要件に該当する場合は、環境影響の事前評価書の添付は不要である(➤瀬戸法施行規則第7条の2)。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設からの汚水等が無処理で公共用水域へ排出される場合は、特定施設からの汚水等の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 特定施設からの汚水等が処理施設で処理されて公共用水域へ排出される場合は、処理後の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ③ 排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において、すべての排水口の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において、すべての排水口の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 排水口の全部又は一部を廃止すること。(既存の排水口を引き続き使用するときは、既存の排水口について、位置、数及び排出先が変わらないこと。)

○ 次のすべてに該当する場合

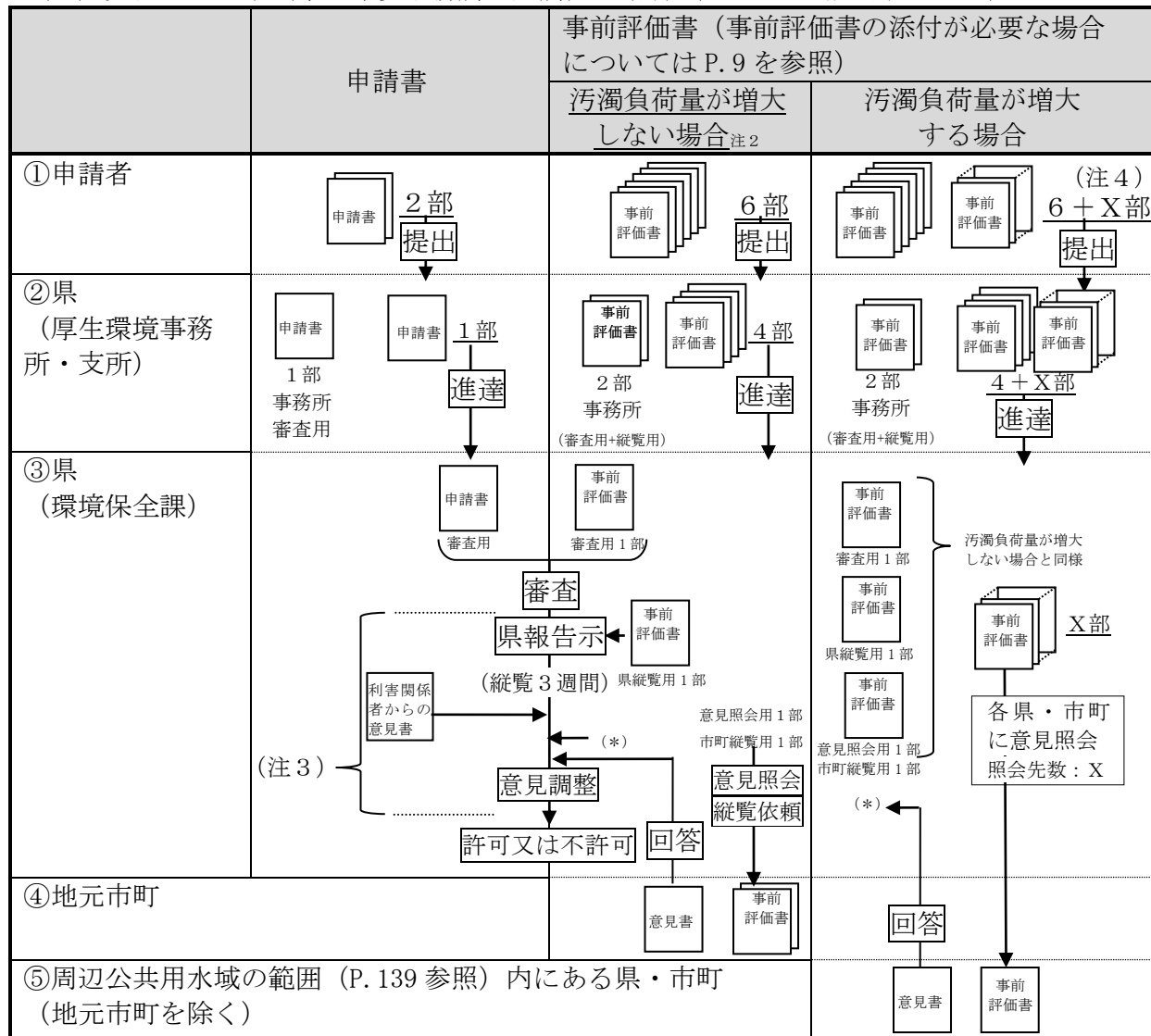
- ① 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において、すべての排水口の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 排水水のうち、特定排水(P.3表の注4参照)以外の排水のみを排出する排水口の位置、数または排出先を変更すること(当該排水口以外の排水口について、排水水の排出方法に変更がない場合に限る。)

注3 違反に対する措置命令

許可違反に対しては、当該特定施設の除却、操業の停止その他、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることとなっている。

3 許可に係る手続き（申請部数）

(1) 受付窓口が県（厚生環境事務所・支所）の場合（P.8 ○に該当する窓口）



注1 汚濁負荷量が増大しない場合についてはP.138～を参照。

注2 事前評価を要しない許可申請の場合、県報告示～意見調整の手続きはない。

注3 Xの部数については、P.143の「8参考」を参照。

(2) 受付窓口が東広島市、大崎上島町、庄原市の場合 (P.8 ☆に該当する場合)

	申請書	事前評価書 (事前評価書の添付が必要な場合についてはP.9を参照)	
		汚濁負荷量が増大しない場合注2	汚濁負荷量が増大する場合
①申請者	申請書 3部 提出	事前評価書 6部 提出	事前評価書 (注4) 6+X部 提出
②市町 (東広島市、大崎上島町、庄原市)	申請書 1部 受付窓口 保管用 申請書 2部 進達	事前評価書 1部 受付窓口 保管用 事前評価書 5部 進達	事前評価書 1部 受付窓口 保管用 事前評価書 5+X部 進達
③県 (厚生環境事務所・支所)	申請書 1部 事務所 審査用 申請書 1部 進達	事前評価書 2部 事務所 (審査用+縦覧用) 事前評価書 3部 進達	事前評価書 2部 事務所 (審査用+縦覧用) 事前評価書 3+X部 進達
④県 (環境保全課)	申請書 審査用 事前評価書 審査用 1部 審査 県報告示 (縦覧3週間) 意見調整 許可又は不許可 回答	事前評価書 縦覧用 1部 意見照会用 1部 意見照会 回答	事前評価書 縦覧用 1部 意見照会用 1部 事前評価書 X部 各県・市町に意見照会 照会先数: X 回答
⑤地元市町		意見書 事前評価書	回答
⑥周辺公共用水域の範囲 (P.139参照) 内にある県・市町 (地元市町を除く)		意見書 事前評価書	意見書 事前評価書

注1 汚濁負荷量が増大しない場合についてはP.138~を参照。

注2 事前評価を要しない許可申請の場合、県報告示～意見調整の手続きはない。

注3 Xの部数については、P.143の「8参考」を参照。

(3) 受付窓口が広島市、呉市及び福山市の場合 (P.8 ◎に該当する場合)

	申請書	事前評価書 (事前評価書の添付が必要な場合についてはP.9を参照)	
		汚濁負荷量が増大しない場合	汚濁負荷量が増大する場合
①申請者	申請書 2部 提出	事前評価書 広島市6部 呉市2部 福山市2部 提出	事前評価書 広島市6+X部 呉市2+X部 福山市2+X部 提出
②市 (広島市、呉市及び福山市)		「(2)の④及び⑥」の手続きと同じ。	

4 届出の手続き（根拠規定は瀬戸内海環境保全特別措置法）

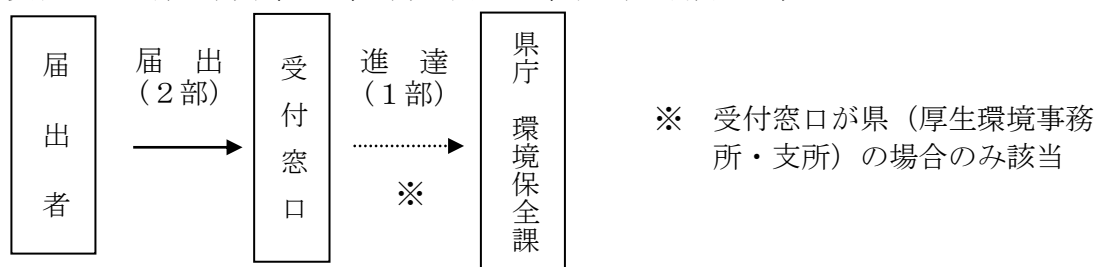
種類	内容	届出期限	届出違反に対する罰則
特定施設使用届 ➤法第7条第2項	既に設置している施設が法改正等により新たに特定施設に指定されたとき	特定施設に指定された日から30日以内	10万円以下の罰金
特定施設の構造等変更届 ➤法第8条第4項	軽微な変更をしたとき（特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法及び排水の量の参考事項の変更）	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
氏名等変更届 ➤法第9条	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地（住居表示の変更は除く。）に変更のあったとき。	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
排水の汚染状態等変更届 ➤法第9条	排水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）、用水及び排水の系統 ^{注1} 並びに有害物質使用特定施設の設備に変更があったとき	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設使用廃止届 ➤法第9条	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
承継届 ➤法第10条第3項	・特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき ・相続又は合併により特定施設を承継したとき	承継の日から30日以内	10万円以下の過料

注1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設にあっては、「ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項、緊急連絡用の電話番号その他緊急時ににおける連絡方法」を含む。

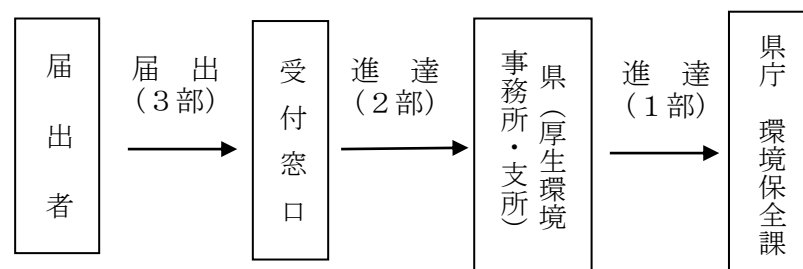
注2 有害物質使用特定施設の構造等の変更や廃止に伴い、土壤汚染対策法第3条が適用される場合があるので、所管の土壤汚染対策法担当窓口にご相談すること。

5 届出に係る手続き（提出部数）

(1) 受付窓口が東広島市、大崎上島町及び庄原市を除く指定地域内



(2) 受付窓口が東広島市、大崎上島町及び庄原市の場合



4 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出

1 届出対象となる工場又は事業場

公共用水域に水を排出する汚水等関係特定事業場^(a)

【(a) 汚水等関係特定事業場とは】

汚水等関係特定施設（P. 21 参照）を設置する工場又は事業場

2 届出の手続き（根拠規定は広島県生活環境の保全等に関する条例）

種 類	内 容	届出期限	届出違反に対する罰則
汚水等関係特定施設 設置届 ➤条例第 25 条 (記載例 P. 88～)	汚水等関係特定施設の設置をしようとするとき	設置の工事着手の 60 日以上前	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
汚水等関係特定施設 変更届 ➤条例第 27 条 (記載例 P. 88～)	汚水等関係特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量の変更をしようとするとき	変更の工事着手の 60 日以上前	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
汚水等関係特定施設 使用届 ➤条例第 26 条	既に設置している施設が条例改正等により新たに汚水等関係特定施設に指定されたとき	指定された日から 30 日以内	10 万円以下の罰金
氏名の変更等届 ➤条例第 30 条	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地（住居表示の変更は除く。）に変更があったとき	変更した日から 30 日以内	
汚水等関係特定施設 使用廃止届 ➤条例第 30 条	汚水等関係特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内	
汚水等関係特定施設 承継届 ➤条例第 31 条第 3 項	・汚水等関係特定施設を譲り受け又は借り受けたとき ・相続又は合併により汚水等特定施設を承継したとき	承継の日から 30 日以内	

3 届出の提出先及び部数

水質汚濁防止法に基づく届出と同じである。（P. 8 参照）

なお、条例施行規則別表第 7 の 5 の汚水等関係特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設）に係る届出は、これに相当する水質汚濁防止法の規定に基づく届出だけでよい。

III 参考資料

1 水質汚濁防止法の特定施設

➤水質汚濁防止法施行令 別表第1

番 号	名 称	番 号	名 称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>		<p>に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(S47.10.1 施行)</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>	8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
		9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
		10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 搾汁施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p> <p>ヘ 蒸留施設</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 分離施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 分離施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ ろ過施設</p>	14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗淨施設</p>	15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次</p>		

番 号	名 称	番 号	名 称
16	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 麵類製造業の用に供する湯煮施設	23	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行） イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設		イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行） イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	24	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 （削除）
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設（S49.12.1 施行）	25	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	26	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（S57.1.1 施行）		
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（S57.1.1 施行）		
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行） イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設		
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		

番 号	名 称	番 号	名 称
28	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈で ん施設	34	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗 浄施設及び蒸留施設
	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗 式分別施設		ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤 蒸留施設
	ヌ 廃ガス洗浄施設		ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン 製造施設のうち、溶剤回収施設
	ル 湿式集じん施設		チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処 理施設
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用 に供する施設であって、次に掲げるもの		リ 廃ガス洗浄施設
	イ 湿式アセチレンガス発生施設		ヌ 湿式集じん施設
	ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄 施設及び蒸留施設		合成ゴム製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの
	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、 メチルアルコール蒸留施設		イ ろ過施設
	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、 蒸留施設		ロ 脱水施設
	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設		ハ 水洗施設
29	ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	ニ ラテックス濃縮施設	
	コールタール製品製造業の用に供する施設 であって、次に掲げるもの	ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴム の製造施設のうち、静置分離器	
	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であ って、次に掲げるもの
	ロ 静置分離器	イ 蒸留施設	
30	ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ロ 分離施設	
	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に 掲げる事業を除く。）の用に供する施設で あって、次に掲げるもの	ハ 廃ガス洗浄施設	
	イ 原料処理施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの
	ロ 蒸留施設	イ 廃酸分離施設	
31	ハ 遠心分離機	ロ 廃ガス洗浄施設	
	ニ ろ過施設	ハ 湿式集じん施設	
	メタン誘導品製造業の用に供する施設であ って、次に掲げるもの	37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業 （石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化 水素の分解、分離その他の化学的処理によ り製造される炭化水素又は炭化水素誘導品 の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除 く。）の用に供する施設であって、次に掲 げるもの
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製 造施設のうち、蒸留施設	イ 洗浄施設	
32	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精 製施設	ロ 分離施設	
	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設 及びろ過施設	ハ ろ過施設	
	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供す る施設であって、次に掲げるもの	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急 冷施設及び蒸留施設	
	イ ろ過施設	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロ ラクタム、テレフタル酸又はトリレンジ アミンの製造施設のうち、蒸留施設	
33	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、 水洗施設	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸 又はアルカリによる処理施設	
	ハ 遠心分離機	ト イソプロピルアルコール製造施設のう ち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設	
	ニ 廃ガス洗浄施設	チ エチレンオキシド又はエチレングリ コールの製造施設のうち、蒸留施設	
	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの		
	イ 縮合反応施設		
	ロ 水洗施設		
ハ 遠心分離機			
ニ 静置分離器			

番 号	名 称	番 号	名 称	
38	及び濃縮施設	46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設		イ 水洗施設	
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		ロ ろ過施設	
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設		ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設		ニ 廃ガス洗浄施設	
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器		47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設		イ 動物原料処理施設	
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設		ロ ろ過施設	
	タ 廃ガス洗浄施設		ハ 分離施設	
	38 の 2		界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)(H24.5.25 施行)	ニ 混合施設(第2条各号(P6参照)に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ホ 廃ガス洗浄施設		
	イ 脱酸施設	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	49	農薬製造業の用に供する混合施設	
	ロ 脱臭施設	50	第2条各号(P6参照)に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	イ 洗浄施設	イ 脱塩施設		
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ 原油常圧蒸留施設		
	イ 原料処理施設	ハ 脱硫施設		
43	石灰づけ施設	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設		
	ロ 石灰づけ施設	ホ 潤滑油洗浄施設		
44	洗淨施設	51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設(S57.1.1 施行)	
	ロ 抽出施設	51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設(S57.1.1 施行)	
45	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	イ 原料処理施設	イ 洗浄施設		
46	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ 石灰づけ施設		
	イ 原料精製施設	ハ タンニンづけ施設		
47	塩析施設	ニ クロム浴施設		
	ロ 塩析施設	ホ 染色施設		
48	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)(H24.5.25 施行)	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	イ 原料処理施設	イ 研磨洗浄施設		
49	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ 廃ガス洗浄施設		
	イ 脱酸施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
50	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	イ 抄造施設		
	ロ 脱臭施設			

番 号	名 称	番 号	名 称
55	ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 生コンクリート製造業の用に供するバッチ ャープラント	64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、 工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するも のをいう。）又は自家用工業用水道（同法 第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の 施設のうち、浄水施設であって、次に掲げ るもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを 除く。）（S51. 6. 1 施行）
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施 設		
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設		
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の 用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	65 66 66 の 2	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 酸又はアルカリによる表面処理施設 電気めっき施設 エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの 混合施設（前各号に該当するものを除 く。）（H24. 5. 25 施行）
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号） 第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事 業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に 規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅 館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を 除く。）をいう。）の用に供する施設であ って、次に掲げるもの（S49. 12. 1 施行） （R02. 12. 19 改正）
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	66 の 4	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。 以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業 務の用に供する部分の総床面積（以下単に「 総床面積」という。）が 500 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。） （S63. 10. 1 施行）
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設	66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するち ゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未 満の事業場に係るものを除く。） （S63. 10. 1 施行）
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器 製造業を含む。）の用に供する施設であっ て、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるもの を除く。）に設置されるちゅう房施設（総 床面積が 420 平方メートル未満の事業場に 係るものを除く。）（S63. 10. 1 施行）
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん 施設（S57. 1. 1 施行）	66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店 その他の通常主食と認められる食事を提供 しない飲食店（次号に掲げるものを除く。） に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除 く。）（S63. 10. 1 施行）
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃 ガス洗浄施設（H13. 7. 1 施行）	66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブそ
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供す る施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を 含む。）		

番 号	名 称	番 号	名 称
67	その他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1 施行） 洗濯業の用に供する洗浄施設	71 の 3	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設（S54.5.10 施行）
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの ^{注2} イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（S57.1.1 施行） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（H10.6.17 施行）
68 の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（S54.5.10 施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（H12.3.1 施行）
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（H12.3.1 施行）
69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S.51.6.1 施行）（R2.4.1 改正） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 （削除）	72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
69 の 3	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	73	下水道終末処理施設
70	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（S.57.1.1 施行）（R2.4.1 改正）	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（S.57.1.1 施行）（R2.4.1 改正）		
71	自動式車両洗浄施設		
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの ^{注1} に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S49.12.1 施行）		注1 第71号の2の環境省令で定める「科学技術に関する研究等を行う事業場」は、次に掲げる事業場である。 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設

注2 第71号の4の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、3～6号、8号、11号、12号、12の2号、13号に該当する施設」は、次に掲げる事業場である。

第1号：汚泥の脱水施設で処理能力が $10\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの

第3号（※）：汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）焼却施設でア、イ、ウのいずれかに該当するもの

（ア 処理能力が $5\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの、イ 処理能力が 200 kg/h 以上のもの、ウ 火格子面積が 2 m^2 以上のもの）

第4号：廃油の油水分離施設で処理能力が $10\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

第5号（※）：廃油（廃PCB等を除く。）焼却施設でア、イ、ウのいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

（ア 処理能力が $1\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの、イ 処理能力が 200 kg/h 以上のもの、ウ 火格子面積が 2 m^2 以上のもの）

第6号：廃酸又は廃アルカリの中和施設で処理能力が $50\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの

第8号（※）：廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設でア、イのいずれかに該当するもの（ア 処理能力が 100 kg/h 以上のもの、イ 火格子面積が 2 m^2 以上のもの）

第11号：汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

第12号（※）：廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

第12の2号：廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

第13号：PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

（※）：第3号、第5号、第8号又は第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。

1 - 2 有害物質使用特定施設

有害物質使用特定施設とは、有害物質^(a)を、その施設において、製造し、使用し、又は処理^(b)する特定施設^(c)と定められている。（➤水濁法第2条第8項）

【(a)有害物質とは】

有害物質とは、水濁法施行令第2条に定められている28物質のこと（P.24参照）。

【(b)製造し、使用し、又は処理とは】

「製造」とは、当該特定施設において、有害物質を製品として製造することをいい、「使用」とは、当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒として使用することをいい、「処理」とは、当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいう。

【(c)特定施設とは】

「特定施設」とは、水濁法施行令別表第1（P.14～20参照）に掲げる施設のこと。指定地域特定施設（P.21）は含まれない。

1 - 3 有害物質貯蔵指定施設

有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質^(d)を含む液状の物を貯蔵する^(e)指定施設^(f)であつて、当該施設から有害物質を含む水^(g)が地下に浸透するおそれがある^(h)施設と定められている。

（➤水濁法第5条第3項、水濁法施行令第4条の4）

【(d)有害物質とは】

有害物質とは、水濁法施行令第2条に定められている28物質のこと（P.24参照）。

【(e)液状の物を貯蔵するとは】

有害物質を含む水が液体で漏えいする可能性のある施設を対象とすることとされ、液状の物を貯蔵する施設に限定されている。さらに、漏えいした時点で、温度や圧力変化により液状になるものであったとしても、それらは対象外としている。また、有害物質を貯蔵することを目的とする施設が対象であり、不純物として含有しているような場合は対象とならない。

【(f)指定施設とは】

有害物質（P.24）又は指定物質（P.25）を製造し、貯蔵し、使用し、処理する施設。

【(g)有害物質を含む水とは】

有害物質を微量に含む廃液から液体の有害物質100%のもの等が含まれ、具体的には、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」により検定した場合において、有害物質が検出される水のこと。

【(h)地下に浸透するおそれがあるとは】

有害物質を含む水が液体で漏えいするような施設を対象としている。漏えいした時点で、温度や圧力変化により気化し、地下に浸透するおそれがないような物質である場合は、対象とならない。

2 指定地域特定施設

水質汚濁防止法第2条第3項及び同法施行令第3条の2

名 称
201人～500人槽のし尿浄化槽

3 汚水等関係特定施設

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年広島県規則第69号)別表第7

番号	施 設 の 名 称
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
2	養豚業の用に供する施設(生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるものに限る。)であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校, 中学校, 義務教育学校及び特別支援学校(幼稚部のみを置くもの及び高等部を置くものを除く。)並びに医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第11項に規定する薬局又は同法第26条第1項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。)
4	流水式塗装施設
5	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設

注 3号, 4号の施設については, 条例施行規則別表第8に規定する水質関係有害物質(P.39参照(法で定める有害物質と項目が異なる))を使用する施設に限る。

4 ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設

➤ダイオキシン類対策特別措置法施行令 第1条別表第2

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設，シクロヘキサン分離施設，廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設，廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設，乾燥施設，廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設，廃ガス洗浄施設
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設，還元誘導体分離施設，ニトロ化誘導体洗浄施設，還元誘導体洗浄施設，ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉，溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんを集じん機により集めたものから亜鉛を回収するものに限る。）の用に供する精製施設，廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設，精製施設及び廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設に限る ^{注1} ）から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設及び汚水・廃液を排出する灰の貯留施設
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設，廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（水質基準対象施設の1から17及び19の施設から排出される下水を処理するものに限る。）
19	水質基準対象施設の1から17の施設を設置する工場・事業場から排出される水（1から14の施設に係るものに限る，公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（下水道終末処理施設を除く。）

注1 火床面積（炉の床面積）が0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時間以上のもの（一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合にはその合計）

6 有害物質，生活環境項目，指定物質一覧

1 有害物質一覧（＞水質汚濁防止法施行令 第2条）

番号	物質名	番号	物質名
1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びE P Nに限る。)	17	1,1,2-トリクロロエタン
		18	1,3-ジクロロプロペン
4	鉛及びその化合物	19	チウラム
5	六価クロム化合物	20	シマジン
6	砒素及びその化合物	21	チオベンカルブ
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	22	ベンゼン
8	ポリ塩化ビフェニル	23	セレン及びその化合物
9	トリクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	25	ふっ素及びその化合物
11	ジクロロメタン	26	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
12	四塩化炭素		
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

2 生活環境項目一覧（＞水質汚濁防止法施行令 第3条）

番号	物質名	番号	物質名
1	水素イオン濃度 (pH)	8	銅含有量
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	9	亜鉛含有量
3	化学的酸素要求量 (COD)	10	溶解性鉄含有量
4	浮遊物質 (SS)	11	溶解性マンガン含有量
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	12	クロム含有量
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	13	大腸菌数
		14	窒素含有量
7	フェノール類含有量	15	燐含有量

3 指定物質一覧（＞水質汚濁防止法施行令 第3条の3）

番号	物質名	番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	33	チオりん酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又は MEP)
2	ヒドラジン		
3	ヒドロキシルアミン	34	チオりん酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)
4	過酸化水素		
5	塩化水素	35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
6	水酸化ナトリウム		
7	アクリロニトリル	36	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
8	水酸化カリウム		
9	アクリルアミド	37	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
10	アクリル酸		
11	次亜塩素酸ナトリウム	38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又は CNP)
12	二硫化炭素	39	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
13	酢酸エチル	40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル (別名 MTBE)	41	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
15	硫酸		
16	ホスゲン	42	1,2,4,5,6,7,8,8- オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
17	1,2-ジクロロプロパン		
18	クロルスルホン酸	43	臭素
19	塩化チオニル	44	アルミニウム及びその化合物
20	クロロホルム	45	ニッケル及びその化合物
21	硫酸ジメチル	46	モリブデン及びその化合物
22	クロルピクリン	47	アンチモン及びその化合物
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は DDVP)	48	塩素酸及びその塩
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は ESP)	49	臭素酸及びその塩
		50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
25	トルエン	51	マンガン及びその化合物
26	エピクロロヒドリン	52	鉄及びその化合物
27	スチレン	53	銅及びその化合物
28	キシレン	54	亜鉛及びその化合物
29	パラ-ジクロロベンゼン	55	フェノール類及びその塩類
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は BPMC)	56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^(3,7)]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
		57	アニリン
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)	58	ペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA) 及びその塩
		59	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びその塩
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

7 水質汚濁防止法の特定事業場に係る排水基準

1 対象となる工場又は事業場

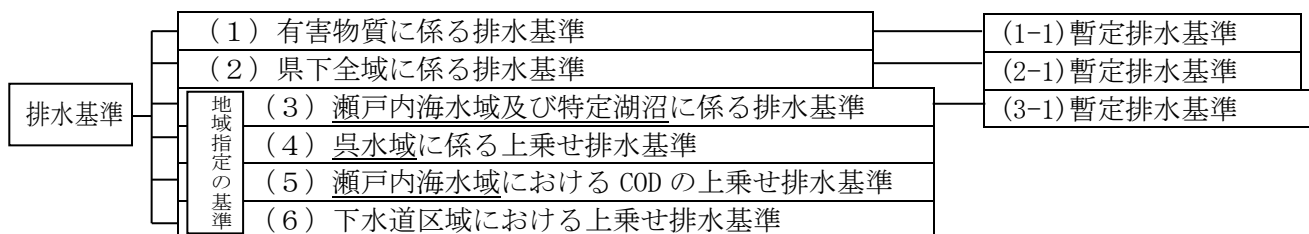
以下の特定施設を設置する工場又は事業場

- ・水質汚濁防止法施行令別表第1 (P. 14~20) に掲げる特定施設
- ・指定地域特定施設 (P. 21)

2 法律体系

排水規制の区分		法 令
濃度規制	全国一律基準	排水基準を定める省令
	広島県の 上乘せ基準	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
総量規制基準		化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

3 排水基準の体系



4 排水基準

(1) 有害物質に係る排水基準 (➤排水基準を定める省令 別表第1)

対象項目	排水基準(mg/L)	対象項目	排水基準(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03 ^{注4}	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
シアン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機リン化合物 ^{注2}	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
鉛及びその化合物	0.1	1,3-ジクロロプロパン	0.02
六価クロム化合物	0.2	チウラム	0.06
砒素及びその化合物 ^{注3}	0.1	シマジン	0.03
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1
PCB	0.003	セレン及びその化合物	0.1
トリクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物	海域以外 10 ^{注4}
テトラクロロエチレン	0.1		海域 230
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 ^{注4}
四塩化炭素	0.02		海域 15
1,2-ジクロロエタン	0.04	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ^{注4}
1,1-ジクロロエチレン	1	1,4-ジメチルベンゼン	0.5

注1 この表に掲げる排水基準は、排水量の大小にかかわらず適用する。

注2 有機リン化合物については、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

注3 砒素及びその化合物についての排水基準は、昭和49年12月1日において現に湧出する温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注4 ほう素、ふっ素、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定排水基準(P. 27、28)が適用される。

(1-1) 有害物質に係る排水基準の暫定排水基準

① ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
電気めっき業 ^{注1}	30
ほうろう鉄器製造業 ^{注1}	30
金属鋳業 ^{注1}	100
下水道業 ^{注2}	40
旅館業（1Lにつきほう素 500 mg以下の温泉を利用するものに限る。）	300
旅館業（1Lにつきほう素 500 mgを超える温泉を利用するものに限る。）	500

令和 10 年 9 月 30 日まで（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間）は暫定排水基準が適用される。

注 1 海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 2 旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

② ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
ほうろう鉄器製造業 ^{注1}	10
電気めっき業 ^{注2}	15
旅館業 ^{注3}	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものを除く。）を利用するものであつて、日平均排水量 50m ³ 未満であるもの又は昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
電気めっき業 ^{注4}	40
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用するものであつて、日平均排水量 50m ³ 未満であるもの又は昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50

令和 10 年 9 月 30 日まで（旅館業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間）は暫定排水基準が適用される。

注 1 海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 2 日平均排水量 50m³以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 3 日平均排水量 50m³以上であり、昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していなかった温泉を利用するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 4 日平均排水量 50m³未満であるものに限る。

③アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準
 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
畜産農業（豚房施設（総面積 50 m ² 未満を除く。）を有するものに限る。）	400
モリブデン化合物製造業	1300
バナジウム化合物製造業	1,350
貴金属製造・再生業	2,800

令和10年9月30日までは暫定排水基準が適用される。

④六価クロム化合物に係る暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
電気めっき業	0.5

令和9年3月31日までは暫定排水基準が適用される。

(2) 県下全域に係る排水基準 (▶排水基準を定める省令、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則)

項 目	許 容 限 度 [mg/L]						
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域
	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	
水素イオン濃度(pH) [水素指数]	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.5~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	90 (70)		160 (120)		160 (120)		
化学的酸素要求量 (COD) 注7、注8		50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
浮遊物質量(SS) 注7	90(70)		90(70)		200(150)		200(150)
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油脂類)	8		8		20		20
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類)	5						
フェノール類含有量	5						
銅 含 有 量	3						
亜 鉛 含 有 量	2 注4						
溶 解 性 鉄 含 有 量	10 注7						
溶解性マンガン含有量	10 注7						
ク ロ ム 含 有 量	2 注5						
大腸菌数 [CFU/mL]	(800)						
温度、外観、透視度及び臭気	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

注1 ()内は日間平均値である。

注2 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

注3 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上の特定事業場について適用する。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量 30m³以上の特定事業場について適用する。

注4 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準がある(P.30参照)。

注5 クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。

注6 上乘せ基準を適用する水域区分については、第1種水域から第4種水域及び呉水域の5水域であり、その範囲はP.36~38のとおりである。

注7 呉水域(P.37)にあっては、P.32のとおり上乘せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。

注8 瀬戸内海水域(P.23)にあっては、P.33~35のとおり上乘せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。

注9 下水道排水区域内においてはP.36(6)のとおり、上乘せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。

(2-1) 県下全域に係る排水基準の暫定排水基準

亜鉛含有量に係る暫定排水基準について

業種その他の区分	亜鉛含有量 (mg/L)
電気めっき業	4

令和11年12月10日までは暫定排水基準が適用される。

(3) 瀬戸内海水域及び特定湖沼流域に係る排水基準 (排水基準を定める省令)

項目	許容限度 [mg/L]
窒素含有量	120(60)
リン含有量	16(8)

注1 ()内は日間平均値である。

注2 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上の特定事業場について適用する。

注3 窒素含有量についての排水基準は、瀬戸内海水域 (P. 23) 及び特定湖沼 (窒素含有量に係るもの) (P. 31) に流入する排出水に限って適用する。

注4 リン含有量についての排水基準は、瀬戸内海水域 (P. 23) 及び特定湖沼 (リン含有量に係るもの) (P. 31) に流入する排出水に限って適用する。

注5 窒素含有量及びリン含有量については、業種により暫定排水基準がある (以下(3-1)参照)。

(3-1) 瀬戸内海水域及び特定湖沼流域に係る暫定排水基準

①窒素含有量に係る暫定排水基準

業種その他の区分	窒素含有量 (mg/L)
天然ガス鉱業	160 (150)
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。(P. 14 参照))	130 (110)
酸化コバルト製造業	200 (100)
バナジウム化合物製造業 モリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100 (3,100)

注1 ()内は日間平均値である。

注2 令和10年9月30日までは暫定排水基準が適用される。

②リン含有量に係る暫定排水基準

業種その他の区分	リン含有量 (mg/L)
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。(P. 14 参照))	22 (18)

注1 ()内は日間平均値である。

注2 令和10年9月30日までは暫定排水基準が適用される。

【窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る特定湖沼】

特定湖沼（窒素含有量に係るもの）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本庄ダム貯水池（本庄貯水池）	呉市	三永ダム貯水池（三永水源地）	東広島市
御調ダム貯水池（青竜湖）	三原市、尾道市	土師ダム貯水池（八千代湖）	安芸高田市

特定湖沼（磷含有量に係るもの）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
新成羽川ダム貯水池（備中湖）	神石高原町	八田原ダム貯水池（芦田湖）	府中市、世羅町
魚切ダム貯水池（窓竜湖）	広島市	沓ヶ原ダム調整池	三次市
南原ダム貯水池（南原貯水池）		高暮ダム貯水池（神之瀬湖）	庄原市
明神ダム貯水池（明神貯水池）		明賀ダム貯水池	
下部ダム貯水池	呉市	帝釈川ダム貯水池（神竜湖）	庄原市、神石高原町
上部ダム貯水池		弥栄ダム貯水池（弥栄湖）	大竹市
野呂川ダム貯水池（野呂峡やすらぎ湖）		黒瀬ダム貯水池	東広島市
本庄ダム貯水池（本庄貯水池）		田房ダム貯水池	
柳迫ダム貯水池		三永ダム貯水池（三永水源地）	
大山下池	尾道市	棕梨ダム貯水池（白竜湖）	東広島市、三原市
奥山池		飯ノ山ダム貯水池（飯山貯水池）	廿日市市
栗原ダム貯水池（門田水源地）		渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）	
奈良池		小瀬川ダム貯水池（真珠湖）	廿日市市、安芸太田町
久山田ダム貯水池（久山田水源地）		立岩ダム貯水池（立岩貯水池）	
竜泉寺ダム貯水池		土師ダム貯水池（八千代湖）	
岩谷ダム貯水池	福山市	鹿川ダム貯水池	江田島市
内浦ダム貯水池		三高ダム貯水池（三高水源地）	安芸太田町、北広島町
大浦第一ダム貯水池		王泊ダム貯水池（仙水湖）	
大浦第二ダム貯水池		樽床ダム貯水池（聖湖）	北広島町
釜谷ダム貯水池		三川ダム貯水池（神農湖）	世羅町
熊野ダム貯水池（熊野貯水池）		山田川ダム貯水池	
新道ダム貯水池		観音谷ダム貯水池	竹原市
服部大池		松子山ため池（松子山大池）	
八日谷ダム貯水池（八日谷貯水池）		御調ダム貯水池（青竜湖）	

(4) 呉水域に係る上乘せ排水基準

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

項目	業 種 等		許 容 限 度 [m g / L]	
			昭和 48 年 3 月 23 日までに 設置された特定事業場	昭和 48 年 3 月 23 日以降に 設置された特定事業場
化学的 酸素 要求 量	クラフトパルプ製造業		120(85)	
	紙製造業		120(85)	40(30)
	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	15(10)	
		排水量 10,000 m ³ /日未満		15(10)
	金属製品製造業等			15(10)
	その他の業種			40(30)
浮遊 物質 量	クラフトパルプ製造業 及び紙製造業		90(65)	65(50)
	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	65(50)	65(50)
		排水量 10,000 m ³ /日未満		65(50)
	その他の業種			65(50)
溶有 性 鉄 含 量	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	1	1
		排水量 10,000 m ³ /日未満	3	3
	金属製品製造業等		3	3
溶ガ 解 性 含 マ 有 ン 量	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	1	1
		排水量 10,000 m ³ /日未満	3	3
	金属製品製造業等		3	3

注1 ()内は日間平均値である。

注2 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上のものに適用する。

ただし、シアン又はクロムを使用するもの及び、と畜業、食鶏処理業、廃油再生業に属するものについては、日平均排水量 30m³以上の特定事業場について適用する。

注3 金属製品製造業とは、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業をいう。

注4 呉水域とは、P.37の呉水域の範囲のとおりである。

(5) 瀬戸内海水域における化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

業 種 等		許容限度[mg/L]				
		昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に設置された 特定事業場		
		最大排水量 500m ³ /日 以上	最大排水量 500m ³ /日 未満	最大排水量 5,000 m ³ /日以上	最大排水量 5,000~ 500m ³ /日	最大排水量 500m ³ /日 未満
食料品・ たばこ製 造業	畜産食料品製造業（食鶏処理業を除く。）及 び飲料製造業（蒸留酒・混成酒製造業及び清 涼飲料製造業を除く。）	65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
	食鶏処理業、水産食料品製造業、野菜缶詰・ 果実缶詰・農産保存食料品製造業、パン・菓子 製造業、蒸留酒・混成酒製造業（蒸留酒・混成 酒製造業と蒸留酒・混成酒製造業以外の飲料製 造業とを兼ねる場合を含む。）豆腐・油揚げ製 造業及び冷凍調理食品製造業	100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
	清涼飲料製造業	65(50)	85(65)	15(10)	20(15)	30(20)
	たばこ製造業	40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
	その他の業種（弁当製造業を除く。）	100(75)	130(100)	15(10)	20(15)	30(20)
繊維工業	染色整理業	85(65)	130(100)	15(10)	20(15)	30(20)
	その他の業種	85(65)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
木材・木製品製造業		65(50)	85(65)	15(10)	15(10)	20(15)
パルプ・紙・紙加工品製造業		90(70)	120(90)	15(10)	15(10)	20(15)
出版・印刷・同関連産業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
化学工業 (共同公害防止事 業(中小企業事業団 法第23条の規定 に基づく業務方法書 に定める共同施設事 業及び共同公害防止 等事業であって汚水 等の処理施設の設置 に係る事業をいう。 以下同じ。)に係る ものを除く。)	無機化学工業製品製造業	15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50(35)	65(50)	15(10)	15(10)	20(15)
	レーヨン製造業(レー ヨン製造業とレーヨン 製造業以外の化学繊維 製造業又は有機化学工 業製品製造業とを兼ね る場合を含む。)	レーヨン製造の湿 式紡糸施設からの排 出水を排出する排水 口	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
	その他の排水口	15(10)	15(10)	15(10)	20(15)	
その他の業種		35(25)	50(35)	15(10)	15(10)	20(15)

業 種 等	許容限度[mg/L]					
	昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に設置された 特定事業場			
	最大排水量 500m ³ /日 以上	最大排水量 500m ³ /日 未満	最大排水量 5,000 m ³ /日以上	最大排水量 5,000~ 500m ³ /日	最大排水量 500m ³ /日 未満	
ゴム製品製造業（共同公害防止事業に係るものを除く。）	30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)	
鉄鋼業（製鉄業以外の鉄鋼業であって共同公害防止事業に係るものを除く。）	電気めっき施設を設置するもの	20(15)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他のもの	15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
非鉄金属製造業	15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)	
金属製品製造業及び機械器具製造業（武器製造業を含む。以下同じ。共同公害防止事業に係るものを除く。）	20(15)	30(20)	15(10)	20(15)	30(20)	
採石業及び砂・砂利・玉石採取業、潤滑油・グリース製造業、窯業、土石製品製造業並びに廃油再生業（共同公害防止事業に係る窯業・土石製品製造業を除く。）	30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)	
空き瓶卸売業	40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)	
共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)	
弁当仕出屋又は弁当製造業	100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)	
ガス供給業	40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)	
水道業（下水道業を除く。）	30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)	
下水道業	30(20)		30(20)			
自動車小売業及び自動車整備業	50(40)	65(50)	15(10)	15(10)	20(15)	
飲食店	100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)	
中央卸売市場及び地方卸売市場	100(80)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)	
と畜業	100(75)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)	
化学工業、ゴム製品製造業、鉄鋼業（製鉄業を除く。）、金属製品製造業及び機械器具製造業並びに窯業・土石製品製造業のうち、共同公害防止事業に係るもの	40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)	
産業廃棄物処理業	40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)	
ごみ処理業	65(50)		20(15)	30(20)	40(30)	
旅館、その他の宿泊所	60(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)	
医療業	65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)	

業 種 等		許容限度[mg/L]				
		昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に設置された 特定事業場		
		最大排水量 500m ³ /日 以上	最大排水量 500m ³ /日 未満	最大排水量 5,000 m ³ /日以上	最大排水量 5,000~ 500m ³ /日	最大排水量 500m ³ /日 未満
試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
し尿浄化槽(処理対象人員が501人以上のもの)に係るもの(処理対象人員は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定する。以下同じ。)	昭和50年4月19日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第6に定める構造基準に合致しないもの	120(90)		20(15)	30(20)	40(30)
	その他のもの	50(40)		20(15)	30(20)	40(30)
し尿浄化槽(処理対象人員が201人以上500人以下のもの)に係るもの	し尿を単独で処理するもの及び昭和56年6月1日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第2に定める構造基準に合致するもの	120(90)		30(20)	40(30)	50(40)
	その他のもの	80(60)		30(20)	40(30)	50(40)
し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		65(50)		15(10)	15(10)	20(15)
その他の業種	酸若しくはアルカリによる表面処理施設又は電気めつき施設を設置するもの	20(15)	30(20)	15(10)	15(10)	20(15)
	車両洗浄施設を設置するもの	65(50)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他のもの	130(100)		15(10)	15(10)	20(15)

注1 ()内は日間平均値である。

注2 この表に掲げる排水基準は、日最大排水量が50m³以上のものについて適用する。

注3 昭和49年3月26日以前に瀬戸内海水域に設置された特定事業場(注4の規定により同日前に設置された特定事業場とみなされたものを含む。)で、同日以降移転又は業種等を変更することなく施設の全部の更新を行った場合は、同日前に設置されたものとみなす。

注4 1の施設が新たに特定施設となった際、現にその施設を設置している特定事業場(当該施設の設置の工事に着手されたものを含み、昭和49年3月26日以後に他の特定施設を設置しているものを除く。)は、同日前に設置されたものとみなす。

注5 1つの特定事業場について複数の業種等があり、それぞれにおいて異なる排水基準が定められている場合は、最も厳しい基準を適用する(共同処理施設においても同様。)。ただし、201人槽以上のし尿浄化槽にあっては、他の業種等の排水基準を適用する(このうち、201~500人槽のし尿浄化槽以外に当該他の業種等に係る特定施設がない場合には、最も緩い基準を適用する。)

注6 瀬戸内海水域に排水を排出する特定事業場に係る(2)(P.29)及び(4)(P.32)の化学的酸素要求量の排水基準が、この表に掲げる排水基準よりも厳しい場合は、(2)及び(4)に掲げる排水基準を適用する。

注7 ごみ処理業、旅館その他宿泊所、医療業、試験研究機関(学校に限る)、し尿浄化槽に係るもの及びし尿処理業については、「昭和49年3月26日」を「昭和58年3月31日」と、「昭和49年3月27日」を「昭和58年4月1日」とする。

(6) 下水道排水区域内における上乘せ排水基準

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

工場又は事業場が下水道法第2条第7号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上乘せ排水基準となる。(ただし、(5)(P.33~35)の排水基準が、当該終末処理場の水質基準より厳しい場合は、(5)の排水基準を適用する。)

4 県下4区分水域及び呉水域の区分の範囲(P.38 水域区分図参照)

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

区 域	範 囲
第一種水域	第二種水域、第三種水域及び第四種水域以外の公共用水域
第二種水域	次に掲げる公共用水域及びこれに接続する公共用水域 1 中津岡川との合流点から上流の永慶寺川(中津岡川を含む。) 2 佐原田橋から御手洗橋に至る区間の御手洗川 3 神路橋から頓子橋に至る区間の可愛川 4 池田橋から皆賀橋に至る区間の八幡川 5 人甲川との合流点から下流の根谷川並びに行森川との合流点から祇園水門及び大芝水門に至る区間の太田川 6 日浦橋から上流の瀬野川 7 本庄貯水池から上山手橋に至る区間の二河川 8 二級貯水池から上流の黒瀬川 9 内海大橋から上流の野呂川 10 郷六橋から上流の高野川 11 新興橋から上流の三津大川 12 田万里川との合流点から親耕橋に至る区間の賀茂川 13 入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川(入野川を含み、棕梨川及び仏通寺川を除く。) 14 清水橋から上流の和久原川 15 桜橋から上流の栗原川 16 真川橋から上流の藤井川 17 末广大橋から上流の本郷川 18 鞆渡橋から上流の山南川 19 八幡川との合流点から下流の御調川及び大渡橋から神島橋に至る区間の芦田川 20 鷲尾橋から下流の馬洗川(本村川との合流点から下流の上下川を含む。)、柳原橋から下流の西城川(川北川を含む。)、千代田橋から下流の志路原川、多治比川及び野賀橋から生田川との合流点に至る区間の江の川(本川のみに限る。) 21 島地域におけるすべての河川 22 第三種水域の1から20までに掲げる河川に接続する公共用水域(湖沼及びもっぱら廃液又は汚水を放流する水路を除く。)

水 域	範 囲
第三種水域	<p>次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中市井堰から下流の小瀬川 2 中津岡川との合流点から下流の永慶寺川 3 御手洗橋から下流の御手洗川 4 頓子橋から下流の可愛川 5 皆賀橋から下流の八幡川 6 祇園水門及び大芝水門から下流の太田川、旧太田川、天満川、元安川、京橋川及び猿猴川 7 日浦橋から下流の瀬野川 8 上山手橋から下流の二河川 9 二級貯水池から下流の黒瀬川 10 内海大橋から下流の野呂川 11 郷六橋から下流の高野川 12 新興橋から下流の三津大川 13 親耕橋から下流の賀茂川 14 七宝橋から下流の沼田川 15 清水橋から下流の和久原川 16 桜橋から下流の栗原川 17 真川橋から下流の藤井川 18 末広大橋から下流の本郷川 19 鞆渡橋から下流の山南川 20 神島橋から下流の芦田川 21 1 から 20 までに掲げる河川に接続する公共用水域のうち、もっぱら廃液又は汚水を放流する水路 22 その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する公共用水域
第四種水域	陸岸の地先海域
呉水域	<p>呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点から同市仁方町と同市川尻町の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域並びに同海域に直接流入する河川（JR呉線二河川橋梁から上流の二河川及び同呉線西大川橋梁から上流の黒瀬川を除く。）及びこれに接続する公共用水域をいう。</p>

水 域 区 分 図



- 凡 例
- 第一種水域 (White box)
 - 第二種水域 (Horizontal lines)
 - 第三種水域 (Vertical lines)
 - 第四種水域 (Diagonal lines)
 - 呉 水 域 (Grid pattern)
- 海岸の境界線
 港



8 汚水等関係特定事業場に係る排水基準

1 対象となる工場又は事業場

以下の特定施設を設置する工場又は事業場

- ・汚水等関係特定施設 (P. 21)

(ただし、別表第7の5項の特定施設(水濁法上の特定施設)を除く)

2 法律体系

排水規制の区分	法 令
濃度規制	広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

3 排水基準

(1) 水質関係有害物質に係る規制基準 (➤ 条例施行規則別表第8)

対 象 項 目	排 水 基 準(mg/L)	対 象 項 目	排 水 基 準(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	1	1、2-ジクロロエタン	0.04
有機リン化合物 ^{注2}	1	1、1-ジクロロエチレン	1
鉛及びその化合物	0.1	シス-1、2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	0.2	1、1、1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	0.1	1、1、2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	1、3-ジクロロプロパン	0.02
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チウラム	0.06
P C B	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	0.1

注1 この表に掲げる規制基準は、排水量の大小にかかわらず適用する。

注2 有機リン化合物については、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

(2) 県下全域に係る規制基準 (➤条例施行規則別表第9)

項 目	許 容 限 度 [mg/L]						
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域
	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	
水素イオン濃度(pH) [水素指数]	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.5~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	90 (70)		160 (120)		160 (120)		
化学的酸素要求量 (COD)		50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
浮遊物質(S S)	90(70)		90(70)		200(150)		200(150)
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油脂類)	8		8		20		20
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類)	5						
フェノール類含有量	5						
銅 含 有 量	3						
亜 鉛 含 有 量	5						
溶 解 性 鉄 含 有 量	10						
溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量	10						
ク ロ ム 含 有 量	2注6						
ふ っ 素 含 有 量	15						
大腸菌数 [CFU/mL]	(800)						
温度、外観、透視度及び臭気	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

注1 ()内は日間平均値である。

注2 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

注3 第1種水域～第4種水域の範囲についてはP.36～38のとおりである。

注4 この表に掲げる規制基準は、日平均排水量50m³以上の汚水等関係特定事業場について適用する。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」については、日平均排水量30m³以上の特定事業場について適用する。

注5 この表に掲げる規制基準は、汚水等関係特定施設(P.21)のうち、1の項(パン菓子製造業の用に供する洗浄施設)、3の項(理化学試験研究の用に供する洗浄施設)、4の項(流水式塗装施設)の施設を設置する汚水等関係特定事業場に係る排水について適用する。

注6 クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。

(3) 下水道排水区域内における規制基準 (➤条例施行規則第21条第2項)

工場又は事業場が下水道法第2条第7号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上記(2)の規制基準より厳しい場合は、その水質基準を規制基準とする。

4 県下4区分水域区分の範囲

水質汚濁防止法の排水基準に係る区分と同じ(P.36～38を参照)。

9 ダイオキシン法の水質基準対象施設設置の事業場に係る排水基準

- 1 対象となる工場又は事業場
以下の特定施設を設置する工場又は事業場
・ダイオキシン法の水質基準対象施設 (P. 22)

2 法律体系

排水規制の区分	法 令
濃度規制	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

3 排水基準 (➤ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2)

対 象 項 目	排 水 基 準(mg/L)
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 注2

注1 基準適用場所は、事業場の排水口とする。

注2 TEQ：ダイオキシン類の毒性を、最も毒性の強い2,3,7,8-TeCDDに換算した値

排水基準適用表その1（瀬戸内海水域（上乘せ条例第5条に規定するものをいう。ただし、上乘せ条例第4条に規定する呉水域以外の水域をいう。））

項目	事業場の法・条例区分，排水量 (m ³ /日) 及び業種等の区分	法							生活環境条例			基準値及び適用範囲		
		根 拠 法 令	平 均 50 以 上	平均 30 以上 50 未満				平均 30 未満		平 均 50 以 上	平均 30 以上 50 未満		平 均 30 未 満	
				最大 50 以上		最大 50 未満		最大 50 以 上	最大 50 未 満		C N ・ C r			そ の 他
				C N 等	そ の 他	C N 等	そ の 他							
有害物質	法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法：ほう素，ふっ素，アンモニア化合物，1,4-ジオキサンは業種により暫定基準あり。 生活環境条例：ふっ素は生活環境項目。ほう素，アンモニア化合物，1,4-ジオキサンは規制対象外。	
水素イオン濃度（pH）	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—	第1・2・3種水域：5.8～8.6，第4種水域：5.5～9.0	
生物化学的酸素要求量（BOD）	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—	湖沼・第4種水域には適用されない。（下水道区域内は除く。）	
化学的酸素要求量（COD）	法・上乘せ条例	○	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—	業種等により異なる。	
浮遊物質（SS）	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—		
溶解性鉄含有量・溶解性マンガン含有量	法	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	それぞれ 10 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	法・上乘せ条例	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	動植物性油脂類：第1・2種 8 mg/L，第3・4種 20 mg/L。鉱油類：5 mg/L	
クロム含有量	法・上乘せ条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全域 2 mg/L	
窒素・燐含有量	法・上乘せ条例	◎	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	—	業種により暫定基準あり。下水道区域内は下水道水質基準による。	
その他生活環境項目	法・上乘せ・ 生活環境条例	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	法：亜鉛 2 mg/L（業種により暫定基準あり。） 生活環境条例：亜鉛 5 mg/L。ふっ素は生活環境項目。	
温度・外観・透視度・臭気	生活環境条例	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—		
総量規制基準（COD・窒素含有量・燐含有量）	法	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	規制基準値（C値）は業種等により異なる。	

- ・法：水質汚濁防止法，上乘せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例。生活環境条例：広島県生活環境の保全等に関する条例
- ・「アンモニア化合物」とは，アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
- ・「CN等」とは，シアン又はクロムを使用する特定事業場及びと畜業，食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場をいう。
- ・「CN・Cr」とは，シアン又はクロムを使用する事業場をいう。
- ・2以上の基準の適用を受ける項目にあつては，最も厳しい基準を適用する。
- ・◎は，下水道区域内の事業場にあつては下水道法施行令第5条の5第2項に規定される下水道管理者が定める計画放流水質又は下水道法施行令第6条に規定される水質の技術上乘せが適用されることを示す。（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第6条，生活環境保全条例施行規則第21条第2項）

排水基準適用表その2（呉水域（上乗せ条例第4条に規定するものをいう。））

項目	事業場の法・条例区分，排水量 (m ³ /日) 及び業種等の区分	法				生活環境条例				基準値及び適用範囲	
		根 拠 法 令	平 均 50 以 上	平均30以上50 未満		平 均 30 未 満	平 均 50 以 上	平均30以上 50未満			平 均 30 未 満
				C N 等	そ の 他			C N ・ C r	そ の 他		
有害物質	法	○	○	○	○	○	○	○	○	法：ほう素，ふっ素，アンモニア化合物，1,4-ジオキサンは業種により暫定基準あり。 生活環境条例：ふっ素は生活環境項目。ほう素，アンモニア化合物，1,4-ジオキサンは規制対象外。	
水素イオン濃度（pH）	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	第1・2・3種水域：5.8～8.6，第4種水域：5.5～9.0	
生物化学的酸素要求量（BOD）	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	湖沼・第4種水域には適用されない。（下水道区域内は除く。）	
化学的酸素要求量（COD）	法・上乗せ	○	○	—	—	○	○	—	—	業種等により異なる。	
浮遊物質（SS）	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	業種等により異なる。	
溶解性鉄含有量・溶解性マンガン含有量	法・上乗せ	○	○	—	—	○	○	—	—	鉄鋼業・金属製品製造業に対しては上乗せあり。	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	法・上乗せ	○	○	—	—	○	○	—	—	動植物性油脂類：第1・2種水域8mg/L，第3・4種水域20mg/L。鉱油類：5mg/L	
クロム含有量	法・上乗せ	○	○	○	○	○	○	○	○	全域2mg/L	
窒素・磷含有量	法・上乗せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	業種により暫定基準あり。下水道区域内は下水道水質基準による。	
その他生活環境項目	法・上乗せ・ 生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—	法：亜鉛2mg/L（業種により暫定基準あり。） 生活環境条例：亜鉛5mg/L。ふっ素は生活環境項目。	
温度・外観・透視度・臭気	生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—		
総量規制基準（COD・窒素含有量・磷含有量）	法	○	—	—	—	—	—	—	—	規制基準値（C値）は業種等により異なる。	

- ・法：水質汚濁防止法，上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例。生活環境条例：広島県生活環境の保全等に関する条例
- ・「アンモニア化合物」とは，アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
- ・「CN等」とは，シアン又はクロムを使用する特定事業場及びと畜業，食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場をいう。
- ・「CN・Cr」とは，シアン又はクロムを使用する事業場をいう。
- ・2以上の基準の適用を受ける項目にあつては，最も厳しい基準を適用する。
- ・◎は，下水道区域内の事業場にあつては下水道法施行令第5条の5第2項に規定される下水道管理者が定める計画放流水質又は下水道法施行令第6条に規定される水質の技術上乗せが適用されることを示す。（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第6条，生活環境保全条例施行規則第21条第2項）

排水基準適用表その3（その1及びその2以外の水域（江の川水域））（第1・2種水域のみ）

項目	事業場の法・条例区分、排水量 (m ³ /日) 及び業種等の区分	法				生活環境条例				基準値及び適用範囲	
		根 拠 規 定	平 均 50 以 上	平均30以上50 未満		平 均 30 未 満	平 均 50 以 上	平均30以上 50未満			平 均 30 未 満
				C N 等	そ の 他			C N ・ C r	そ の 他		
有害物質	法	○	○	○	○	○	○	○	○	法：ほう素、ふっ素、アンモニア化合物、1,4-ジオキサンは業種により暫定基準あり。 条例：ふっ素は生活環境項目。ほう素、アンモニア化合物、1,4-ジオキサンは規制対象外。	
水素イオン濃度（pH）	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	第1・2種水域：5.8～8.6	
生物学的酸素要求量（BOD）	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	湖沼には適用されない。（下水道区域内は除く。）	
化学的酸素要求量（COD）	法・上乘せ	○	○	—	—	○	○	—	—	湖沼のみ適用	
浮遊物質（SS）	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—		
溶解性鉄含有量・溶解性マンガン含有量	法・上乘せ	○	○	—	—	○	○	—	—	それぞれ10 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物	法・上乘せ	○	○	—	—	○	○	—	—	動植物性油脂類：第1・2種水域8 mg/L、鉱油類：5 mg/L	
クロム含有量	法・上乘せ	○	○	○	○	○	○	○	○	全域2 mg/l	
窒素・燐含有量	法・上乘せ	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	業種により暫定排水基準あり。下水道区域内及び特定湖沼（P34参照）流入域のみ。	
その他生活環境項目	法・上乘せ・ 生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—	法：亜鉛2 mg/L（業種により暫定基準あり。） 条例：亜鉛5 mg/L。ふっ素は生活環境項目となる。	
温度・外観・透視度・臭気	生活環境条例	○	○	—	—	○	○	—	—		
総量規制基準（COD・窒素含有量・燐含有量）	法	—	—	—	—	—	—	—	—		

- ・法：水質汚濁防止法，上乘せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例。生活環境条例：広島県生活環境の保全等に関する条例
- ・「アンモニア化合物」とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
- ・「CN等」とは、シアン又はクロムを使用する特定事業場及びと畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場をいう。
- ・「CN・Cr」とは、シアン又はクロムを使用する事業場をいう。
- ・2以上の基準の適用を受ける項目にあつては、最も厳しい基準を適用する。
- ・◎は、下水道区域内の事業場にあつては下水道法施行令第5条の6第2項に規定される下水道管理者が定める計画放流水質又は下水道法施行令第6条に規定される水質の技術上乘せが適用されることを示す。（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第6条，生活環境保全条例施行規則第21条第2項）

10 構造等に関する基準

1 概要

(1) 対象となる施設

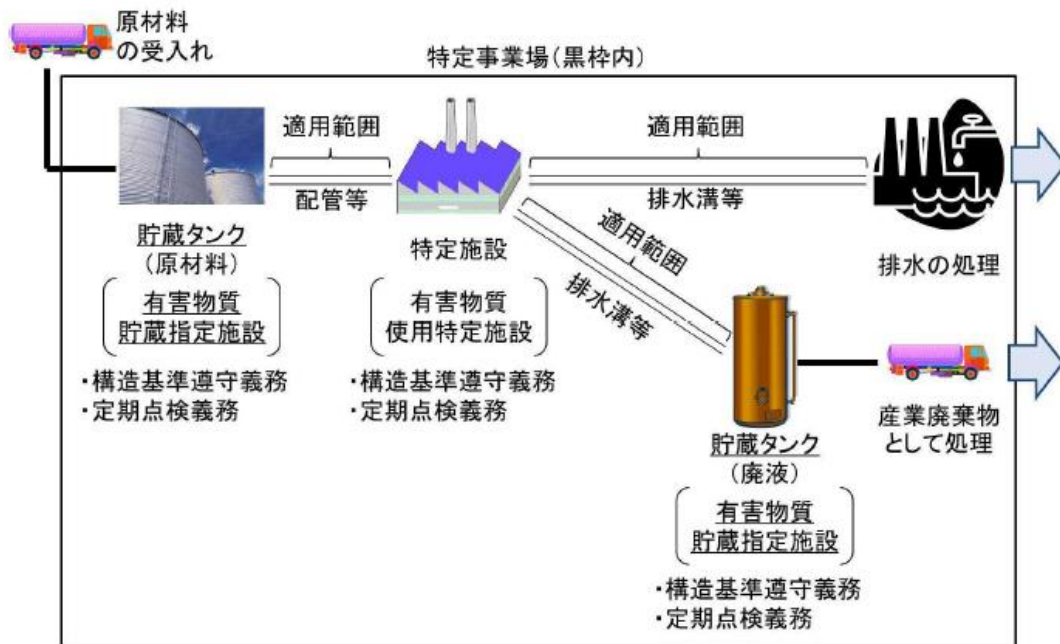
有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設 (P. 20)

(2) 法律体系

基準の区分	法令
構造基準 (P. 46~52)	水濁法施行規則第8条の3~6
使用の方法の基準 (P. 53)	水濁法施行規則第8条の7
点検結果の記録・保存 (P. 53)	水濁法施行規則第9条の2の3

(3) 基準適用箇所の施設区分概念図

(事業場全体の例)



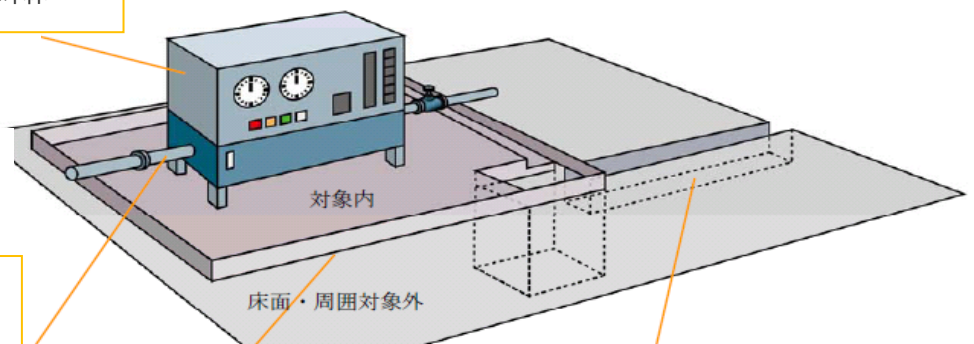
(施設付近の例)

② 施設本体 (P. 47)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体

①-1 施設本体の床面 (P. 46)

対策の求められる範囲：施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定されている範囲



③ 付帯する配管等 (P. 47~49)

- ・施設に付帯する設備
- ・配管、継手類、バルブ類、フランジ類、ポンプ設備

①-2 施設本体の周囲 (P. 46)

防液堤、側溝、ためます、受け皿等 (想定流出量分の流出を防止できる構造)

④ 排水溝等 (P. 50)

排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水系統設備

2 施設区分ごとの構造基準

※基準の区分

- A基準：平成24年6月1日以降に設置（着工も含む）した対象施設
 B基準：平成24年5月31日までに設置（着工も含む）した対象施設

(1) 「施設本体の床面及び周囲」の基準

ア A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法						
次の①、②のいずれかに適合すること							
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とすること。 (2) 有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 (3) 周囲は、有害物質を含む水の施設の外への流出を防止するため、防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。（防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。）	①の基準に係る点検 <table border="1"> <tr> <td>㊦</td> <td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>㊧</td> <td>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table>	㊦	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	㊧	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
㊦	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上					
㊧	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上					
② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	②の基準に係る点検 <table border="1"> <tr> <td>措置に応じた点検事項</td> <td>点検事項に応じた頻度</td> </tr> </table>	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度				
措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度						
③ ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視により容易に確認できるものである場合には、上記①、②は適用しない。	③の基準に係る点検 <table border="1"> <tr> <td>床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>1月に1回以上</td> </tr> </table>	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上				
床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上						

イ B基準（既設のみ）

構造及び設備の基準	定期点検の方法												
① 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「床面及び周囲の構造及び設備の基準（A基準）」①(1)、(2)に適合しない場合 … 次の基準の「(1)及び(2)」又は「(1)及び(3)」の組み合わせのいずれかに適合すること。 (1) 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「床面及び周囲の構造及び設備の基準（A基準）」に適合すること。 (2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること。 (3) (2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	①の基準、②の基準 共通 <table border="1"> <tr> <td>㊦</td> <td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>㊧</td> <td>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>㊨</td> <td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>㊩</td> <td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月に1回以上</td> </tr> </table>	㊦	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	㊧	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	㊨	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	㊩	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
㊦	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上											
㊧	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上											
㊨	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上											
㊩	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上											
② 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置されている場合であって、施設本体の下部の床面が「床面及び周囲の構造及び設備の基準（A基準）」①(1)、(2)に適合しない場合 … 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「床面及び周囲の構造及び設備の基準（A基準）」に適合すること。	※ ㊩について、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこと。												

(2) 「施設本体（地下貯蔵施設を除く。）」の基準

A基準・B基準共通

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
※ 規定なし（右欄の定期点検を実施すること。）	㊦	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	㊧	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	※ 『「床面及び周囲」の点検（B基準）』において、別途本体に係る点検基準の規定あり。		

(3) 「付帯する配管等（地上に設置する場合）」の基準

※ 「配管等」＝ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）。

ア A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
次の①、②のいずれかに適合すること	①の基準、②の基準 共通		
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。）	㊦	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
② 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。	㊧	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上

イ B基準（既設のみ）

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	㊦	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	㊧	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

(4) 「付帯する配管等（地下に設置する場合）」の基準

ア A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法										
次の①、②、「②及び③」、④のいずれかに適合すること											
<p>① 「トレンチ（細長い溝）内に設置」する場合は、次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) トレンチの中に設置すること。（配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確認できる構造であること。）</p> <p>(2) トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によること。</p> <p>(3) トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p>	<p>①の基準に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="831 389 1401 703"> <tr> <td data-bbox="831 389 887 506">㉗</td> <td data-bbox="887 389 1209 506">配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1209 389 1401 506">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 506 887 584">㉘</td> <td data-bbox="887 506 1209 584">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1209 506 1401 584">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 584 887 703">㉙</td> <td data-bbox="887 584 1209 703">トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1209 584 1401 703">1年に1回以上</td> </tr> </table>		㉗	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	㉘	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	㉙	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
㉗	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上									
㉘	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上									
㉙	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上									
<p>② 「地下に埋設」するなど、①以外の場合は、次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。）</p>	<p>②の基準に係る点検（「②及び③の基準」に適合する場合を除く。）</p> <p>… 次の㉚、㉛のいずれかの方法により行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="831 860 1401 1133"> <tr> <td data-bbox="831 860 887 1055">㉚</td> <td data-bbox="887 860 1209 1055">配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1209 860 1401 1055">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1055 887 1133">㉛</td> <td data-bbox="887 1055 1209 1133">㉚と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1209 1055 1401 1133">点検方法に応じた頻度</td> </tr> </table>		㉚	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上	㉛	㉚と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度			
㉚	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上									
㉛	㉚と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度									
<p>③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切に配置することその他の漏えい等を確認できる措置を講じること。</p>	<p>「②及び③の基準」に適合する場合に係る点検</p> <p>… 次の「㉜及び㉝」、「㉞及び㉟」のいずれかの点検の組み合わせにより行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="831 1285 1401 1675"> <tr> <td data-bbox="831 1285 887 1480">㉜</td> <td data-bbox="887 1285 1209 1480">配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1209 1285 1401 1480">3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1480 887 1559">㉝</td> <td data-bbox="887 1480 1209 1559">㉜と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1209 1480 1401 1559">点検方法に応じた頻度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1559 887 1675">㉞</td> <td data-bbox="887 1559 1209 1675">地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1209 1559 1401 1675">1月に1回以上</td> </tr> </table> <p>※ ㉞について、有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には3月に1回以上。</p>		㉜	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	3年に1回以上	㉝	㉜と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度	㉞	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
㉜	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	3年に1回以上									
㉝	㉜と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度									
㉞	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上									
<p>④ ①、②又は「②及び③」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>④の基準に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="831 1796 1401 1845"> <tr> <td data-bbox="831 1796 1091 1845">措置に応じた点検事項</td> <td data-bbox="1091 1796 1401 1845">点検事項に応じた頻度</td> </tr> </table>		措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度							
措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度										

※ 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の㉟又は㊱に掲げる項目及び頻度で行うことができる。

㉟	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	3年に1回以上
㊱	㉟と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度

イ B基準 (既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法										
次の①、②、③のいずれかに適合すること											
① トレンチの中に設置していること。(漏えいを確認できる構造となっていること)	<p>①の基準に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="906 315 1407 703"> <tr> <td data-bbox="906 315 962 427">㊦</td> <td data-bbox="967 315 1238 427">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td data-bbox="1243 315 1407 427">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 434 962 546">①</td> <td data-bbox="967 434 1238 546">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1243 434 1407 546">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 553 962 703">㊧</td> <td data-bbox="967 553 1238 703">トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1243 553 1407 703">6月に1回以上</td> </tr> </table>		㊦	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	①	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	㊧	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
㊦	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上									
①	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上									
㊧	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上									
② 地下埋設など①以外の場合で、配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	<p>②の基準に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="906 786 1407 864"> <tr> <td data-bbox="906 786 1238 864">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1243 786 1407 864">1月に1回以上</td> </tr> </table> <p>※ 有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には、3月に1回以上。</p>		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上							
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上										
③ ①又は②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	<p>③の基準に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="906 1021 1407 1099"> <tr> <td data-bbox="906 1021 1238 1099">措置に応じた点検事項</td> <td data-bbox="1243 1021 1407 1099">点検事項に応じた頻度</td> </tr> </table>		措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度							
措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度										

(5) 「排水溝等」の基準

※ 「排水溝等」＝ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備。(有害物質を含む水が通る部分に限る。)

ア A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法									
次の①、「①及び②」、③のいずれかに適合すること										
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置を講じること。	①の基準に係る点検（「①及び②の基準」に適合する場合を除く。） <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>「①及び②の基準」に適合する場合に係る点検</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月に1回以上</td> </tr> </table> ※ ②について、有害物質の濃度の測定により地下浸透の有無の点検を行う場合には3月に1回以上。	①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	3年に1回以上	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上
①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上								
①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	3年に1回以上								
②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上								
③ ①又は「①及び②」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	③の基準に係る点検 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>措置に応じた点検事項</td> <td>点検事項に応じた頻度</td> </tr> </table>	①	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度						
①	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度								

イ B基準 (既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法						
次の①、②のいずれかに適合すること							
① 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	①の基準に係る点検 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月に1回以上</td> </tr> </table> ※ ②について、有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合には、3月に1回以上。	①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上
①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上					
②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上					
② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	②の基準に係る点検 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>措置に応じた点検事項</td> <td>点検事項に応じた頻度</td> </tr> </table>	①	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度			
①	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度					

(6) 「地下貯蔵施設」の基準

ア A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法	
<p>地下貯蔵施設（有害物質貯蔵指定施設のうち、地下に設置されているもの）は、次の①、「①及び②」、③のいずれかに適合すること</p>		
<p>① 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 本体は、タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>(2) 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれが場合は、この限りでない。）</p> <p>(3) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。</p> <p>② 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置を講じること。</p>	<p>①の基準に適合する場合に係る点検（「①及び②の基準」に適合する場合を除く。）</p> <p>… 次の①、②のいずれかの方法により行うこと。</p>	
	<p>① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1年に1回以上</p>
	<p>② ①と同等以上の効果を有する方法による点検</p>	<p>点検方法に応じた頻度</p>
	<p>「①及び②の基準」に適合する場合に係る点検</p> <p>… 次の「①及び③」、「②及び③」のいずれかの点検の組み合わせにより行うこと。</p>	
	<p>① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>3年に1回以上</p>
	<p>② ①と同等以上の効果を有する方法による点検</p>	<p>点検方法に応じた頻度</p>
	<p>③ 地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1月に1回以上</p>
	<p>※ ③について、有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には3月に1回以上。</p>	
<p>③ ①又は「①及び②」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>③の基準に係る点検</p>	
	<p>① 措置に応じた点検事項</p>	<p>点検事項に応じた頻度</p>

※ 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに関する点検は、次の①又は②に掲げる項目及び頻度で行うことができる。

①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	3年に1回以上
②	①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度

※ 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3配管等（地上配管等）」又は「4配管等（地下に設置する場合）」によること。

イ B基準 (既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法							
次の①、②、③のいずれかに適合すること								
<p>① 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>(2) 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p>	<p>①の基準に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="914 315 1402 432"> <tr> <td data-bbox="914 315 970 432">①</td> <td data-bbox="970 315 1238 432">地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1238 315 1402 432">1月に1回以上</td> </tr> </table> <p>※ 有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には、3月に1回以上。</p>		①	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上			
①	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上						
<p>② 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>(2) 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p>	<p>②の基準に係る点検</p> <p>… 次の①、②のいずれかの方法により行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="914 734 1402 1010"> <tr> <td data-bbox="914 734 970 1010">①</td> <td data-bbox="970 734 1238 1010">地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1238 734 1402 1010">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="914 1010 970 1126">②</td> <td data-bbox="970 1010 1238 1126">①と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1238 1010 1402 1126">点検方法に応じた頻度</td> </tr> </table>		①	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上	②	①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度
①	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上						
②	①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度						
③ ①又は②と同等以上の効果を有する措置を講ずること。	<p>③の基準に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="914 1211 1402 1283"> <tr> <td data-bbox="914 1211 970 1283">①</td> <td data-bbox="970 1211 1238 1283">措置に応じた点検事項</td> <td data-bbox="1238 1211 1402 1283">点検事項に応じた頻度</td> </tr> </table>		①	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度			
①	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度						

※ 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3配管等 (地上配管等)」又は「4配管等 (地下に設置する場合)」によること。

(7) 「使用の方法」の基準

A基準・B基準 共通

使用方法の基準	定期点検の方法		
<p>次の①及び②に適合すること</p> <p>① 有害物質使用特定施設等の使用の方法（作業及び運転等）は、次の方法で行うこと。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>(2) 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>② 使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた「管理要領」が明確に定められていること。</p>	<p>「①及び②の基準」に係る点検</p> <table border="1" data-bbox="1023 353 1401 622"> <tr> <td data-bbox="1023 353 1265 622">管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無</td> <td data-bbox="1265 353 1401 622">1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定</td> </tr> </table>	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定
管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定		

3 点検結果の記録・保存

(1) 点検により異常等が認められた場合

点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずること。

(2) 点検結果の記録

点検結果の記録においては、次に掲げる事項を記録すること。

- ①点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ②点検年月日
- ③点検の方法及び結果
- ④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(3) 点検結果記録の保存

点検結果の記録は、点検の日から3年間保存すること。

(4) 点検時以外において異常等を確認した場合

規定による点検以外において、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めること。

- ①異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ②異常等を確認した年月日
- ③異常等の内容
- ④異常等を確認した者の氏名
- ⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

4 土壌汚染対策法（土対法）と構造基準との関係

（>改正土対法施行規則（平成31年4月1日施行）第3条の2）

平成24年6月以降に設置された有害物質使用特定施設において、上記の構造基準に適合し、点検記録の確認により、有害物質等が地下に浸透していないことが確認できる場合、当該施設の防液堤等の地下浸透防止措置が図られた場所を「汚染のおそれがないと認められる土地」に分類することができる。

11 排出水の量の算定方法等

1 1日当たりの平均的な排出水の量（日平均排出水量）

- (1) 正常に操業している時点において1日1回、週3回以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行ない、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排出水の量とする。

なお、季節的に大巾に排出水量が変更する場合は、通常の操業時期を対象とする。

$$Q = (q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n) / n$$

$$\left(\begin{array}{l} Q : 1日当たりの平均的な排出水の量 (m^3/日) \\ q_n : 実測流量 (m^3/sec) \\ t_n : q_nの測定を行った日の実質操業時間 (sec) \\ n : 測定回数 \end{array} \right)$$

- (2) 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行ない、かつ、使用水が水道のみによる場合は、(1)にかかわらず、次式によることができる。

$$Q = (Q_t - Q_0) / n$$

$$\left(\begin{array}{l} Q_t : 1ヶ月間の水道使用量 \\ Q_0 : 製造過程等で明らかに消費される水量 (実測若しくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る。) \\ n : 1ヶ月間の操業日数 \end{array} \right)$$

2 排出水の一当たりの最大量（日最大排出水量）

- (1) 当該地域における同業種の操業状態等を勘案し、年間を通じて使用水量の最も多い1日を選ぶ。ただし、操業の状態によっては最大使用水量日と最大排出水量日が一致しない場合がありうるので、その場合には最大排出水量日とする。排水口において、日本工業規格K0102の3・2の方法により、前述で選ばれた1日につき操業時間において等時間間隔で3回以上流量を測定し、次式により算定する。

$$Q = (q_1 + q_2 + q_3 + \dots + q_n) \times T / n$$

$$\left(\begin{array}{l} q_1 \sim q_n : 各測定時における流量 (m^3/sec) \\ n : 測定回数 \\ T : 操業時間 (sec) \end{array} \right)$$

- (2) 用水が上水道水又は工業用水道水のみによっており、かつ製造過程等で消費される水量が実測若しくは生産量等によって明らかなる場合は(1)にかかわらず、次式により算定することができる。

$$Q = Q_1 - Q_0$$

$$\left(\begin{array}{l} Q_1 : 1日の水道水使用量 \\ Q_0 : 1日の製造過程等で消費される水量 \end{array} \right)$$

3 1日の排出水の平均的な汚染状態（日間平均値）

1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値をいう。この場合、操業時間直後及び操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定するものとする。

12 許可申請等における汚濁負荷量の増減についての基本的な考え方

(昭和 55 年 12 月 22 日制定, 平成 31 年 4 月 1 日修正)

瀬戸内海側に排水を排出する事業場に係る許可申請等の汚濁負荷量の増減及び水質の基本的な考え方を内規として定め, 統一性を図るものとする。

1 現況水質が環境基準を満足している水域

(1) 産業系の特定事業場 (対象項目: 化学的酸素要求量)

① 新設の特定事業場の場合

ア 上乗せ基準の新設基準 (以下「上乗せ新設基準」という。)

排水口における排水水質は, 上乗せ新設基準を遵守すること。

イ 総量規制基準の新增設基準 (以下「総量新增設基準」という。)

排水水のうち特定排水水の水質は, 総量新增設基準を遵守すること。

② 既設の特定事業場において増設を行う場合 (特定施設の設置, 特定排水水量の増加等)

次のア及びイの規定を遵守すること。

ア 上乗せ新設基準

現状の排水口における汚濁負荷量を維持すること。ただし, 変更後の排水口における排水水質が上乗せ新設基準以下になる場合は, 汚濁負荷量の増加を認める。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

$$\left(\begin{array}{l} L: \text{排水口における汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C: \text{排水口における排水水質 (mg/L)} \\ Q: \text{排水口における最大排水量 (m}^3\text{/日)} \end{array} \right)$$

$C_{\text{変更後}} > [\text{上乗せ新設基準}]$ の場合 $\Rightarrow L_{\text{変更後}} \leq L_{\text{現状}}$ を遵守すること。

$C_{\text{変更後}} \leq [\text{上乗せ新設基準}]$ の場合 $\Rightarrow L_{\text{変更後}} > L_{\text{現状}}$ を認める。

イ 総量新增設基準

現状の特定排水水の汚濁負荷量を維持すること。ただし, 変更後の特定排水水の水質が総量新增設基準以下になる場合は, 汚濁負荷量の増加を認める。

$$L' = C' \times Q' \times 10^{-3}$$

$$\left(\begin{array}{l} L': \text{特定排水水の汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C': \text{特定排水水の汚染状態 (mg/L)} \\ Q': \text{特定排水水の最大水量 (m}^3\text{/日)} \end{array} \right)$$

$C'_{\text{変更後}} > [\text{総量新增設基準}]$ の場合 $\Rightarrow L'_{\text{変更後}} \leq L'_{\text{現状}}$ を遵守すること。

$C'_{\text{変更後}} \leq [\text{総量新增設基準}]$ の場合 $\Rightarrow L'_{\text{変更後}} > L'_{\text{現状}}$ を認める。

(2) 生活系の特定事業場 (別表 1 に掲げるものをいう。)

(対象項目: 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量)

① 新設の特定事業場の場合

開発事業に関する技術的指導基準 (昭和 49 年 12 月 27 日) により原則として浄化槽を

設けて処理することとし、次の基準(以下「指導基準」という。)及び1 (1) ①の基準を遵守すること。

(単位：mg/L)

項目	501人槽以上		500人槽以下	
	BOD	COD	BOD	COD
最大排水量 50 m ³ /日以上 500 m ³ /日未満	15(20)	15(20)	20(20)	30(40)
500 m ³ /日以上	10(15)	10(15)	20(20)	30(40)

② 既設の特定事業場において増設を行う場合(特定施設の設置、特定排出水量の増加等) 指導基準及び1 (1) ①の基準(以下「指導基準等」という。)を遵守すること。ただし、施設の一部の改築等により、事業場全体の排水水質を指導基準等以下にすることが困難と認められる場合は、増設分に限り、指導基準等を遵守することとする。

2 現況水質が環境基準を満足していない水域

現況水質が環境基準を満足していない水域とは、過去3年間の水質、75%値等を参考にし、別表2のとおり定める。

(1) 産業系の特定事業場(対象項目：化学的酸素要求量)

1 (1) の取扱いと同様とする。

(2) 生活系の特定事業場(対象項目：生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量)

① 新設の特定事業場の場合

指導基準等を遵守すること。ただし、河川における場合は、高度処理を行い、BOD 5 mg/L以下に処理することを目標とする。なお、放流地点より下流に上水道取水源がある河川においては、排水水質、排出地点について特に配慮することとする。

② 既設の特定事業場において増設を行う場合(特定施設の設置、特定排出水量の増加等)

前述の「新設の特定事業場の場合」の取扱いと同様とする。ただし、施設の一部の改築等により、事業場全体の排水水質を「新設の特定事業場の場合」と同等の水質以下にすることが困難と認められる場合は、増設分に限り、指導基準等を遵守することとする。

3 最大排水量 50 m³/日未満の特定事業場が 50 m³/日以上に増大する場合

(1) 産業系の特定事業場(対象項目：化学的酸素要求量)

排水量 50m³/日に既設の上乗せ基準(通常)及び総量規制基準を乗じて得られる汚濁負荷量を遵守すること。ただし、増設後の排水水質が1 (1) ①の基準以下になる場合は、汚濁負荷量の増加を認める。

$$50 (\text{m}^3/\text{日}) \times C \times 10^{-3} = L$$

$$\left[\begin{array}{l} C : \text{既設の上乗せ基準(通常)及び総量規制基準 (mg/L)} \\ L : \text{許容汚濁負荷量 (kg/日)} \end{array} \right]$$

(2) 生活系の特定事業場(対象項目：生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量)

1 (2) ②及び2 (2) ②の取扱いと同様とする。

4 その他

排水処理技術等特別の事情により、1～3に定めた事項を履行することが困難であると認められる場合は、個別に協議するものとする。

また、生活系の特定事業場で、主として既存の排水を処理することにより汚濁負荷量が減少する場合についても、個別協議の対象とする。

(例) 農業集落排水処理施設を設置する場合

単独浄化槽を廃止し、全排水を合併浄化槽で処理する場合

なお、この場合、生活排水の処理を推進する観点から、原則として指導基準及び環境基準未達成河川におけるBODの特例の適用を除外し、上乘せ基準の新設基準を遵守することとする。

(別表1)

生活系の特定事業場（一般家庭排水及びこれに類する事業所排水を排出する特定事業場）

特定事業場の種類	具 体 例
一般家庭排水を排出する特定事業場	住宅団地（住宅のみ），し尿処理施設，マンション（住宅のみ），社宅・公舎
一般家庭排水＋事業所排水を排出する特定事業場	大規模住宅団地（団地内には，スーパー，飲食店等がある），店舗付マンション
一般家庭排水に類する排水を排出する特定事業場	事務所，駅，遊戯施設，学校，庁舎，公民館，スーパーマーケット，デパート，旅館，病院，飲食店，給食センター

(別表2) 環境基準未達成水域

水系名	水域名
御手洗川	御手洗川
黒瀬川	黒瀬川，三永川 温井川，古河川 松板川，イラスケ川
沼田川	仏通寺川
栗原川	栗原川
藤井川	藤井川上流，藤井川下流
山南川	山南川
芦田川	芦田川上流，芦田川中流（一） 芦田川中流（二），芦田川下流 高屋川中流，高屋川下流 瀬戸川上流，瀬戸川下流

13 指定地域特定施設に対する指導について

1 排水基準の適用について

(1) CODの上乗せ基準について

		既 設	新 設		
			5,000 m ³ /日以上	500～5,000 m ³ /日	50～500 m ³ /日
し尿浄化槽（処理対象人員が201人以上500人以下のもの）に係るもの	し尿を単独で処理するもの及び昭和56年6月1日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第2に定める構造基準に合致するもの	120(90)	30(20)	40(30)	50(40)
	その他のもの	80(60)	30(20)	40(30)	50(40)

注1 ()内は日間平均値

注2 既設の施設（平成3年4月1日以前に設置又は工事着手しており、他に特定施設がないもの）については、平成4年4月1日から既設基準（複数の業種が考えられるときは最も緩い基準）が適用される。

注3 新設の施設（平成3年4月1日以後に工事着手し、他に特定施設がないもの）については、平成3年4月1日から新設基準（複数の業種が考えられるときは最も緩い基準）が適用される。

注4 新設の施設（平成3年4月1日以後に工事着手し、他に特定施設があるもの）については、他の業種の中で最も厳しい基準が適用される。

注5 従来から特定事業場であったものは、従来どおりの基準が適用される。

(2) 総量規制基準について

総量規制C値、業種等の区分については、通常の特設施設と同様に扱う。

(3) 指導基準について

新設の基準に適用する。（環境基準の満足していない水域における指導基準BOD 5mg/Lは適用しない。）

（単位：mg/L）

項 目	501人槽以上		500人槽以下	
	BOD	COD	BOD	COD
最大排水量 50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	15(20)	15(20)	20(20)	30(40)
500m ³ /日以上	10(15)	10(15)	20(20)	30(40)

(4) 留意点

ア 他に工場・事業場排水や生活雑排水があれば、排水基準に適合できない場合があると考えられるので、処理施設や合併処理浄化槽の設置を指導する。

イ 事業者による自主検査を指導するほか、必要に応じて排水検査を実施したうえ、生活雑排水対策又は維持管理の強化などについて指導する。

2 届出書等の記載方法などについて

72 し尿浄化槽（501人槽以上）に準じて指導すること。

(1) 人槽については、設置又は改造したときの建築基準法に基づく算定を使用する。

(2) 最大排水量の算定は設計汚水量による。単独浄化槽の場合、生活雑排水が別に排出される。この生活雑排水についても、水道使用量や合併処理浄化槽の汚水量の算定方法等を参考に、適切な水量を記入させる。

(3) 特定施設の種類の、「し尿浄化槽（201～500人槽）」と記入する。

(4) 特定事業場台帳では、号番号72の2として扱う。

14 排出水の汚染状態の測定

1 概要

排出水を排出する者には、当該排出水の汚染状態を自らが測定し、その結果を記録・保存することが義務づけられている。

2 排出水の汚染状態の測定、記録及び保存（＞水濁法施行規則第9条）

(1) 対象事業場

水質汚濁防止法の排水基準が適用される事業場

(2) 測定項目

ア 当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目（P.26～参照）のうち、水質汚濁防止法施行規則様式第1別紙4「排出水の汚染状態及び量」により排水口ごとに届出を行った項目（瀬戸内海環境保全特別措置法，鉱山保安法，電気事業法等の許可若しくは認可を施設については，それぞれの法律に基づく許可若しくは認可の申請等に係る書類に記載した項目）（以下「別紙4届出項目」という。）

イ その他の項目（以下「別紙4届出外項目」という。）

(3) 測定頻度

ア 別紙4届出項目については1年に1回以上（※1）

※1 旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場における，砒素及びその化合物，ほう素及びその化合物，ふっ素及びその化合物，水素イオン濃度，銅含有量，亜鉛含有量，溶解性鉄含有量，溶解性マンガン含有量，クロム含有量の測定回数については，3年に1回以上。

イ 別紙4届出外項目については必要に応じて行う。

(4) 測定時期

排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採水

(5) 測定方法

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境省告示第64号）

(6) 測定結果の記録

様式第8（水質測定記録表）により記録

(7) 測定結果の保存

様式第8は，測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに3年間保存（※2）

※2 測定を事業者自らが行う場合は試料採取記録，結果計算表，測定野帳チャート類など，外部に委託する場合は，計量証明書等。

○ 水質汚濁防止法施行規則 様式第8（水質測定記録表）

様式8（第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表
排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

15 総量規制基準

1 適用地域

広島県の区域のうち、瀬戸内海流入水域

2 適用工場・事業場

水質汚濁防止法に規定する特定事業場で、1日当たりの平均排水量が50m³以上のもの（指定地域内事業場）

3 総量規制基準の算定方法

(1) 化学的酸素要求量（COD）

$$L_c = (C_{cj}' \times Q_{cj}' + C_{cj} \times Q_{cj} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{co} \times Q_{co}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}^{\text{注}}$$

注 L_c, C_c, Q_c等は次の表のとおり

L _c	COD総量規制基準 (kg/日)
C _{cj} '	別表第2-1の備考欄にC _{cj} について掲げる値 (mg/L) 【乳製品製造業[最大排水量が500 m ³ /日]のみ】
C _{cj}	別表第2-1のC _{cj} 欄に掲げる値 (mg/L)
C _{ci}	別表第2-1のC _{ci} 欄に掲げる値 (mg/L)
C _{co}	別表第2-1のC _{co} 欄に掲げる値 (mg/L)
Q _{cj} '	別表第2-1の備考欄にC _{cj} について記載のある項目のうち、平成3年7月1日から平成8年8月31日までに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m ³ /日) 【乳製品製造業[最大排水量が500 m ³ /日]のみ】
Q _{cj}	平成3年7月1日（別表第1-1の番号6～12の区分の事業場については、事業場の区分に応じ、この表の基準日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m ³ /日)
Q _{ci}	別表第1-1の事業場の区分に応じ、この表の基準日（番号4の区分の事業場については昭和63年10月1日）から平成3年6月30日までに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m ³ /日)
Q _{co}	Q _{cj} '、Q _{cj} 及びQ _{ci} を除く特定排水の量 (m ³ /日)

(2) 窒素含有量

$$L_n = (C_{ni} \times Q_{ni} + C_{no} \times Q_{no}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}^{\text{注}}$$

注 L_n, C_n, Q_n等は次の表のとおり

L _n	窒素含有量総量規制基準 (kg/日)
C _{ni}	別表第2-2のC _{ni} 欄に掲げる値 (mg/L)
C _{no}	別表第2-2のC _{no} 欄に掲げる値 (mg/L)
Q _{ni}	平成14年10月1日（別表第1-2の番号2の区分の事業場については、事業場の区分に応じ、この表の基準日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m ³ /日)
Q _{no}	Q _{ni} を除く特定排水の量 (m ³ /日)

(3) りん含有量

$$L_p = (C_{pi} \times Q_{pi} + C_{po} \times Q_{po}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}^{\text{注}}$$

注 L_p, C_p, Q_p等は次の表のとおり

L _p	りん含有量総量規制基準 (kg/日)
C _{pi}	別表第2-3のC _{pi} 欄に掲げる値 (mg/L)
C _{po}	別表第2-3のC _{po} 欄に掲げる値 (mg/L)
Q _{pi}	平成14年10月1日（別表第1-3の番号2の区分の事業場については、事業場の区分に応じ、この表の基準日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m ³ /日)
Q _{po}	Q _{pi} を除く特定排水の量 (m ³ /日)

別表第1-1 CODに係る総量規制基準

番号	指定地域内事業場の区分	基準日	Qc 値の区分		
			(1) Qco	(2) Qci	(3) Qcj
1	下記以外の指定地域内事業場	S55. 7. 1	~S55. 6. 30	S55. 7. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
2	昭和 56 年改正政令により，新たに指定地域内事業場となった事業場（以下「改正政令事業場」という。） 〔水質汚濁防止法施行令別表第 1（以下「別表第 1」という。）第 18 の 2，18 の 3，21 の 2，21 の 3，21 の 4，23 の 2，51 の 2，51 の 3，63 の 2，70 の 2，71 の 4 イ（7 を除く）に掲げる特定施設を設置するもの ※当該特定施設の追加によって，新たに指定地域内事業場となったもののみ。以下同じ。〕	S57. 7. 1	~S57. 6. 30	S57. 7. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
3	昭和 57 年改正政令事業場 （別表第 1 第 69 の 3 に掲げる特定施設を設置するもの）	S58. 1. 1	~S57. 12. 31	S58. 1. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
4	昭和 63 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 66 の 4，66 の 5，66 の 6，66 の 7，66 の 8 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H 元. 4. 1	~63. 9. 30	63. 10. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
5	平成 2 年改正政令事業場 〔指定地域特定施設（201~500 人槽のし尿浄化槽）を設置するもの〕	H3. 4. 1	~H3. 3. 31	H3. 4. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
6	平成 3 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 5~6 に掲げる特定施設のうちトリクロエチレン，テトラクロエチレンを使用する施設を設置するもの〕	H3. 10. 1	~H3. 9. 30		H3. 10. 1~
7	平成 9 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 3，71 の 4 イに掲げる特定施設を設置するもの〕	H9. 12. 1	~H9. 11. 30		H9. 12. 1~
8	平成 10 年改正政令事業場 （別表第 1 第 71 の 4 ロに掲げる特定施設を設置するもの）	H10. 6. 17	~H10. 6. 16		H10. 6. 17~
9	平成 11 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 5，71 の 6 に掲げる特定施設のうちジクロロメタンを使用する施設を設置するもの〕	H12. 3. 1	~H12. 2. 29		H12. 3. 1~
10	平成 12 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 4 ロのうち PCB 汚染物又は PCB 処理物の分離施設に掲げる特定施設を設置するもの〕	H12. 10. 1	~H12. 9. 30		H12. 10. 1~
11	平成 13 年改正政令事業場 （別表第 1 第 63 の 3 に掲げる特定施設を設置するもの）	H13. 7. 1	~H13. 6. 30		H13. 7. 1~
12	平成 24 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 38 の 2，66 の 2 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H24. 5. 25	~H24. 5. 24		H24. 5. 25~

別表第1-2 窒素含有量に係る総量規制基準

番号	指定地域内事業場の区分	基準日	Qn 値の区分	
			(1) Qno	(2) Qni
1	下記以外の指定地域内事業場	H14. 10. 1	~H14. 9. 30	H14. 10. 1~
2	平成 24 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 38 の 2，66 の 2 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H24. 5. 25	~H24. 5. 24	H24. 5. 25~

別表第1-3 りん含有量に係る総量規制基準

番号	指定地域内事業場の区分	基準日	Qp 値の区分	
			(1) Qpo	(2) Qpi
1	下記以外の指定地域内事業場	H14. 10. 1	~H14. 9. 30	H14. 10. 1~
2	平成 24 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 38 の 2，66 の 2 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H24. 5. 25	~H24. 5. 24	H24. 5. 25~

別表第2-1

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
2	畜産農業	最大排水量 500m ³ /日未満	100	80	75	
		最大排水量 500m ³ /日以上	100	70	60	
3	天然ガス鉱業		70	60	60	
4	非金属鉱業		30	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		70	50	40	
6	乳製品製造業	最大排水量 500m ³ /日未満	50	30	30	
		最大排水量 500m ³ /日以上	50	30	20	平成8年9月1日前の特定施設にあっては、Ccjの値は30とする。
7	畜産食品製造業(5,6を除く。)		80	50	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業		60	50	50	
9	寒天製造業		90	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		60	40	40	
11	水産練製品製造業(10を除く。)		80	40	40	
12	冷凍水産物製造業		70	40	40	
13	冷凍水産食品製造業		80	40	40	
14	水産食品製造業(8~13を除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		80	40	40	
15-1	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業(1 みかんを原料とする缶詰又は保存食品製造業でみかんの内皮・外皮の薬品処理工程を有するもの)		75	50	40	
15-2	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業(2 その他)	最大排水量 500m ³ /日未満	100	30	30	
		最大排水量 500m ³ /日以上	70	30	30	
16	野菜漬物製造業		80	40	30	
17	味そ製造業		80	80	60	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		80	80	60	
19	うま味調味料製造業		70	20	20	
20	ソース製造業		70	30	30	
21	食酢製造業		70	50	40	
22	砂糖精製業		80	60	40	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		70	50	30	
24	小麦粉製造業		40	40	40	
25	パン製造業		80	40	40	
26	生菓子製造業		80	70	60	
27	ビスケット類・干菓子製造業		60	60	60	
28	米菓製造業		70	70	50	
29	パン・菓子製造業(25~28を除く。)		70	60	40	
30	植物油脂製造業		80	40	30	
31	動物油脂製造業		80	40	30	
32	食用油脂加工業		55	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		120	110	100	
34	穀類でんぷん製造業		60	50	40	
35	めん類製造業	最大排水量 500m ³ /日未満	80	30	30	
		最大排水量 500m ³ /日以上	75	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	最大排水量 500m ³ /日未満	80	30	30	
		最大排水量 500m ³ /日以上	75	30	30	
38	あん類製造業		100	70	70	

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
39	冷凍調理食品製造業		50	40	40	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		60	30	30	
41	清涼飲料製造業	最大排水量 500m ³ /日未満	60	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	40	20	20	
42	果実酒製造業		40	30	30	
43	ビール製造業		40	30	30	
44	清酒製造業	最大排水量 500m ³ /日未満	60	50	50	
		最大排水量 500m ³ /日以上	50	50	50	
45	蒸留酒・混成酒製造業		60	40	30	
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20	
47	配合飼料製造業		65	20	20	
48	単体飼料製造業		60	20	20	
49	有機質肥料製造業		70	20	20	
50	たばこ製造業		30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		50	30	30	
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		90	90	80	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		100	100	100	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き・精練漂白・シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		50	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(58を除く。)		100	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	100	100	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	最大排水量 500m ³ /日未満	100	50	50	
		最大排水量 500m ³ /日以上	65	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	最大排水量 500m ³ /日未満	100	50	50	
		最大排水量 500m ³ /日以上	65	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	100	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		80	80	80	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		50	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		90	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		50	40	40	
68	繊維工業(55～67を除く。)		100	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		30	30	30	
75	木材薬品処理業		30	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		80	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考
		既設		新增設	
		Cco	Cci	Ccj	
78	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパ ルプ製造工程,リファイナ-グランドパルプ製造工程又はサーモカ ニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケ ミグランドパルプ製造工程又は未さらしセケミカルパルプ製造 工程に係るもの(80を除く。)	140	130	130	
80	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパル プ製造工程を含む。)又はさらしセケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセケミカルパルプ製造工程を含む。)に係 るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしク ラフトパルプ製造工程に係るもの(82を除く。)	70	60	50	
82	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフ トパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程 を含む。)に係るもの	70	70	70	
		80	70	70	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているもの
83	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程に係るもの(84を除く。)	70	60	50	
84	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原 料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の 離解工程を含む。)に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るも の	110	110	70	
86	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパ ルプ,リファイナ-グランドパルプ又はサーモカニカルパルプを主原 料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ,リファイナ- グランドパルプ又はサーモカニカルパルプ製造工程を有するも のに限る。)に係るもの	60	50	50	
87	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの(86を除く。)	40	30	30	
88	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	
		70	70	70	パルプ製造工程を有するもの
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	30	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	
93	重包装紙袋製造業	80	80	80	
94	セロファン製造業	50	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	
96	繊維板製造業(95を除く。)	90	90	70	
97	パルプ製造業,紙製造業又は紙加工品製造業(76~96 を除く。)	40	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	60	60	60	
101	製版業	60	60	60	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	30	30	
103	複合肥料製造業	50	30	30	
104	化学肥料製造業(102,103を除く。)	40	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考
		既設		新增設	
		Cco	Cci	Ccj	
107	無機顔料製造業	20	20	20	
		70	60	50	黄鉛製造工程を有するもの
108	無機化学工業製品製造業(105～107を除く。)	20	20	20	
		80	80	70	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く)製造工程
		50	50	50	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	60	50	
		280	210	200	青酸誘導品含有排水を排出する工程
		100	90	90	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程
		150	140	140	エピクロルヒドリン製造工程
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	50	
		190	190	190	合成染料又は合成染料中間物の製造工程
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30	
		80	70	70	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	
		60	60	60	乳化重合法による合成ゴム製造工程
		140	140	140	クロロプレンゴム製造工程
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	
		280	270	270	有機ゴム薬品製造工程
		180	180	160	有機農薬原体製造工程
114	石油化学系基礎製品製造業(109～113を除く。)	60	50	50	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	60	
		210	210	200	青酸誘導品含有排水を排出する工程
		100	90	90	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程
		150	140	140	エピクロルヒドリン製造工程
116	メタン誘導品製造業	40	30	20	
117	発酵工業	130	130	130	
118	コールタール製品製造業	140	140	140	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	40	
		190	190	190	合成染料又は合成染料中間物の製造工程
120	プラスチック製造業	30	30	30	
		80	60	60	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程
		70	60	50	硝酸セルロース又は酢酸セルロース製造工程
121	合成ゴム製造業	50	40	40	
		80	70	70	乳化重合法による合成ゴム製造工程
		140	140	140	クロロプレンゴム製造工程
122	有機化学工業製品製造業(109～121を除く。)	60	60	60	
		320	280	280	有機ゴム薬品製造工程
		210	200	170	有機農薬原体製造工程

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考
		既設		新增設	
		Cco	Cci	Ccj	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	55	40	30	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	30	30	
125	合成繊維製造業	60	30	30	
		70	50	40	アクリル系繊維製造工程
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業(127を除く。)	100	40	40	
129	塗料製造業	70	50	50	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	
131	医薬品原薬・製剤製造業	90	80	70	
132	医薬品製剤製造業	80	60	50	
133	生物学的製剤製造業	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	20	20	
135	動物用医薬品製造業	70	70	70	
136	火薬類製造業	30	20	20	
		70	60	50	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程
137	農薬製造業	40	30	20	
138	合成香料製造業	160	120	120	
139	香料製造業(138を除く。)	40	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	40	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	50	
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	140	
146	化学工業(102~145を除く。)	70	50	50	
147	石油精製業	40	20	20	
		40	30	30	潤滑油製造工程を有するもの
148	潤滑油製造業(147を除く。)	40	30	30	
		60	50	50	硫酸洗浄工程を有するもの
149	コークス製造業	200	190	120	
150	石油コークス製造業	80	80	70	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	40	40	
153	ゴム製品製造業(151,152を除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	10	
161	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	60	60	60	
163	ガラス繊維・同製品製造業(162を除く。)	40	40	40	
164	ガラス・同製品製造業(156~163を除く。)	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	10	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考	
		既設		新增設		
		Cco	Cci	Ccj		
167	セメント製品製造業(165,166を除く。)	20	10	10		
168	黒鉛電極製造業	30	20	20		
169	碎石製造業	30	20	20		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	20	20		
172	うわ薬製造業	30	20	20		
173	高炉による製鉄業	20	20	20		
		60	50	50	コークス炉を有するもの	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20		
176	高炉によらない製鉄業(175を除く。)	20	10	10		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20		
179	熱間圧延業(182,183を除く。)	20	20	20		
180	冷間圧延業(182,183を除く。)	30	20	20		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	20	20		
182	鋼管製造業	30	20	20		
183	伸鉄業	20	10	10		
184	磨棒鋼製造業	20	10	10		
185	引抜鋼管製造業	15	10	10		
186	伸線業	20	10	10		
187	ブリキ製造業	20	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20		
189	めっき鋼管製造業	20	20	20		
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20		
191	表面処理鋼材製造業(187~190を除く。)	20	10	10		
192	鍛鋼製造業	15	10	10		
193	鍛工品製造業	15	10	10		
194	鋳鋼製造業	20	10	10		
195	鋳鉄鋳物製造業(196,197を除く。)	20	10	10		
196	鋳鉄管製造業	20	10	10		
197	可鍛鋳鉄製造業	20	10	10		
198	鉄粉製造業	15	10	10		
199	鉄鋼業(173~198を除く。)	20	10	10		
200-1	非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業で廃ガス洗浄施設の排水を循環使用後排出するもの)(特定排水の最大の量が1000m ³ /日未満の事業場の場合に限る)	30	10	10		
200-2	非鉄金属製造業(その他)	10	10	10		
201	電気めっき業	40	40	40		
202-1	金属製品製造業(201を除く。)(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式パレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m ³ /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	30	15	15	
202-2	金属製品製造業(201を除く。)(その他)	最大排水量 500m ³ /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m ³ /日以上	15	10	10	
203-1	一般機械器具製造業(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式パレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m ³ /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	30	15	15	

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
203-2	一般機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m ³ /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m ³ /日以上	15	10	10	
204	電子回路製造業		40	20	20	
205-1	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (204を除く。), 電気機械器具製造業又 は情報通信機械器具製造業(めっき工 程, 塗装工程, 皮膜化成工程, 酸洗浄及 び脱脂工程, 湿式ハレル研磨工程並びに これらの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m ³ /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	30	15	15	
205-2	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (204を除く。), 電気機械器具製造業又 は情報通信機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m ³ /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m ³ /日以上	15	10	10	
206-1	輸送用機械器具製造業(めっき工程, 塗 装工程, 皮膜化成工程, 酸洗浄及び脱 脂工程, 湿式ハレル研磨工程並びにこれ らの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m ³ /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	30	15	15	
206-2	輸送用機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m ³ /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m ³ /日以上	15	10	10	
207-1	精密機械器具製造業(めっき工程, 塗装 工程, 皮膜化成工程, 酸洗浄及び脱脂 工程, 湿式ハレル研磨工程並びにこれら の工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m ³ /日未満	20	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	20	15	15	
207-2	精密機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m ³ /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m ³ /日以上	15	10	10	
208	ガス製造工場		30	20	20	
209	下水道業		30	30	30	
210	空瓶卸売業		30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条 に規定する施設をいう。)		50	40	30	
212	弁当仕出し屋又は弁当製造業		80	60	50	
213	飲食店		70	50	40	
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿 浄化槽を使用するもの
214	宿泊業		70	50	40	
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿 浄化槽を使用するもの
215	リネンサプライ業		80	60	50	
216	洗濯業(215を除く。)		90	50	50	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)		70	60	60	
219	自動車整備業		30	20	20	
220	病院		60	30	30	
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿 浄化槽を使用するもの

整理番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
221-1	し尿浄化槽(501人以上)(昭和50年4月19日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第6に定める構造基準に合致しないもの)		70	40	40	
221-2	し尿浄化槽(501人以上)(その他)		40	40	40	
			30	30	30	建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
221-2			20	20	20	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもののうち、建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第32条第3項第2号に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
222-1	し尿浄化槽(201人以上500人以下)(昭和56年6月1日以前に設置し、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		90	70	40	
222-2	し尿浄化槽(201人以上500人以下)(その他)		60	50	40	
			80	70	40	し尿を単独で処理するもの
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
223	し尿処理業(し尿浄化槽を除く。)		50	40	40	
224	ごみ処理業		50	30	30	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(225を除く。)	最大排水量 500m ³ /日未満	35	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業		50	50	50	
228	と畜場		80	60	60	
229	中央卸売市場		50	30	30	
230	地方卸売市場		50	40	40	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)		50	30	30	
232-1	2～231に分類されないもの(金属鉱業)		30	20	20	
232-2	2～231に分類されないもの(その他の調味料製造業)	最大排水量 500m ³ /日未満	100	40	40	
		最大排水量 500m ³ /日以上	75	40	40	
232-3	2～231に分類されないもの(食料品及び飲料・飼料・たばこ製造業(5～50,212及びこの項の2に掲げるものを除く。))	最大排水量 500m ³ /日未満	100	40	40	
		最大排水量 500m ³ /日以上	75	40	40	
232-4	2～231に分類されないもの(木材・木製品製造業(69～75を除く。))		30	20	20	
232-5	2～231に分類されないもの(窯業土石製品製造業(156～172を除く。))		20	20	20	
232-6	2～231に分類されないもの(その他の製造業(この項の7を除く。))		15	10	10	
232-7	2～231に分類されないもの(その他の製造業(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式パルル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程))	最大排水量 500m ³ /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m ³ /日以上	30	15	15	

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
232-8	2～231に分類されないもの(飲食料品小売業(212を除く。))		75	40	40	
232-9	2～231に分類されないもの(水道業)		50	30	30	
232-10	2～231に分類されないもの(旅館その他の宿泊所(214を除く。))		90	60	60	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
			30	30	30	
232-11	2～231に分類されないもの(洗い張り・染物業)		90	60	60	
232-12	2～231に分類されないもの(生活雑排水,221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220～223及び229～231を除く。))		50	40	40	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
			30	30	30	
232-13	2～231に分類されないもの(酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの(2～231及びこの項の1～12を除く。))	最大排水量 500m ³ /日未満	20	15	15	
		最大排水量 500m ³ /日以上	15	10	10	
232-14	2～231に分類されないもの(自動式車両洗浄施設を有するもの(2～231及びこの項の1～13を除く。))		40	20	20	
232-15	2～231に分類されないもの(その他)	最大排水量 500m ³ /日未満	20	15	15	
		最大排水量 500m ³ /日以上	15	10	10	

別表第2-2

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
2	畜産農業	130	65	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	25	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	45	25	
6	乳製品製造業	30	25	
7	畜産食料品製造業(5,6を除く。)	40	35	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	25	20	
9	寒天製造業	25	20	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	25	20	
11	水産練製品製造業(10を除く。)	50	30	
12	冷凍水産物製造業	50	30	
13	冷凍水産食品製造業	50	30	
14	水産食料品製造業(8~13を除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	
16	野菜漬物製造業	30	25	
17	味そ製造業	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	75	30	
19	うま味調味料製造業	30	25	
20	ソース製造業	25	20	
21	食酢製造業	25	20	
22	砂糖精製業	25	20	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	20	
24	小麦粉製造業	25	20	
25	パン製造業	25	20	
26	生菓子製造業	25	20	
27	ビスケット類・干菓子製造業	25	20	
28	米菓製造業	25	20	
29	パン・菓子製造業(25~28を除く。)	25	20	
30	植物油脂製造業	25	20	
31	動物油脂製造業	25	20	
32	食用油脂加工業	25	20	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	25	20	
35	めん類製造業	25	20	
37	豆腐・油揚製造業	40	35	
38	あん類製造業	25	20	
39	冷凍調理食品製造業	35	25	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	25	20	
42	果実酒製造業	25	20	
43	ビール製造業	25	20	
44	清酒製造業	25	20	
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	20	
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	
47	配合飼料製造業	25	20	
48	単体飼料製造業	30	25	
49	有機質肥料製造業	30	25	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練、漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	25	20	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(58を除く。)	40	30	綿織物捺染工程
		100	35	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	40	30	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	25	20	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	20	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	25	20	
68	繊維工業(55～67を除く。)	25	20	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	25	20	
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	25	20	
75	木材薬品処理業	25	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードグラントパルプ製造工程又はサモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(80を除く。)	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(82を除く。)	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(84を除く。)	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラント [®] パルプ [®] 、リファイナ [®] グラント [®] パルプ [®] 又はサーモメカニカルパルプ [®] を主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラント [®] パルプ [®] 、リファイナ [®] グラント [®] パルプ [®] 又はサーモメカニカルパルプ [®] 製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(86を除く。)	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	25	20	
90	手すき和紙製造業	25	20	
91	塗工紙製造業	25	20	
92	段ボール製造業	25	20	
93	重包装紙袋製造業	25	20	
94	セロファン製造業	25	20	
95	乾式法による繊維板製造業	25	20	
96	繊維板製造業(95を除く。)	25	20	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76～96を除く。)	25	20	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	
101	製版業	30	25	
102	窒素質・リン酸質肥料製造業	90	40	
		100	50	アンモニア製造工程
		200	200	アンモニア誘導品製造工程
		1500	1200	尿素製造工程
103	複合肥料製造業	40	35	
104	化学肥料製造業(102,103を除く。)	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
		700	520	黄鉛顔料製造工程を有するもの
108	無機化学工業製品製造業(105～107を除く。)	50	40	
		3000	3000	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)
		470	460	酸化コバルト製造工程
		3000	3000	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)
		150	150	イットリウム酸化物製造工程
		210	170	酸化銀製造工程
		230	170	酸化ジルコニウム製造工程
		110	50	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	50	25	
		150	50	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	25	
		180	60	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	20	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	25	
		160	55	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10	
		20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
114	石油化学系基礎製品製造業(109～113を除く。)	40	20	
115	脂肪族系中間物製造業	50	25	
		150	50	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
		500	500	青酸誘導品含有排水を排出する工程
116	メタン誘導品製造業	15	10	

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
117	発酵工業	15	10	
118	コーラ・タール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	25	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
		180	85	
120	プラスチック製造業	40	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの
		150	50	
121	合成ゴム製造業	50	25	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの
		150	50	
122	有機化学工業製品製造業(109～121を除く。)	80	35	窒素又はその化合物を原料として使用するもの イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程 メラミン製造工程 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)
		85	35	
		420	420	
		1500	1500	
		510	25	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	25	15	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
		150	50	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(127を除く。)	15	10	
129	塗料製造業	35	20	
130	印刷インキ製造業	25	20	
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	25	
132	医薬品製剤製造業	20	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	55	20	
138	合成香料製造業	55	20	
139	香料製造業(138を除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(102～145を除く。)	55	20	
147	石油精製業	25	20	
148	潤滑油製造業(147を除く。)	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	15	
153	ゴム製品製造業(151,152を除く。)	25	20	
154	なめしかわ製造業	50	45	
155	毛皮製造業	30	30	
156	板ガラス製造業	20	10	

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(162を除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業(156~163を除く。)	20	15	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業(165,166を除く。)	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	25	20	
172	うわ薬製造業	25	20	
173	高炉による製鉄業	35	20	
		800	600	コークス製造工程
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(175を除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)) によるものに限る。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
179	熱間圧延業(182,183を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
180	冷間圧延業(182,183を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
182	鋼管製造業	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
183	伸鉄業	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
184	磨棒鋼製造業	25	20	
		60	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
185	引抜鋼管製造業	45	25	
		60	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
186	伸線業	25	20	
		55	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業(187~190を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄物製造業(196,197を除く。)	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業(173～198を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
200	非鉄金属製造業	70	60	
201	電気めっき業	30	25	
		130	85	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの
202	金属製品製造業(201を除く。)	30	25	
		70	60	溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)
		90	90	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)
203	一般機械器具製造業	35	25	
		45	20	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
204	電子回路製造業	25	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(204を除く。), 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	25	20	
		40	30	民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
		45	30	半導体素子製造工程
206	輸送用機械器具製造業	30	25	
		45	25	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)
207	精密機械器具製造業	20	10	
		30	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	20	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実を目的とした調査研究として、10月から翌年3月までの間に季節別管理運転において下水を処理するものにあつては、左欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。
			15	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法により高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)
			25	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの
210	空瓶卸売業	30	25	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	25	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	25	
213	飲食店	45	30	
214	宿泊業	45	30	
215	リネンサプライ業	30	25	
216	洗濯業(215を除く。)	30	25	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	30	25	
219	自動車整備業	30	25	
220	病院	45	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	
		30	20	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	50	40	
		30	20	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
223	し尿処理業(し尿浄化槽を除く。)	60	40	嫌気性消化法,好気性消化法,湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
		50	30	
224	ごみ処理業	30	25	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業(225を除く。)	45	35	
227	死亡獣畜取扱業	30	25	
228	と畜場	45	25	
229	中央卸売市場	30	25	
230	地方卸売市場	30	25	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	30	25	
232-1	2～231に分類されないもの(金属鉱業)	35	35	
232-2	2～231に分類されないもの(その他の調味料製造業)	35	35	
232-3	2～231に分類されないもの(食料品及び飲料・飼料・たばこ製造業(5～50,212及びこの項の2に掲げるものを除く。))	60	60	
232-4	2～231に分類されないもの(木材・木製品製造業(69～75を除く。))	35	30	
232-5	2～231に分類されないもの(窯業・土石製品製造業(156～172を除く。))	35	30	
232-6	2～231に分類されないもの(その他の製造業(この項の7を除く。))	35	35	
232-7	2～231に分類されないもの(めっき工程,塗装工程,皮膜化成工程,酸洗浄及び脱脂工程,湿式ハレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)	35	35	
232-8	2～231に分類されないもの(飲食料品小売業(212を除く。))	60	60	
232-9	2～231に分類されないもの(水道業)	35	35	
232-10	2～231に分類されないもの(旅館その他の宿泊所(214を除く。))	45	35	
232-11	2～231に分類されないもの(洗い張り・染物業)	35	30	
232-12	2～231に分類されないもの(生活雑排水,221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220～223及び229～231を除く。))	60	60	
232-13	2～231に分類されないもの(酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの(2～231及びこの項の1～12を除く。))	35	30	
232-14	2～231に分類されないもの(自動式車両洗浄施設を有するもの(2～231及びこの項の1～13を除く。))	35	30	
232-15	2～231に分類されないもの(その他)	35	30	

別表第2-3

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
2	畜産農業	30	9	
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	3	2.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	8	
6	乳製品製造業	11	4.5	
7	畜産食料品製造業(5,6を除く。)	12	5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	5.5	
9	寒天製造業	5.5	3.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	5.5	
11	水産練製品製造業(10を除く。)	7.5	5	
12	冷凍水産物製造業	7.5	5	
13	冷凍水産食品製造業	12	8	
14	水産食料品製造業(8~13を除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	12	8	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	7.5	3.5	
16	野菜漬物製造業	6.5	5.5	
17	味そ製造業	6	3.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8.5	5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	5.5	3.5	
21	食酢製造業	5.5	3.5	
22	砂糖精製業	4	3.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	5.5	3.5	
24	小麦粉製造業	4	3.5	
25	パン製造業	7.5	5.5	
26	生菓子製造業	7.5	6.5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	
28	米菓製造業	4	4	
29	パン・菓子製造業(25~28を除く。)	7.5	5.5	
30	植物油脂製造業	6	3.5	
		12	3.5	米糠を原料として使用するもの
31	動物油脂製造業	4.5	3.5	
32	食用油脂加工業	4	3.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	5.5	3.5	
34	穀類でんぷん製造業	6.5	5	
35	めん類製造業	7.5	5.5	
37	豆腐・油揚製造業	7.5	5.5	
38	あん類製造業	12	8	
39	冷凍調理食品製造業	8.5	5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	7.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	5.5	2.5	
42	果実酒製造業	3.5	2.5	
43	ビール製造業	3.5	2.5	
44	清酒製造業	4	3.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3.5	2.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3.5	2.5	
47	配合飼料製造業	3	2	
48	単体飼料製造業	3.5	3	
49	有機質肥料製造業	3	3	
50	たばこ製造業	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
51	生糸製造業(副蚕糸精錬業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	3	2.5	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	3	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き,精錬漂白,シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。))を含む。)に係るもの	6.5	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(58を除く。)	6.5	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4.5	3	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	4.5	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4.5	3	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	6	3	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	3	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	3	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	
68	繊維工業(55～67を除く。)	4	3	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2.5	2	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2.5	2	
76	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程,リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(80を除く。)	2	1	
80	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)	2	1	
81	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(82を除く。)	2	1	
82	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)	2	1	
83	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(84を除く。)	2	1	
84	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)	2	1	
85	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新増設	
		Cpo	Cpi	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラント ^o ハルプ ^o 、リファイナ ^o グラント ^o ハルプ ^o 又はサーモカニカルハルプ ^o を主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラント ^o ハルプ ^o 、リファイナ ^o グラント ^o ハルプ ^o 又はサーモカニカルハルプ ^o 製造工程を有するものに限る。)に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(86を除く。)	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2.5	2	
90	手すき和紙製造業	2.5	2	
91	塗工紙製造業	2.5	2	
92	段ボール製造業	2.5	2	
93	重包装紙袋製造業	2.5	2	
94	セロファン製造業	2.5	2	
95	乾式法による繊維板製造業	2.5	2	
96	繊維板製造業(95を除く。)	2.5	2	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76～96を除く。)	2.5	2	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3	
101	製版業	4	3	
102	窒素質・リン酸質肥料製造業	26.5	26	
103	複合肥料製造業	26.5	26	
104	化学肥料製造業(102,103を除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	4	2.5	
108	無機化学工業製品製造業(105～107を除く。)	3.5	2.5	
		21	8	りん及びりん化合物製造工程
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
114	石油化学系基礎製品製造業(109～113を除く。)	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	2.5	
		24	8	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
122	有機化学工業製品製造業(109～121を除く。)	3.5	2	有機りん系農業原体製造工程
		60	3	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2.5	2	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業(127を除く。)	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)
		6	3	
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業(138を除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業(102～145を除く。)	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業(147を除く。)	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業(151,152を除く。)	3	2.5	
154	なめしかわ製造業	8.5	8	
155	毛皮製造業	3	3	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(162を除く。)	2	1	
164	ガラス・同製品製造業(156～163を除く。)	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
167	セメント製品製造業(165,166を除く。)	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2.5	2	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2.5	2	
172	うわ葉製造業	2.5	2	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業(175を除く。)	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	2	1	
179	熱間圧延業(182,183を除く。)	2	1	
180	冷間圧延業(182,183を除く。)	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1.5	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業(187～190を除く。)	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業(196,197を除く。)	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業(173～198を除く。)	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	4	2.5	
		6	3	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの
202	金属製品製造業(201を除く。)	4	2.5	
		8	4.5	溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
		50	8.5	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	電子回路製造業	2.5	2	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(204を除く。), 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2.5	2	
		7	6.5	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
206	輸送用機械器具製造業	4	3	
		6	3	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	3.5	2.5	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
209	下水道業	3	2	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実を目的とした調査研究として、10月から翌年3月までの間に季節別管理運転において下水を処理するものにあつては、左欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。
		2	1	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)
		4	3	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)
210	空瓶卸売業	4.5	3	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	5	4.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10	4.5	
213	飲食店	8	5	
214	宿泊業	5	4.5	
215	リネンサプライ業	8	6	
216	洗濯業(215を除く。)	8	6	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4.5	3.5	
219	自動車整備業	4.5	3.5	
220	病院	5	4.5	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	4	2	
		3	2	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	6	3	
		3	2	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
223	し尿処理業(し尿浄化槽を除く。)	5	2.5	
		3	2	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法よりし尿を処理するもの
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業(225を除く。)	6	3	
227	死亡獣畜取扱業	4.5	3.5	
228	と畜場	7	3.5	
229	中央卸売市場	4.5	3.5	
230	地方卸売市場	4.5	3.5	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4.5	3.5	
232-1	2～231に分類されないもの(金属鉱業)	4.5	4.5	
232-2	2～231に分類されないもの(その他の調味料製造業)	4.5	4.5	
232-3	2～231に分類されないもの(食料品及び飲料・飼料・たばこ製造業(5～50,212及びこの項の2に掲げるものを除く。))	8	8	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
232-4	2～231に分類されないもの(木材・木製品製造業(69～75を除く。))	4.5	4.5	
232-5	2～231に分類されないもの(窯業・土石製品製造業(156～172を除く。))	4.5	4.5	
232-6	2～231に分類されないもの(その他の製造業(この項の7を除く。))	4.5	4.5	
232-7	2～231に分類されないもの(その他の製造業(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式バレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程))	4.5	4.5	
232-8	2～231に分類されないもの(飲食品小売業(212を除く。))	4.5	4.5	
232-9	2～231に分類されないもの(水道業)	1	1	
232-10	2～231に分類されないもの(旅館その他の宿泊所(214を除く。))	5	4.5	
232-11	2～231に分類されないもの(洗い張り・染物業)	4.5	4.5	
232-12	2～231に分類されないもの(生活雑排水、221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220～223及び229～231を除く。))	8	7	
232-13	2～231に分類されないもの(酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの(2～231及びこの項の1～12を除く。))	4.5	4.5	
232-14	2～231に分類されないもの(自動式車両洗浄施設を有するもの(2～231及びこの項の1～13を除く。))	4.5	4.5	
232-15	2～231に分類されないもの(その他)	4.5	4.5	

16 汚濁負荷量の測定

1 概要

化学的酸素要求量（以下「COD」という。）、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準は、1日を単位とした汚濁負荷量として定められているが、この基準が適用される事業場には、排出する汚濁負荷量を自らが測定し、その結果を記録・保存することが義務づけられている。これは、瀬戸内海水域に流入する汚濁負荷量を的確に把握し、総量規制の実効を担保する重要な手段として、制度化されたものである。

2 汚濁負荷量の測定の方法等

(1) 測定義務が課せられた事業場

水質汚濁防止法に規定する特定事業場で、1日当たりの平均排水量が50m³以上のもの（指定地域内事業場）

(2) 測定場所

特定排水水(汚濁負荷の増加を伴う排水をいい、間接冷却水、雨水等は除く。)の汚染状態及び量を測定することができる場所

(3) 測定の回数（>水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号）

事業場の排水量規模 (日平均 m ³)	測定頻度
400以上	排水の期間中毎日
200以上 400未満	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
100 " 200 "	14日 "
50 " 100 "	30日 "
備考	知事が別に期間を定めたときはそれによる。

(4) 測定方法

別表及び汚濁負荷量の測定方法一覧表のとおり

(5) 測定結果の記録・報告方法

広島県のホームページ [ecoひろしま](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/)

(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)内の「水質」の「汚濁負荷量自社測定データ報告表」を確認のこと。

(6) 測定結果の保存期間

3年間

別表 汚濁負荷量の測定方法（環境省告示）

		特定排出水の汚染状態の計測方法	特定排出水の量の計測方法	
日平均排水量 四〇〇立方メートル以上	1 原則	(告示別記 1(1)) 自動計測器 (① 指定計測法により換算 できること (CODに限る) ② 必要に応じ換算式の検 証を行うこと (CODに限る))	1 原則	(告示別記 2(1)) ○自動流量(流速)記録計 又は ○自動流量(流速)発信機と記録計 (告示別記 2(2)) ○自動積算体積記録計 又は ○自動積算体積計発信器と記録計
	2 場合	(告示別記 1(2)) (採水) コンポジット サンプラー (分析) 指定計測法 (排水基準に係る検定 方法(JIS 手分析))	2 困難な場合(知事が定 めるもの)	(告示別記 2(3)) 水道メーターなど (○JIS K 0094-8 の方法 又は ○同程度の計測結果が得られ る方法)
	3 の)	(告示別記 1(3)) 指定計測法 (1日3回以上試料採取のこと) (告示別記 1(4)) 簡易な水質計測器 (① 1日3回以上試料採取の こと ② 指定計算法により換算出 来ること(CODに限る) ③ 必要に応じ換算式の検証 を行うこと(CODに限る))	3 と認められる場合(知事が定めるもの)	用水の量を1の方法により実測し、特定排出水の量を計算して求める。
原則	告示別記 1 (1)～1 (4)のい ずれかの方法	原則	告示別記 2 (1)～2 (3)のいずれか の方法	
日平均排水量 四〇〇立方メートル未満	原則	告示別記 1 (1)～1 (4)のい ずれかの方法	原則	告示別記 2 (1)～2 (3)のい ずれかの方法により実測し、 特定排出水の量を計算して求め る。

(注) 特定排出水の水質及び量を測定することが困難であると認められる場合には、排水及び特定排水以外の排水の水質と量を測定して、特定排水に係る汚濁負荷量を求めることができる。(差し引き方式)

汚濁負荷量の測定方法一覧表

表1 特定排出水の汚染状態及び量の計測方法

(県告示別表第1他)

要件		計測方法 (環境省(庁)告示別記)								
		日平均排水量400m ³ /日以上			日平均排水量50m ³ /日以上400m ³ /日未満					
		汚染状態	量	測定回数	汚染状態	量	測定回数			
200-400	100-200						50-100			
告示	運用方法									
原則	水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号(測定回数) 昭和54年環境庁告示第20号(COD測定方法) 平成13年環境省告示第77号(窒素測定方法) 平成13年環境省告示第78号(りん測定方法)		COD:1(1)(2) N:1(1)(2) P:1(1)(2)	COD:2(1)(2) N:2(1)(2) P:2(1)(2)	毎日	COD:1(1)-(4) N:1(1)-(4) P:1(1)-(4)	COD:2(1)-(3) N:2(1)-(3) P:2(1)-(3)	1回/7日	1回/14日	1回/30日
知事の定める例外規定(6, 7を除き新設事業場については認めない)	1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	原則として資本金1,000万円以下の法人又は個人が設置するもので、かつ、従業員がおおむね20人以下の場合	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/30日	原則のとおり		1回/2月		
	2 指定地域内事業場に測定場所が数多く存在しており、かつ当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について自動計測器等を用いて [*] 計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる場合 (※400m ³ /日未満の事業場については、「自動計測器等を用いて」とあるのを「施行規則第9条の2第1項第2号に規定する回数によって」とする。)	原則として事業場全体の汚濁負荷量の80%以上(自動計測器等による計測場所が5カ所以上である場合は60%以上)を自動計測器を用いて計測している場合における特定排出水の量が400m ³ /日未満(事業場全体の特定排出水量のおおむね5%未満の場合に限る)であって、かつ次の汚濁負荷量の測定場所 COD: 8kg/日未満 N: 6kg/日未満 P: 0.8kg/日未満	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/30日 特定排出水の量が20m ³ /日未満の生活排水の測定場所 1回/6月			特定排出水の量が20m ³ /日未満の生活・工程排水の測定場所 1回/6月		
	3 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつその量が少ないと認められる場合	原則として特定排出水の量が50m ³ /日未満かつ次の汚濁負荷量の測定場所 COD: 5kg/日未満 N: 4kg/日未満 P: 0.5kg/日未満	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/30日 特定排出水の量が20m ³ /日未満の生活排水の測定場所 1回/6月			特定排出水の量が10m ³ /日未満の生活・工程排水の測定場所 1回/6月		
	4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰すことができない原因によって、総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能と認められる場合	設置が不可能である理由と設置計画書を提出	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/7日			原則のとおり		
	5 汚染状態が常に一定であると認められる場合	指定計測法による実証ができれば、特定排出水の量が1,000m ³ /日未満かつ次の濃度の測定場所 COD:10mg/L以下 N: 8mg/L以下 P: 1mg/L以下	COD:1(3) N:1(3) P:1(3)	原則のとおり	原則のとおり					
	6 新たに設置若しくは構造等が変更された特定施設又は新たに設置された指定地域内事業場の場合(原則として設置又は変更後2月を超えない期間に限り適用する。)	設置計画書を提出	COD:1(3) N:1(3) P:1(3)		1回/3日					
	7 以上のほか排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	・共用排水口の場合(新設事業場は除く) ・おおむね1年以内に移転・廃止・下水道に流入する場合及びこれに類する場合等	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)		COD:2(3) N:2(3) P:2(3)			1回/7日		
用水の量を測定することにより特定排出水の量を計測する方法 用水の量と特定排出水の量の関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる一部の小規模生活排水等の場合	用水の量と特定排出水の量の関係を実証するデータを提出 (換算式の検証)		COD:2(1)(2) N:2(1)(2) P:2(1)(2)	毎日	COD:2(1)-(3) N:2(1)-(3) P:2(1)-(3)	原則のとおり				

注 新設事業場とは、CODについては昭和55年7月1日以後に、窒素及びりんについては平成14年10月1日以後に許可の申請又は届出により新たに指定地域内事業場となったものをいう。(表2において同じ)

表2 排水水及び特定排水水以外の排水水の汚染状態及び量の計測方法（差し引き方式）

（県告示別表第3他）

要件		計測方法（環境省(庁)告示別記）								
		日平均排水量 400m ³ /日以上			日平均排水量 50m ³ /日以上 400m ³ /日未満					
告示		運用方法	汚染状態	量	測定回数	汚染状態	量	測定回数		
								200-400	100-200	50-100
原則	水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号（測定回数） 昭和54年環境省告示第20号(COD測定方法) 平成13年環境省告示第77号(窒素測定方法) 平成13年環境省告示第78号(りん測定方法)	・水量比：(特定)/(非特定)=0.5以上 ・負荷量比：(特定)/(非特定)=5以上 ・排水水の測定は表1に準じて行っていること（以下同じ）	COD:1(1)(2) N:1(1)(2) P:1(1)(2)	COD:2(1)(2) N:2(1)(2) P:2(1)(2)	毎日	COD:1(1)-(4) N:1(1)-(4) P:1(1)-(4)	COD:2(1)-(3) N:2(1)-(3) P:2(1)-(3)	1回/7日	1回/14日	1回/30日
知事の定める例外規定（新設事業場については認めない。特定排水水以外の排水水に適用）	1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	原則として資本金1,000万円以下の法人又は個人が設置するもので、かつ、従業員がおおむね20人以下の場合	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/30日	原則のとおりの	原則のとおりの	1回/2月		
	2 指定地域内事業場に測定場所が数多く存在しており、かつ当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について自動計測器等を用いて [*] 計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる場合 [*] 400m ³ /日未満の事業場については、「自動計測器等を用いて」とあるのを「施行規則第9条の2第1項第2号に規定する回数によって」とする。	原則として差し引く非特定排水水の量の80%以上を自動計測器等を用いて計測している場合における、5,000m ³ /日未満かつ次の濃度の非特定排水水の測定場所 COD: 5mg/L未満 N: 4mg/L未満 P: 0.5mg/L未満	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/30日 非特定排水水の量が100m ³ /日未満の非特定排水水の測定場所 1回/6月			非特定排水水の量が100m ³ /日未満の非特定排水水の測定場所 1回/6月		
	3 汚染状態が小さく、かつその量が少ないと認められる場合	原則として非特定排水水の量が1,000m ³ /日未満かつ次の濃度の非特定排水水の測定場所 COD: 5mg/L未満 N: 4mg/L未満 P: 0.5mg/L未満	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/30日 非特定排水水の量が100m ³ /日未満の非特定排水水の測定場所 1回/6月			非特定排水水の量が100m ³ /日未満の非特定排水水の測定場所 1回/6月		
	4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰すことができない原因によって、総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能と認められる場合	設置が不可能である理由と設置計画書を提出	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/7日			原則のとおりの		
	6 新たに設置若しくは構造等が変更された特定施設又は新たに設置された指定地域内事業場の場合（原則として設置又は変更後2月を超えない期間に限り適用する。）	設置計画書を提出	COD:1(3) N:1(3) P:1(3)	原則のとおりの	1回/3日					
	7 以上のほか排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	・共用排水口の場合 ・おおむね1年以内に移転・廃止・下水道に流入する場合及びこれに類する場合等	COD:1(3)(4) N:1(3)(4) P:1(3)(4)	COD:2(3) N:2(3) P:2(3)	1回/7日			原則のとおりの		
	用水の量を測定することにより非特定排水水の量を計測する方法 表1に準ずる。	用水の量と非特定排水水の量の関係を実証するデータを提出（換算式の検証）		COD:2(1)(2) N:2(1)(2) P:2(1)(2)	毎日				COD:2(1)-(3) N:2(1)-(3) P:2(1)-(3)	

17 届出書（許可申請書）の記載要領

- 1 水質汚濁防止法第5条第1項の設置届出のうち、有害物質使用特定施設を含まない場合の記載要領・記載例
次項からの記載要領のとおり。
(有害物質使用特定施設を含む場合についてはP. 117～を参照。)
- 2 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の設置許可申請の記載要領・記載例
次項からの記載要領のうち、「届出」を「申請」と読み替える。
- 3 広島県生活環境保全条例第25条の汚水等関係特定施設の設置届出の記載要領・記載例
様式及び届出項目も水濁法の設置届出と同様なので、次項からの記載要領を参考にする。

○ 記入要領及び記載例一覧

様式名	内容	該当ページ	備考
様式第1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置（使用，変更）届出書	P. 90～91	
別紙1	特定施設の構造	P. 92～95	
別紙2	特定施設の使用の方法	P. 96～99	
別紙3	汚水等の処理の方法	P. 100～101	
別紙4	排出水の汚染状態及び量	P. 102～103	
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	P. 104～105	瀬戸内海水域以外の工場・事業場については不要
別紙6	用水及び排水の系統	P. 106～107	
参考1	許可申請・届出の概要	P. 108～109	
参考2	参考資料	P. 110～111	
別添第1表	処理施設に流入する特定施設等ごとの排水の汚染状態及び量並びに排水口から排水する施設ごとの排出水の汚染状態の及び量	P. 112～113	
別添第1図	工場又は事業場全体の施設ごとの排水の系統	P. 114～115	
参考別紙	ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設設置に係る留意事項	P. 116	瀬戸法許可申請であって、ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置する事業場に限る。

様式第 1

①	年 月 日	届出を提出する日付を記載すること。
②	届出者の住所及び氏名	省略しないで正確に記入すること。 ※代理人（工場長など）による届出の場合 届出には、代表者と代理人を併記する。 なお、法（具体的な名称）に基づく届出の権限を代表者から代理人に委任することを記載した委任状（写し可）を添付すること。
③	届出者の印	届出者の印の押印は不要。 ※なお、押印を妨げるものではありません。
④	特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1（水質規制のしおり P. 14～19）に掲げる特定施設番号及びその名称を記載すること。
⑤	有害物質使用特定施設の 該当の有無	該当する方の□にレ印を記入すること。 無の場合は、別紙 1 の 2（水質汚濁防止法）又は別紙 7（瀬戸内海環境保全特別措置法）を提出する必要はない。
⑥	その他	事務連絡用の電話番号及び担当者名を右下隅に鉛筆書きすること。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

① ○年○月○日

広島県○○厚生環境事務所長 様
（または○○市（町）長）

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の
氏名

代理人による届出の場合、代表者と代理人を併記する。

届出者 ②

広島県広島市中区基町10-52
株式会社 広島
代表取締役 広島 一郎

③

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、
特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		ホテル広島	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		○○市△△町10-52	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	④ 66の3 イ ちゅう房施設 ハ 入浴施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	⑤ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	—		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造			
	△有害物質使用特定施設の使用の方法			
	△汚水等の処理の方法			
	△特定地下浸透水の浸透の方法			
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統			

※ 記載例では、裏面を省略しています。

⑥ 連絡先 082-○○○-○○○○
担当者 ○○ ○○
(鉛筆書き)

別紙 1

①	表の上部（欄外）	次のとおり表の上部に記載すること。（他の別紙についても同様。） ア 新設される特定施設：「新設」 イ 変更のあった特定施設：「変更前」及び「変更後」 ウ 変更のない特定施設：「既設」又は「変更なし」 エ 廃止する特定施設：「廃止」 （廃止した日から30日以内に使用廃止届が別途必要）
②	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場において付した番号若しくは名称のいずれかを記入し、他の特定施設と明確に区分できるようにすること。
③	特定施設番号及び名称	水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設番号及びその名称を記入すること。
④	型 式	型式、名称（市販品などの場合）を記入すること。 その名称がない場合には、特定施設の原理、特徴、構造、用途などを考慮して適当と考えられるものを記入すること。
⑤	構 造	別添〇〇図のとおりと記入し、主要寸法を記入した概要図又はカタログなど既存の図面で示すこと。その際、注釈等を記入して構造が分かり易いものとし、用排水の出入口、原料の投入箇所及び製品の取り出し箇所を明記すること。 特定施設が多くの機械・装置から成る場合は、主要な機械・装置の構造図を添付すること。
⑥	主 要 寸 法	特定施設全体の縦・横・高さの最大長を記入すること。（⑤の構造図にもそれらの寸法を記入すること。）
⑦	能 力	生産能力又は処理能力のいずれかの最大量を記入すること。（日最大量か時間最大量かが分かるよう、「〇m ³ /日」、「〇t/時間」等）と併せて記入すること。 「生産能力」の場合には生産品名を、「処理能力」の場合にはその処理するものを付記すること。
⑧	配 置	別添〇〇図のとおりと記入し、特定施設の模式的な配置図を添付すること。 配置図は、当該施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置がわかるように記載すること。 配置が変更となる場合は、変更前・変更後を明確に記載すること。
⑨	設 置 年 月 日	当初の設置年月日（工事着工年月日）を記載すること。変更届の場合、変更前に記載し、変更後には記載しないこと。 ※ 本来は、特定施設の使用の届出を行う場合に記入する項目ですが、参考として記入をお願いします。
⑩	工事着手予定年月日	それぞれの年月日を記入すること。
⑪	工事完成予定年月日	瀬戸内海環境保全特別措置法に係る許可申請の場合は、縦覧期間（許可申請の概要を告示した日から3週間）など許可に要する日数を考慮に入れて記入すること。
⑫	使用開始予定年月日	また、許可を受け次第着工する場合は、次の例による。 （例）工事着手予定年月日 「許可後直ちに」 工事完成予定年月日 「着工後〇〇日」 使用開始予定年月日 「完成後直ちに」、「完成後〇〇日」
⑬	その他参考となるべき事項	上記①～⑫までの事項のほか、参考となる事項があれば記入すること。 ・同様の施設を同時に複数設置（変更）する場合には、その施設数を記載すること。 ・主要製品名等の事業場における基本的情報など

特定施設の構造

	① (新 設)	(変更なし)
工場又は事業場における施設番号	② ユニットバス (⑩)	ユニットバス (①~⑮)
特定施設番号及び名称	③ 66の3 ハ 入浴施設	66の3 ハ 入浴施設
型 式	④ ダイワ UK-100	ダイワ UK-100
構 造	⑤ 別添〇〇図のとおり	別添〇〇図のとおり
主要寸法	⑥ 縦 2 m 横 2 m 高さ 3.5 m	縦 2 m 横 2 m 高さ 3.5 m
能 力	⑦ 客室定員 2名	客室定員 2名
配 置	⑧ 別添〇〇図のとおり	別添〇〇図のとおり
設置年月日	⑨ 年 月 日	平成19年 4月 1日
工事着手予定年月日	⑩ 平成27年 4月 1日	平成 年 月 日
工事完成予定年月日	⑪ 平成27年 4月10日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	⑫ 平成27年 4月12日	平成 年 月 日
その他参考となるべき事項	⑬	同型施設 15基

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の構造

	① (変更前)	(変更後)
工場又は事業場における施設番号	② ちゅう房	ちゅう房
特定施設番号及び名称	③ 66の3 イ ちゅう房施設	66の3 イ ちゅう房施設
型 式	④ _____	_____
構 造	⑤ 別添〇〇図のとおり	別添〇〇図のとおり
主要寸法	⑥ 縦 10 m 横 5.2 m 高さ 3.5 m	縦 10 m 横 5.2 m 高さ 3.5 m
能 力	⑦ 調理食数 90 食/日	調理食数 100 食/日
配 置	⑧ 別添〇〇図のとおり	別添〇〇図のとおり
設置年月日	⑨ 平成19年 4月 1日	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑩ 平成 年 月 日	平成27年 4月 1日
工事完成予定年月日	⑪ 平成 年 月 日	平成27年 4月10日
使用開始予定年月日	⑫ 平成 年 月 日	平成27年 4月12日
その他参考となるべき事項	⑬	

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の構造

① (廃止)		
工場又は事業場における施設番号	② 洗濯機 (①～⑤)	
特定施設番号及び名称	③ 66の3口洗濯施設	
型式	④ AB-200	
構造	⑤ 別添〇〇図のとおり	
主要寸法	⑥ 縦 0.5 m 横 0.5 m 高さ 1.1 m	
能力	⑦ 4.5 kg/回	
配置	⑧ 別添〇〇図のとおり	
設置年月日	⑨ 平成19年 4月 1日	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
工事完成予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
その他参考となるべき事項	⑩ 同型施設 5基	

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙 2

①	工場又は事業場における 施 設 番 号	別紙 1 と同様に記載すること。
②	特定施設番号及び名称	別紙 1 と同様に記載すること。
③	設 置 場 所	特定施設を設置する建物がある場合は、その名称等を記載すること。 「別添〇〇図のとおり」と記入し、工事又は事業場全体において、特定施設を設置又は変更しようとする場所が明確に分かるように図示すること。
④	操 業 の 系 統	「別添〇〇図のとおり」と記入し、設置又は変更しようとする特定施設を含む操業の系統、原材料から製品に至る過程を図示し、その図面（フローシート）に原材料、取水、生産物、残さ、汚水等の量を記入すること。
⑤	使 用 時 間 間 隔	1日のうち、当該施設を使用する時間帯を記載すること。 「断続」の場合には、「〇時間／1回、1日2回使用」「〇～〇時、〇～〇時」のように、1回当たりの使用時間及び1日における使用回数を記入すること。
⑥	1日当たりの使用時間	1日の合計の時間数を記入すること。
⑦	使 用 的 変 動 の 概 要	季節的変動がない場合には「なし」と記入し、ある場合には、例えば「3月から5月まで休止」、「冬期は2分の1操業」のように、その概要を記入すること。
⑧	原 材 料 (消耗資材を含む) の 種 類、 使 用 方 法 及 び 1 日 当 た り の 使 用 量	ア 特定施設を含む作業工程において使用されるものを記入すること。 イ 作業工程において使用する「水」も、原材料として記入すること。 ウ 「成分 (%)」で表示する場合は、原材料の成分とその割合を記入すること。 原材料の成分が単一のものについては、単に「100」と記入すること。 エ 製品名を記入する場合は、MSDS（製品安全データシート）など成分がわかる資料を添付すること。 オ 「使用方法」については、原材料の使用目的・用途を具体的に記入すること。
⑨	汚 水 等 の 汚 染 状 態	pH、BOD、COD、SS、N、Pや、有害物質などのうち、当該事業場の排水基準に定められている項目について記入すること。 特に、有害物質については、当該特定事業場で使用する原材料などから予測される項目も記入すること。 なお、汚水等の排出先が2つ以上ある場合は、それぞれについて「汚水等の汚染状態」及び次項の「汚水等の量」を記入すること。 ※ 記載内容は、別紙3及び別紙4の汚染状態と整合が取れているか確認してください。
⑩	汚 水 等 の 量	特定施設から出る水量を記入することとし、循環水量も含むものとする。循環水量を内数として（ ）書きする。 なお、業者引き取り等の汚泥は、含まないものとする。
⑪	そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	上記①～⑩までの事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。 ・汚水等を産廃処理する場合など

特定施設の使用の方法

(新 設)

(変更なし)

工場又は事業場における施設番号	① ユニットバス (⑩)	ユニットバス (①～⑮)			
特定施設番号及び名称	② 66の3 ハ 入浴施設	66の3 ハ 入浴施設			
設置場所	③ 別添〇〇図のとおり	別添〇〇図のとおり			
操業の系統	④ 別添〇〇図のとおり	別添〇〇図のとおり			
使用時間間隔	⑤ 14～24時 1時間/回	14～24時 1時間/回			
1日当たりの使用時間	⑥ 1時間	1時間			
使用の季節的変動	⑦ なし	なし			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	⑧ 石けん 0.4kg シャンプー 0.2kg	石けん 6kg シャンプー 3kg			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD (mg/L) COD (mg/L) SS (mg/L) T-N (mg/L) T-P (mg/L) 大腸菌数(CFU/mL)	⑨			
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
	⑩	0.5	1	7.5	15
その他参考となるべき事項	⑪				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

特定施設の使用の方法

		(変更前)		(変更後)	
工場又は事業場における施設番号		① ちゅう房施設		ちゅう房施設	
特定施設番号及び名称		② 66の3 イ ちゅう房施設		66の3 イ ちゅう房施設	
設置場所		③ 別添〇〇図のとおり		別添〇〇図のとおり	
操業の系統		④ 別添〇〇図のとおり		別添〇〇図のとおり	
使用時間間隔		⑤ 5～12時, 15時～19時		5～13時, 15時～20時	
1日当たりの使用時間		⑥ 11時間		13時間	
使用の季節的変動		⑦ なし		なし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		⑧ 米 27kg 野菜類 27kg 魚 9kg 肉 9kg		米 30kg 野菜類 30kg 魚 10kg 肉 10kg	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD (mg/L) COD (mg/L) SS (mg/L) T-N (mg/L) T-P (mg/L) 大腸菌数(CFU/mL)	⑨			
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		⑩ 6	8	7	9
その他参考となるべき事項		⑪			

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

特定施設の使用の方法

(廃止)

工場又は事業場における施設番号	① 洗濯機 (①～⑤)				
特定施設番号及び名称	② 66の3口洗濯施設				
設置場所	③ 別添〇〇図のとおり				
操業の系統	④ 別添〇〇図のとおり				
使用時間間隔	⑤ 10～20時				
1日当たりの使用時間	⑥ 10時間				
使用の季節的変動	⑦ なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	⑧ 洗剤 40g/回 水 100L/回				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD (mg/L) COD (mg/L) SS (mg/L) T-N (mg/L) T-P (mg/L) 大腸菌数(CFU/mL)	⑨			
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		⑩ 1.5	2		
その他参考となるべき事項	⑪				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

①	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場において付した番号若しくは名称のいずれかを記入し、他の汚水等の処理施設と明確に区別できるようにすること。
②	処理施設の設置場所	工場又は事業場全体において、汚水等の処理施設を設置又は変更しようとする場所が明確に分かるように図示すること。別紙2（特定施設の設置場所）の図面で明確に分かる場合は、共用することも可能。
③	設置年月日	当初の設置年月日を記載すること。（別紙1⑨参照）
④	工事着手予定年月日	その届出に係る施設の予定年月日を記載すること。（別紙1⑩参照）
	工事完成予定年月日	その届出に係る施設の予定年月日を記載すること。（別紙1⑪参照）
	使用開始予定年月日	その届出に係る施設の予定年月日を記載すること。（別紙1⑫参照）
⑤	種類及び型式	例えば「排水処理施設」、「合併処理浄化槽（〇〇〇人槽）」など処理方法を表す一般的な名称を記入するか、市販品で名称がある場合には、その名称を記入すること。
⑥	構造	「別添〇〇図のとおり」と記入し、構造図を添付すること。 構造図は、主要寸法を記入した概要図又はカタログ等でもよい。 その際、汚水等の流れについても記入すること。 なお、汚水等の処理施設が多くの施設からなる場合は、全体概要図及びそれぞれの構造図を作成すること。
⑦	主要寸法	施設全体の縦・横・高さの最大長を記入すること。
⑧	能力	<ul style="list-style-type: none"> ・処理する汚水等の1日当たりの最大量を記入すること。 ・処理能力の根拠を示す書類を添付すること。
⑨	処理の方式	汚水等の処理の方法を記入すること。 （例）「長時間ばっ気」、「接触ばっ気」、「凝集沈殿」等 また、処理の方法が複数の組み合わせである場合には、例えば「接触ばっ気・凝集沈殿・砂ろ過」のように、フローに従って順番に併記すること。
⑩	処理の系統	「別添〇〇図のとおり」と記入し、系統図を添付すること。 設置又は変更しようとする汚水等の処理施設について、汚水等の流入から排出までの過程を図示し、その図面（フローシート）に汚水等の量、消耗資材の量及び汚泥の量を記入すること。
⑪	集水及び導水の方法	汚水等を処理施設に導く経路を、別図等を使用して記入すること。
⑫	使用時間間隔	1日のうち当該施設を使用する時間帯を記載すること。（別紙2⑤参照）
⑬	1日当たりの使用時間	1日の合計の時間数を記入する。
⑭	使用の季節変動	季節変動がある場合はその状況を記載すること。（別紙2⑦参照）
⑮	消耗資材の1日当たりの用途別使用量	中和、凝集、酸化その他の用に供する消耗資材（成分）の使用量などを記入すること。
⑯	汚水等の汚染状態及び量	pH、BOD、COD、SS、N、Pや、有害物質などのうち、当該事業場の排水基準に定められている項目について記入すること。 特に、有害物質については、当該特定事業場で使用する原材料などから予測される項目も記入すること。 ※ 記載内容は、別紙2及び別紙4の汚染状態と整合が取れているか確認してください。
⑰	残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	残さの処理方法等について記入すること。 処理を業者等に委託する場合は、処理業者委託等と記入する。
⑱	排出水の排出方法	直接公共用水域に排出する場合には、排水口名を記入すること。他の処理施設に排出する場合には、当該処理施設名を記入すること。 なお、排出口の位置、数、汚水等の処理施設から排水口（公共用水域）までの経路及び排出先については、別図にて図示すること。
⑲	その他参考となるべき事項	当該処理施設と関係のある特定施設（別紙1及び別紙2に記載されたもの）の施設番号等を記入すること。別図等で確認できれば記入は不要。

		(変更前)				(変更後)			
工場又は事業場における施設番号	①	排水処理施設				排水処理施設			
処理施設の設置場所	②	別添〇〇図のとおり				別添〇〇図のとおり			
設置年月日	③	平成19年 4月 1日				年 月 日			
工事着手予定年月日	④	平成 年 月 日				平成27年 4月 1日			
工事完成予定年月日		平成 年 月 日				平成27年 4月10日			
使用開始予定年月日		平成 年 月 日				平成27年 4月12日			
種類及び型式	⑤	合併浄化槽(200人槽)				合併浄化槽(200人槽)			
構造	⑥	別添〇〇図のとおり				別添〇〇図のとおり			
主要寸法(m)	⑦	縦12.5×横8.5×高さ8.0				縦12.5×横8.5×高さ8.0			
能力	⑧	40 m ³ /日				40 m ³ /日			
処理の方式	⑨	長時間ばっ気				長時間ばっ気			
処理の系統	⑩	別添〇〇図のとおり				別添〇〇図のとおり			
集水及び導水の方法	⑪	塩ビ管(200mmφ), 自然流下 (経路は, 別添〇〇図のとおり)				塩ビ管(200mmφ), 自然流下 (経路は, 別添〇〇図のとおり)			
使用時間間隔	⑫	24時間連続				24時間連続			
1日当たりの使用時間	⑬	24時間				24時間			
使用の季節変動	⑭	なし				なし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	⑮	ハイクロン 3kg				ハイクロン 3kg			
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH BOD(mg/L) COD(mg/L) SS(mg/L) T-N(mg/L) T-P(mg/L) 大腸菌数(CFU/mL)	⑯							
	量(m ³ /日)	20	20	33	33	20	20	33	33
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	⑰	脱水ケーキ 30kg 処理業者委託				脱水ケーキ 30kg 処理業者委託			
排出水の排出方法	⑱	No.1排水口 (排水口の位置及び排水口までの経路は, 別添〇〇図のとおり)				No.1排水口 (排水口の位置及び排水口までの経路は, 別添〇〇図のとおり)			
その他参考となるべき事項	⑲	(関連施設)ユニットバス(①~⑮) ちゅう房施設 洗濯機(①~⑤) ※ 別図で確認できれば, 記入不要				(関連施設)ユニットバス(①~⑯) ちゅう房施設			

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙 4

①	工場又は事業場における排水口番号	工場又は事業場のそれぞれの排水口において付した番号もしくは名称のいずれかを記入すること。 雨水専用排水口を含めた全ての排水口について記載すること。
②	排出水の汚染状態	pH, BOD, COD, SS, 大腸菌数, N・P (排水基準に係る湖沼流域及び瀬戸内海流域に限る) や, 有害物質などのうち, 当該特定事業場の排水基準に定められている項目について記入すること。 特に有害物質については, 当該特定事業場で使用する原材料などから予測される項目も記入すること。 なお, 排水基準が適用されない事業場であっても, 参考情報として, 記入し, 上部に (参考) と記載すること。 ※1 記入内容は, 別紙2及び別紙3の汚染状態と整合が取れているか確認してください。 ※2 この欄に記入した項目 (参考情報で記入した項目は除く。) は, 定期的な測定が必要となります。
③	排出水の量 (m ³ / 日)	1日の排水量の通常値, 最大値について排水口ごとに記載すること。
④	その他参考となるべき事項	ア 当該排水口と別紙1及び別紙2の特定施設, 並びに別紙3の処理施設との関係を記入すること。別添図等で確認できれば記入は不要。 イ 排出先の河川名, 港湾名, 海域名などを記入すること。

排出水の汚染状態及び量

(変更なし)

(変更なし)

工場又は事業場における施設番号		① No. 1 排水口		No. 2 排水口	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		(参考) pH	② 6.0~8.0	5.8~8.6	
	BOD (mg/ L)	15	20		
	COD (mg/ L)	20	29		
	SS (mg/ L)	20	29		
	T-N (mg/ L)	29	48		
	T-P (mg/ L)	1	10		
	大腸菌数 (CFU/mL)	800 未満	800		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		③ 21	34.5	0	0
その他参考となるべき事項		④ (関連施設) 廃水処理施設 ※別図等で確認できれば、この記入は不要 (排出先) 側溝→○○水路→○○川 →○○川→○○湾		雨水専用排水口	

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 5

瀬戸内海水域以外の工場・事業場については不要。

化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N）、りん含有量（T-P）の項目ごとに作成すること。

①	業種 その他の区分	平成14年広島県告示第728号別表第一、第729号別表又は第730号別表（以下「告示別表」という）の第1欄及び第2欄の番号及び業種その他の区分を記入すること。（水質規制のしおりP.62～P.84参照） 告示別表備考欄に掲げる事項については、番号又は整理番号とともに（備考）として別に記入すること。また、次のものについても別に記入すること。 イ し尿浄化槽（501人槽以上） ロ " （500人槽以下） ハ 生活系の雑排水
②	特定排水 「汚染状態」及び 「水量」	排水のうち、業種その他の区分ごとの特定排水（※）について通常及び最大の値又は量を記入すること。 ※ 特定排水（水質汚濁防止法施行規則第1条の5第1項）とは、排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供されることにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいいます。
③	排水の量 Q	<ul style="list-style-type: none"> ・業種その他の区分ごとの排水の量を記載すること。 ・窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。 ・りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
④	汚濁負荷量	業種その他の区分ごとに、次の計算式により汚濁負荷量（kg/日）を算定すること。 [通常] 通常水質(mg/L)×通常排水量(m ³ /日)/1000 [最大] 通常水質(mg/L)×最大排水量(m ³ /日)/1000
⑤	特定排水以外の排水 「汚染状態」及び 「水量」	排水のうち、特定排水以外の水全体について通常及び最大の値並びに量を記入すること。
⑥	その他参考となるべき事項	総量規制基準が適用される工場又は事業場については、「処理施設に流入する特定施設ごとの排水の汚染状態及び量並びに排水口から排出する施設ごとの排水の汚染状態及び量」（別添第1表）及び「工場又は事業場全体の施設ごとの排水の系統」（別添第1図）について添付すること。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

(変更なし)

	業種その他の区分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)					COD		※
		通常	最大	通常	最大	指定項目の別			通常	最大	
						Q _{CO}	Q _{CI}	Q _{CJ}			
特定排水水	① 214 宿泊業	② 20	② 30	② 20	② 33	③	③	③ 33	④ 0.4	④ 0.66	
	合 計			20	33			33	0.4	0.66	
特定排水水以外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		/			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
⑤ 冷却水	1	2	1	1.5	0.001	0.0015					
合 計				1	1.5	0.001	0.0015				
その他参考と なるべき事項	⑥										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{CO}」を「Q_{NO}」と、「Q_{CI}」を「Q_{NI}」と読み替え、Q_{CJ}の項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Q_{CO}」を「Q_{PO}」と、「Q_{CI}」を「Q_{PI}」と読み替え、Q_{CJ}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

(変更前)についても作成すること

指定項目の別の欄には、COD、窒素含有量、燐含有量を明記すること

汚濁負荷量の通常は、通常水質×通常水量/1000、最大は、通常水質×最大水量/1000で計算すること

江の川流域については、この様式は不要

別紙 6

①	用水及び排水の系統	<p>工業用水，上水，河川水，地下水，海水，回収水ごとに，各工場（又はプラント，製造工程など），事務所，食堂，倉庫，試験室などへの用水の系統及びこれらの施設から汚水等の処理施設，排水口（公共用水域）までの排水の系統を図示し，それぞれ1日当たりの使用量（最大量）を記入すること。</p> <p>図は，スペースに記入できる場合は記入し，記入出来ない場合は，別添〇〇図のとおりとすること。</p>
②	用途別用水使用量（最大量）	<p>ア 「用途」の欄については，ボイラー用水，原料用水，洗浄水，冷却水等を記入すること。</p> <p>イ 「使用水」の欄については，上水道，工業用水，地下水，河川水，海水等を記入すること。</p>

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	<p>① (変更前)</p> <p>The diagram shows a water supply system where tap water (上水) of 21 (34.5) m³/day is distributed to five uses: Bathing (入浴施設) 7.5 (15), Shower (ちゅう房施設) 6 (8), Shower (洗濯機) 1.5 (2), Living water (生活用水) 5 (8), and Cooling water (冷却水) 1 (1.5). The first four uses flow into a combined sewerage tank (合併浄化槽) with a total flow of 20 (33). The cooling water flow is shown as a dashed line. Rainwater (雨水) of 0 (0) is collected at a second rainwater outlet (第2排水口). The combined sewerage tank discharges 20 (33) to a first drainage outlet (第1排水口), which then discharges 21 (34.5) to the sewer. A return flow of 1 (1.5) is shown from the drainage outlet back to the cooling water source.</p>		
	<p>(変更後)</p> <p>The diagram shows a similar water supply system after a change. Tap water (上水) of 21 (34.5) m³/day is distributed to three uses: Bathing (入浴施設) 8 (16), Shower (ちゅう房施設) 7 (9), and Living water (生活用水) 5 (8). The cooling water (冷却水) use is no longer shown. The flow into the combined sewerage tank (合併浄化槽) is now 20 (33). Rainwater (雨水) of 0 (0) is collected at a second rainwater outlet (第2排水口). The combined sewerage tank discharges 20 (33) to a first drainage outlet (第1排水口), which then discharges 21 (34.5) to the sewer. A return flow of 1 (1.5) is shown from the drainage outlet back to the cooling water source.</p>		
用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m³/日)
	② 生活用水	上水道	34.5
	.	.	.
	.	.	.
	.	.	.
	.	.	.
	.	.	.

参考 1

①	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置・変更	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置・変更について概要を記載すること。
②	汚水処理施設等の設置・変更	汚水処理施設等の設置・変更について概要を記載すること。
③	排出水量及び負荷量の増減	排出水量及び負荷量の増減等について概要を記載すること。
④	備考	参考となるべき事項があれば記載すること。 ・設置又は変更の理由など

許可申請・届出の概要

<p>特定施設（有害物質貯蔵）の設置・変更</p>	<p>66 の 3 ハ ユニットバス⑩を設置する。</p> <p>① 66 の 3 イ ちゅう房施設の能力を 90 食／日から 100 食／日に変更する。 それに伴い、1 日当たりの使用時間、原材料の使用量及び汚水等の量に変更になる。</p> <p>66 の 3 ロ 洗濯機（①～⑤）を廃止する。</p>
<p>汚水の処理施設等</p>	<p>② 排水処理施設の汚水等の汚染状態が変更になる。</p>
<p>排出荷水量の増減</p>	<p>③ 変更なし。</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない部屋を客室に変更する。 ④ 食事の提供時間を延長し、ちゅう房の能力を増加する。 ・洗濯機のある部屋を別用途で利用するため、洗濯機を撤去する。

参考 2

①	工場又は事業場周辺の 見 取 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万～5万分の1程度の図面が望ましい。なお、この図面には排出先の公共用水域までの排水経路を記入すること。 ・ 周辺公共用水域における利水（漁業権、上水・農業用水・工業用水の取水、水浴場等）の状況を記入すること。 ・ 工場又は事業場の敷地境界線は朱記するなど、明確にすること。
②	工場又は事業場全体に おける建築物・施設な ど の 配 置 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場又は事業場全体における建築物・施設などを図示し、特定施設は既設のものを含めて全て記入すること。特定施設の施設番号又は名称を記入したものが望ましい。 ・ 設置又は変更しようとする特定施設は、色分けする等して明確にすること。 ・ 用水経路及び排水経路は、色分けなどを行って明確にすること。 ・ 取水位置、排水経路及び排水口の位置を明記すること。 この場合、取水については上水、工業用水、河川水、地下水、海水の取水口を、また排水口については排水口名を記入すること。 (雨水排水口についても記載すること。))
③	工場又は事業場全体の 操 業 の 系 統	工場又は事業場全体における操業の系統を図示し、特定施設を含めて全て記入すること。
④	工場又は事業場全体の 特定施設の種類及び数	設置又は変更後の特定施設の種類（号番号）ごとにその施設数を記入してください。
⑤	主 要 製 品 名 及 び そ の 主 原 料	製品を製造している場合は、主要製品名及びその主原料を記入すること。
⑥	工場又は事業場全体の 有害物質貯蔵指定施設 において貯蔵する有害 物質の種類及び量	有害物質貯蔵指定施設がある場合は、貯蔵する有害物質の種類及び量を記入してください。
⑦	そ の 他 参 考 事 項	各項目を記入してください。

参考2

参 考 資 料

- 1 工場又は事業場周辺の見取図
 - ① 別添第 図のとおり
- 2 工場又は事業場における建築物、施設などの配置図
 - ② 別添第 図のとおり
- 3 工場又は事業場全体の操業の系統
 - ③ 別添第 図のとおり
- 4 工場又は事業場全体の特定施設の種類及び数
(設置又は変更後の種類及び数を記入すること)

号 番 号	名 称	数
④ 66の3 イ ちゅう房施設	ちゅう房	1
66の3 ハ 入浴施設	ユニットバス (①~⑩)	16

- 5 主要製品名及びその主原料

主 要 製 品 名	主原料及びその使用量 (1日当たり)
⑤	

- 6 工場又は事業場全体の有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する有害物質の種類及び量

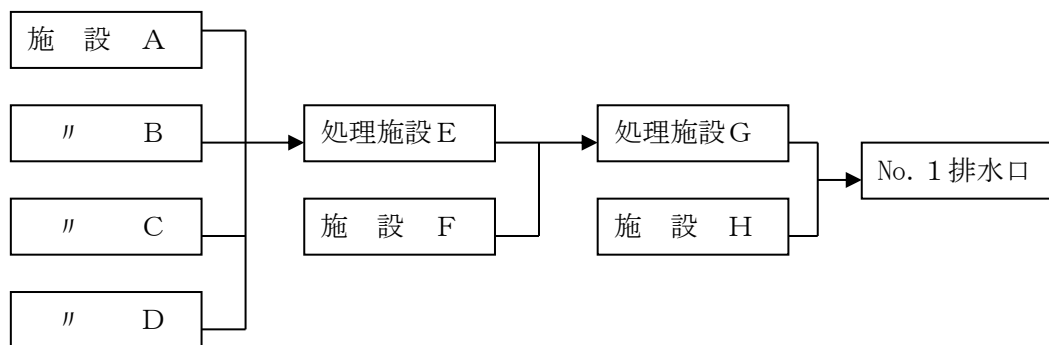
有 害 物 質 名	工場又は事業場全体の貯蔵量
⑥	

- 7 その他参考事項

工場又は事業場の敷地面積	⑦ 1,200m ²	常時使用する従業員数	⑦ 23人
工場又は事業場の建物の延べ面積	⑦ 2,600m ²	操 業 時 間	⑦ 24時間
資本の額又は出資の総額	⑦ 1,000万円	用 途 地 域	⑦ 近隣商業

別添第1表

- ① 欄外の（年 月 日現在・以後）の「以後」については、許可後の内容を記載すること。
- ② 指定項目（化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量）毎に記載すること。
- ③ 「排水口名」の欄には，流入する排水の内訳を求める排水口名を記入すること。
- ④ 「処理施設の番号及び名称」は，流入する排水の内訳を求めるものについて，汚水等の処理施設，その他の水の処理施設の工場又は事業場において付した番号及び名称を記入すること。
- ⑤ 排水口及び処理施設ごとに小計欄を設け，最後に合計欄を設けること。
小計・計の数値には（ ）を付記すること。
- ⑥ 「施設の番号及び名称」は，特定施設，その他の施設，汚水等の処理施設及びその他の水の処理施設に工場又は事業場において付した番号及び名称を記入すること。
- ⑦ 「業種その他の区分」は，平成14年広島県告示第728号別表第一，第729号別表又は第730号別表（以下「告示別表」という）の第1欄及び第2欄の番号及び業種その他の区分を記入すること。（P.62～P.84参照）
- ⑧ 施設の種類の欄は，特定施設，その他の施設及び処理施設について各々特，非特及び処を○で囲むこと。
- ⑨ 工場全体のすべての施設等について，排出する水の汚染状態及び量の通常及び最大の値を，特定排水とそれ以外の排水に区分して，指定項目ごと，施設等ごとに記入すること（1施設が両者を排出する場合は施設内で区分する。）。
排水口及び処理施設流入側において，各施設から流入してくる排水について施設ごとの内訳及び小計（排水ごとの場合は計）を次に示すような手順で記入する。



- ア No.1排水口へ流入する排水の内訳及び計（濃度は加重平均値。以下同じ。）を記入し，特定排水と特定排水以外の排水の計を備考欄に記入する。（G，H，計）
- イ 処理施設Gへ流入する排水の内訳及び小計を記入し，特定排水と特定排水以外の排水の計を備考欄に記入する。（E，F，小計）
- ウ 処理施設Eへ流入する排水の内訳及び小計を記入し，特定排水と特定排水以外の排水の計を備考欄に記入する。（A，B，C，D，小計）

(記載例)
別添第1表

処理施設に流入する特定施設等ごとの排水の汚染状態及び量並びに
排水口から排出する施設ごとの排出水の汚染状態及び量

① (平成26年10月1日 現在) (以後) No. 1

③ 排水口名	④ 処理施設の 番号及び名称	⑥ 施設の番号 及び名称	⑦ 業種その他 の区分	⑧ 施設の種類	⑨ 特定排出水				⑩ 特定排出水以外の排出水				備考		
					汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)		※C (mg/L)	※L (kg/日)	汚染状態 (mg/L)			水量 (m ³ /日)	
					通常	最大	通常	最大			通常	最大		通常	最大
No. 1	⑤ (計)	処理施設 G	202-1	特・非特・処	20	30	30	60							
		施設 H	〃	特・非特・処						2	3	50	60		
			〃	特・非特・処	(20)	(30)	(30)	(60)			(2)	(3)	(50)	(60)	計 水質通常9 最大13 水量通常80 最大120
	処理施設 G	処理施設 E	〃	特・非特・処	60	100	20	40							活性汚泥処理後
		施設 F	〃	特・非特・処	200	300	10	20							
	⑤ (小計)		〃	特・非特・処	(107)	(167)	(30)	(60)							計は小計と同じ
	処理施設 E	施設 A	〃	特・非特・処	500	800	3	5							
		施設 B	〃	特・非特・処	300	500	10	20							
		施設 C	〃	特・非特・処	300	500	5	10							
		施設 D	〃	特・非特・処	30	50	2	5							
⑤ (小計)			特・非特・処	(303)	(500)	(20)	(40)							計は小計と同じ	
No. 2	⑤ (計)	事務所クーラー	232-12	特・非特・処						1	2	5	10		
		し尿浄化槽	〃	特・非特・処	30	40	4	5						合併50人槽	
			〃	特・非特・処	(30)	(40)	(4)	(5)			(1)	(2)	(5)	(10)	計 水質通常14 最大19 水量通常9 最大15
				特・非特・処											

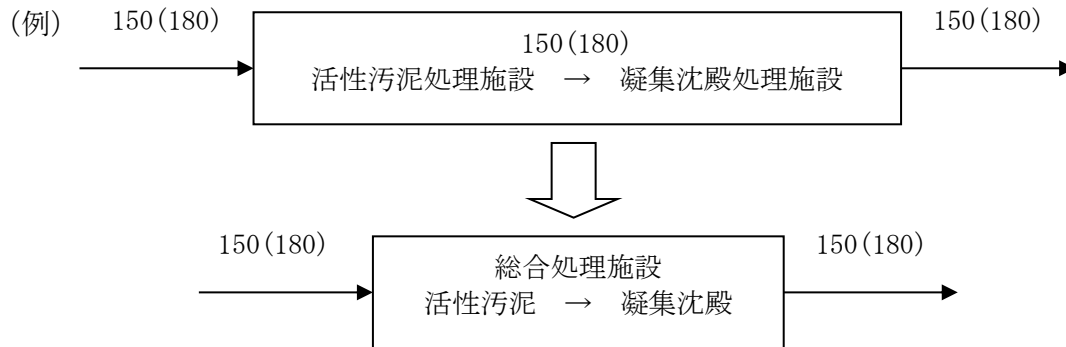
- 備考1 工場又は事業場全体について記載すること。
 2 指定項目(化学的酸素要求量, 窒素含有量及びりん含有量)毎に記載すること。
 3 施設の種類の欄は, 特定施設, その他の施設及び処理施設について各々特, 非特及び処を○で囲むこと。
 4 排水口及び処理施設ごとに小計欄を設け, 最後に合計欄を設けること。
 5 小計の備考欄に全排水等の計を記入すること。
 6 ※印の欄は記載しないこと。

計算方法については, それぞれ
 (通常水質×通常水量) / 通常水量の合計,
 (最大水質×通常水量) / 通常水量の合計, となっている。
 なお, これは例示であり, 作成にあたっては事業場の実態を勘案すること。

(計算例)
 通常: { (500×3) + (300×10) + (300×5) + (30×2) } / 20 = 303
 最大: { (800×3) + (500×10) + (500×5) + (50×2) } / 20 = 500

別添第1図

- ① 排水を排出する施設すべてについて、製造工程順に図示すること。
- ② 処理施設すべてについて、処理系統順に図示すること。但し、次例のように処理系統の途中に他の施設からの流入又は他の施設への流出（回収水も含む）等がない場合は、一括して記載してもよい。



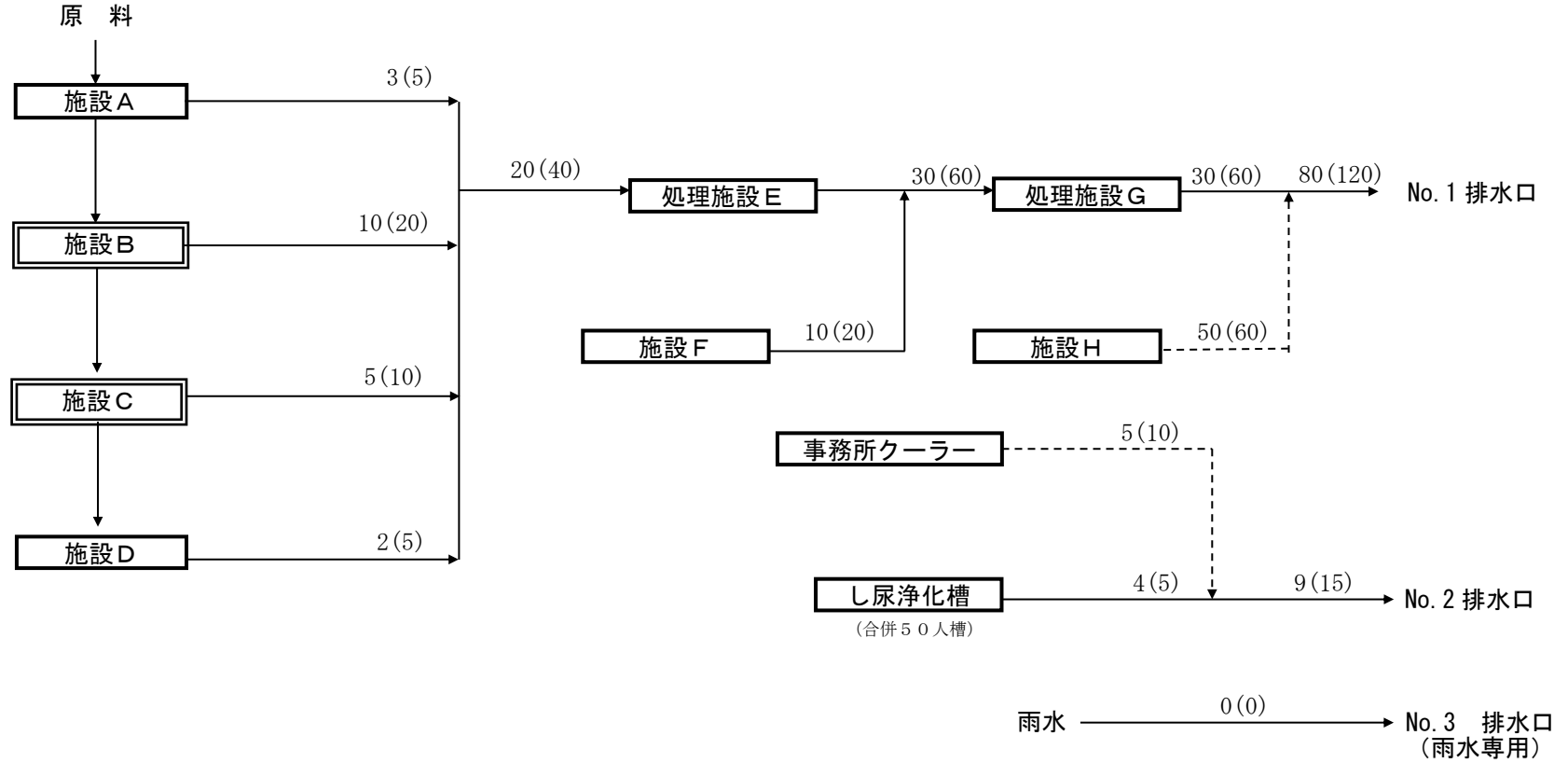
- ③ ①及び②について排水系統を記載し、すべての施設から排出する水量を記入すること。

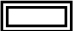

(記載例)
別添第1図

工場又は事業場全体の施設ごとの排水の系統

(平成26年10月1日 現在・以後)

工場名 ○○株式会社
所在地 ○○市△△町10-52
製造部門名 工場全体
業種その他の区分 202-1 金属製品製造業



- (備考) 1 特定施設は  で囲み、施設は  で囲むこと。
2 特定排水は実線、特定排水以外の排水は点線で記入すること。
3 施設ごとの排水等の通常量 (m³/日) を記入し、() 内に最大量 (m³/日) を記入すること。

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請（届出）のうち、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質基準対象施設）に係るものについては、次の事項を別紙により添付する。

1 ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項

サイクロン及び廃ガス洗浄施設の清掃・点検を定期的に行い、機能が低下しないよう管理を行う。

また、焼却物の投入量を調整するなどして、炉内の温度管理に努める。

2 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

緊 急 時 の 連 絡 先	
〒 7 3 6 - 0 0 6 5 安芸郡海田町〇〇	
広島工業株式会社	
総務係長	田 中 三 郎
TEL	(0 8 2) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
FAX	(0 8 2) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

18 有害物質使用特定施設（水濁法第5条第1項）に係る届出書記載要領

水質汚濁防止法第5条第1項（公共用水域に水を排出する事業場）のうち、有害物質使用特定施設に該当する場合の記載要領は次のとおり。

（「17届出書（許可申請書）の記載要領（P.89～）」と記載方法や様式が異なる部分のみ説明しています。）

○ 記入要領及び記載例一覧

様式名	内容	該当ページ	備考
様式第1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用，変更）届出書	P.118～120	
別紙1	特定施設の構造	P.121	
別紙1の2	特定施設の設備	P.122	有害物質使用特定施設専用の様式
別紙2	特定施設の使用の方法	P.123	記載要領のみ。記載例は「17届出書の記載要領」を参照
別紙3	汚水等の処理の方法	/	記載要領・記載例は「17届出書の記載要領」を参照
別紙4	排出水の汚染状態及び量		
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量		
別紙6	用水及び排水の系統	P.123	
参考1	許可申請・届出の概要	/	記載要領・記載例は「17届出書の記載要領」を参照
参考2	参考資料		
別添第1表	処理施設に流入する特定施設等ごとの排水の汚染状態及び量及び並びに排水口から排水する施設ごとの排出水の汚染状態の及び量		
別添第1図	工場又は事業場全体の施設ごとの排水の系統		

○ 届出書（様式第1）の記載方法

1 「氏名又は名称」は省略しないで正確に記入すること。

【代理人（工場長など）による届出について】

届出には、代表者と代理人を併記する。なお、法（具体的な名称）に基づく届出の権限を代表者から代理人に委任することを記載した委任状（写し可）を添付すること。

【届出者の印について】

押印は不要です。なお、押印を妨げるものではありません。

2 届出者の「住所」及び工場又は事業場の「所在地」は、番地・号まで正確に記入すること。

3 届出内容に合わせて、不要な文字には取り消し線を引くこと。

4 事務連絡用の電話番号及び担当者名を右下隅に鉛筆書きすること。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様
または 〇〇市長

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名
〇〇市〇〇町1-1-1
届出者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設の構造

	(既設)	(新設)
工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	鉄製, 内部を塩化ビニールライニング (別添〇〇図のとおり)	鉄製, 内部を塩化ビニールライニング (別添〇〇図のとおり)
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m	・装置 全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は別添〇〇図のとおり)
能力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり)
設置年月日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け, 流出を防止 (別添〇〇図のとおり)	有害物質使用特定施設に該当する場合には, 施設の床面及び周囲の構造等(材質を含む)を記載すること。 防液堤等については, 容量を記入すること。

備考 1 配置の欄には, 当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には, 当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には, 施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1の2

特定施設の設備

(既設)

(新設)

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設 備	地上配管, 排水溝, ためます	排水溝
構 造	配管 ステンレス製 排水溝, ためます コンクリート製, 厚さ50mm	コンクリート製, 厚さ50mm
主 要 寸 法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配 置	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)
設 置 年 月 日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項		

配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

- 別紙1の2の記載事項
- ・ 「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
 - ・ 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知装置を有する場合や定められた基準と同等以上の効果を有する措置を講じている場合等には、その旨記載すること。
 - ・ 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 - ・ 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。また、実際の配置を示す図面を添付すること。
 - ・ 特定施設（指定施設）の設備のうち、有害物質を含む水が流れないものについては、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄に、その旨記載すること。

○ 別紙2「特定施設の使用の方法」の記載事項

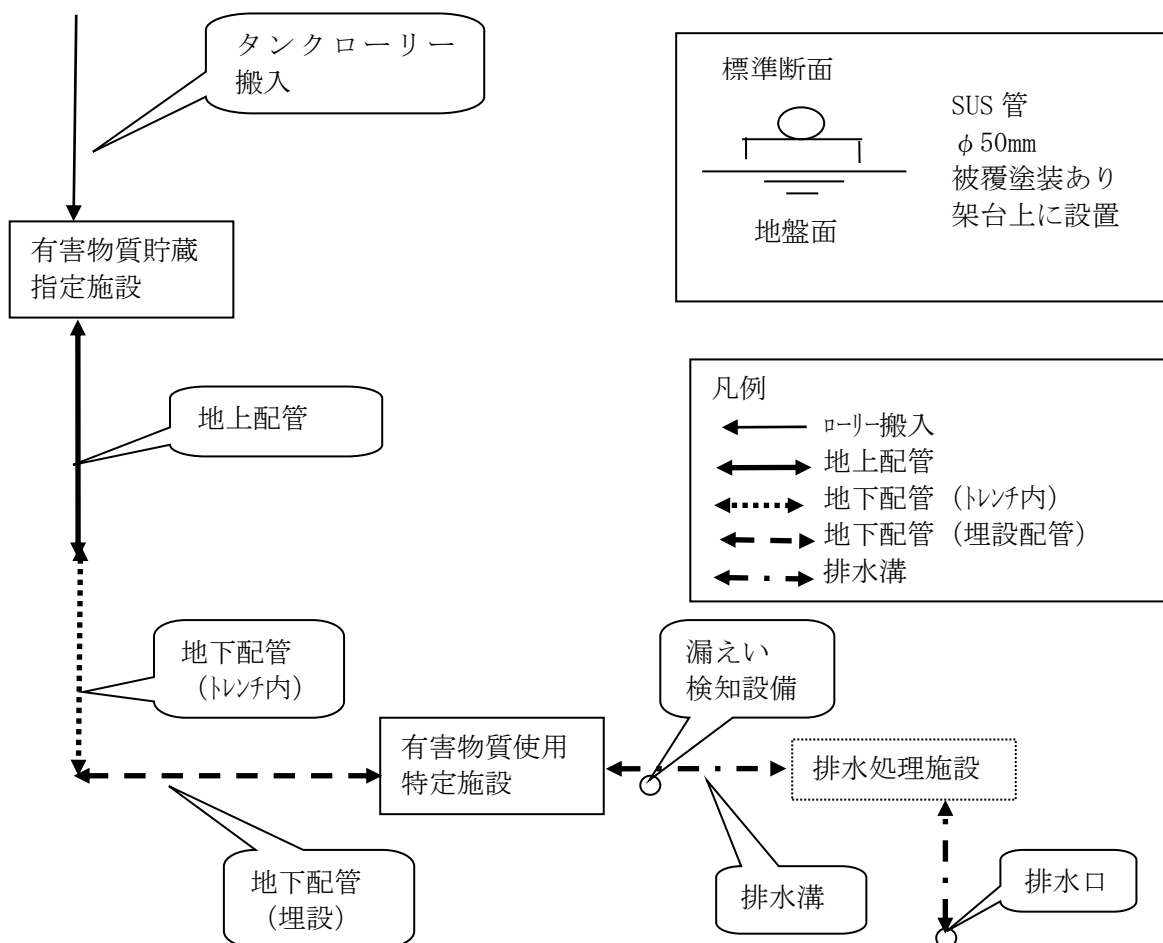
- ・ 使用する有害物質の名称及び量を、「原材料」の欄に記載すること。有害物質の製造、処理を行っている場合で、有害物質が原材料でない場合は、その他参考となるべき事項の欄に、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載すること。
- ・ 排水水に有害物質が含まれる場合、当該有害物質の濃度を記載すること。
- ・ 届出記載事項ではないが、その他参考となるべき事項として、必要に応じて、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについての資料を添付すること。
- ・ 管理要領等の策定にあたっては、「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き(H27.3 環境省)」を参考とすること。

○ 別紙6「用水及び排水の系統」に関する図面の記載例

有害物質使用特定施設に係る用水及び排水の系統について、どのような設備（配管、排水溝）を通っているかが分かるような形で記載すること。

【別紙6記載例】

模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載すること。



19 有害物質使用特定施設（水濁法第5条第3項）、有害物質貯蔵指定施設に係る届出書の記載要領

- 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による有害物質貯蔵指定施設を設置する場合の記載要領
- 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による公共用水域に水を排出しない事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合の記載要領

○記入要領及び記載例一覧

様式名	内容	該当ページ
様式第1 別紙12～15	有害物質貯蔵指定施設設置届出書	P. 125～131
様式第1 別紙12～15	有害物質使用特定施設設置届出書	P. 132～137

第5条第3項の規定による有害物質貯蔵指定施設の届出

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用,変更)届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様
 または 〇〇市長

氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあつてはその代表者の氏名
 〇〇市〇〇町1-1-1
 届出者 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項,第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項,第7条)の規定により,特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について,次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		※備考
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

記載不要

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

連絡先 082-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者 〇〇 〇〇

(鉛筆書き)

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

(既設)

(新設)

工場又は事業場における施設番号	A-1, A-2	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)
構 造	ステンレス製 (別添〇〇図のとおり)	ポリエチレン製 (別添〇〇図のとおり)
主 要 寸 法	直径1,500mm×6,000mm	1,000mm×1,000mm×1,500mm
能 力	貯蔵量 10,000L	貯蔵量 1,500L
配 置	化学工場の屋外に設置 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (別添〇〇図のとおり)
		「配置」について、地下に設置されている場合には、その旨記載すること
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止(貯留量〇〇m ³)	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
		床面及び周囲の構造(材質を含む)を記入し、防液堤等については、容量を記入すること。
設 置 年 月 日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項	同型2基	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

（既設）

（新設）

工場又は事業場における施設番号	A-1, A-2	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	配管, トレンチ, バルブ, フランジ	なし
構造	配管, バルブ, フランジ; ステンレス製 トレンチ; コンクリート製, 厚さ50mm	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 配管については, 地下配管(トレンチ), 地下配管(埋設)などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。 </div>
主要寸法	配管 直径200mm×50m トレンチ 500mm×500mm×10m バルブ 直径60.5mm(2箇所) フランジ 直径60.5mm(3箇所)	
配置	化学工場の屋外から化学工場の1階にまたがって設置。配管は一部地下に設置。 (別添〇〇図のとおり)	
設置年月日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には, 当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

○ 別紙13の記載事項

- ・ 「設備」の欄には, 施設に付帯する配管等, 排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・ 「構造」の欄には, 設備の材質を記載するとともに, 検知装置を有する場合や定められた基準と同等以上の効果を有する措置を講じている場合等には, その旨記載すること。
- ・ 「主要寸法」の欄については, 設備のうち, 主なものについて寸法を記載すること
- ・ 「配置」の欄については, 建物の名称・位置等を記載するとともに, 地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。また, 実際の配置を示す図面を添付すること。
- ・ 特定施設(指定施設)の設備のうち, 有害物質を含む水が流れないものについては, 構造等に関する基準が適用されないため, その他参考となるべき事項の欄に, その旨記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1, A-2	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	化学工場の屋外 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場の屋外 (資料〇のとおり)
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	5分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類,使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	—	—
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン(〇~〇%)	シアンを含む廃液(含有率〇~〇%)
その他参考となるべき事項	添付の管理要領・定期点検表により,施設及び配管等からの有害物質漏えいを未然防止している。	廃液は月〇回の頻度で,産廃として処理を委託している。有害物質漏えい未然防止については,同左。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には,使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には,それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

〇 別紙14の記載事項

- 届出記載事項ではないが,その他参考となるべき事項として,必要に応じて,管理要領,点検頻度,同等以上の点検の内容などについての資料を添付すること。
- 管理要領等の策定にあたっては,「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き(H27.3環境省)」を参考とすること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>（化学工場の例） 搬入：タンクローリーからベンゼンを供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日1,000L</p> <p>（めっき工場の例） 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>※ 別添〇〇図のとおり （搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付すること。 次ページ参照。）</p>			
	<p>必ず記載すること。</p>			
<p>用途別用水量</p>	用	途	使 用 水	用水量(m ³ /日)

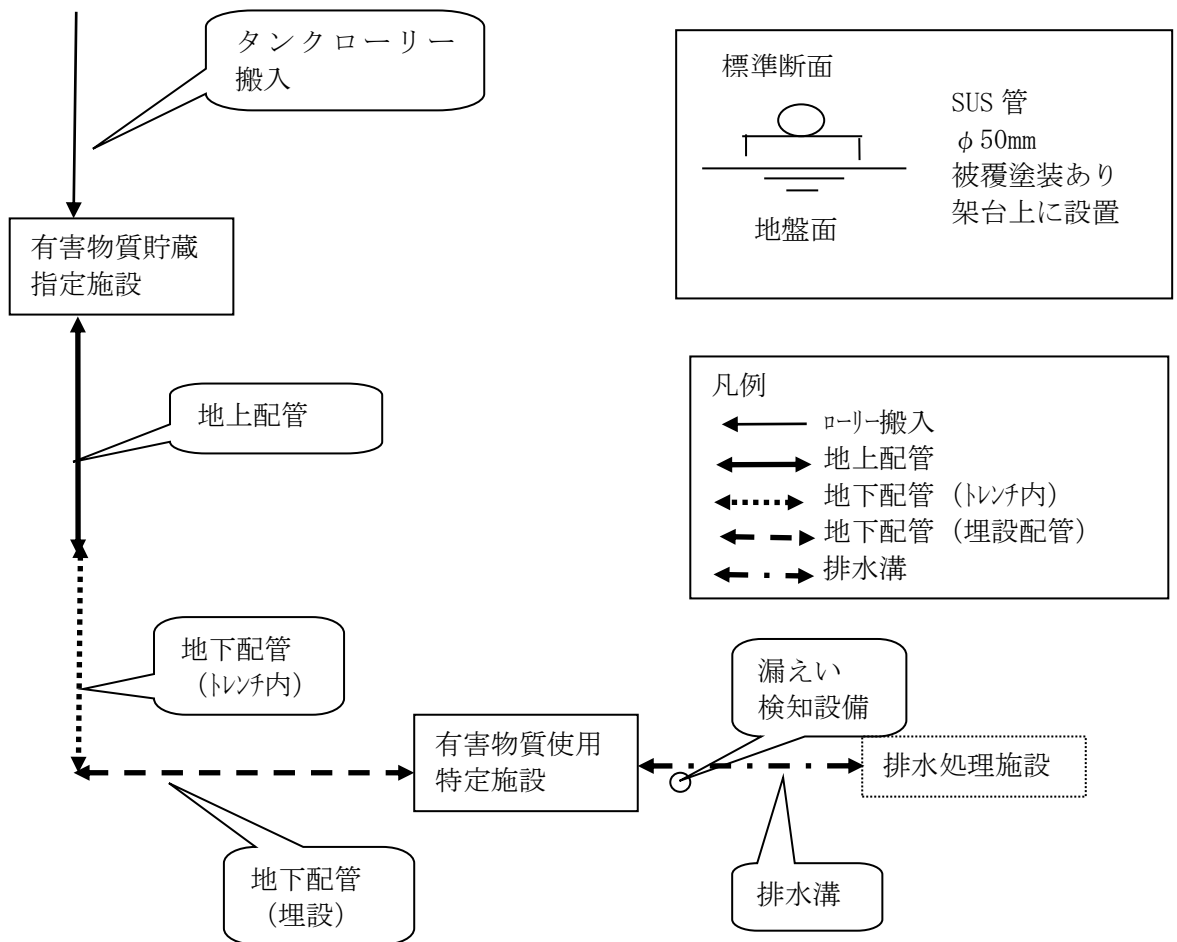
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

○ 別紙 15「搬入及び搬出の系統」に関する図面の記載例

有害物質貯蔵指定施設の場合「その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を記載することとしており、どのような設備（配管，排水溝）を通過しているかが分かるような形で記載すること。（有害物質が流れない雨水，生活排水等の系統については記載不要）

【別紙 15 記載例】

模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載すること。



第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設の届出

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用,変更)届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様
 または 〇〇市長

氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあつてはその代表者の氏名
 〇〇市〇〇町1-1-1
 届出者 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当 無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		※備考
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

記載不要

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

連絡先 082-〇〇〇-〇〇〇〇
 担当者 〇〇 〇〇
 (鉛筆書き)

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

(既設)

(新設)

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (65酸又はアルカリによる 表面処理施設)	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)
型 式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構 造	鉄製, 内部を塩化ビニールライ ニング (別添〇〇図のとおり)	鉄製, 内部を塩化ビニールライ ニング (別添〇〇図のとおり)
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は別添〇〇図のと おり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリー トで, エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け, 流出を 防止(貯留量〇〇m ³)	床面は厚さ100mmのコンクリー ト 周囲には側溝を設け, 流出を防止
設 置 年 月 日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項		

「配置」の欄には, 地下に設置されて
いる場合には, その旨記載すること

床面及び周囲の構造(材質を含む)を
記入し, 防液堤等については, 容量を
記入すること。

備考 配置の欄には, 当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

※ 特定施設に関する記述は, 従来の別紙1~6の記入方法を参考とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

（既設）

（新設）

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設備	地上配管, 排水溝, ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝, ためます コンクリート製, 厚さ50mm	コンクリート製, 厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)
設置年月日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年月日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。 </div>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

○ 別紙13の記載事項

- ・ 「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・ 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知装置を有する場合や定められた基準と同等以上の効果を有する措置を講じている場合等には、その旨記載すること。
- ・ 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
- ・ 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。また、実際の配置を示す図面を添付すること。
- ・ 特定施設（指定施設）の設備のうち、有害物質を含む水が流れないものについては、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄に、その旨記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設置場所	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)
操業の系統	〇〇処理を行う ※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。	▲▲めっきを行う
使用時間間隔	9時～18時	10時～16時
1日当たりの使用時間	1時間/回, 1日4回使用	6時間
使用の季節的変動	なし	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
原材料(消耗資材を含む。)の種類, 使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<前処理行程> 〇〇 <〇〇処理> □□	<前処理行程> 〇〇 <めっき行程> □□
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	—	—
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

○ 別紙14の記載事項

- ・ 使用する有害物質の名称及び量を、「原材料」の欄に記載すること。有害物質の製造、処理を行っている場合で、有害物質が原材料でない場合は、その他参考となるべき事項の欄に、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載すること。
- ・ 届出記載事項ではないが、その他参考となるべき事項として、必要に応じて、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについての資料を添付すること。
- ・ 管理要領等の策定にあたっては、「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き (H27.3 環境省)」を参考とすること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>水道水 ↓ めっき工程（洗浄等） ↓ めっき排水処理装置 ↓ 排水口</p> <p>※ 別添〇〇図のとおり （用水及び排水の系統がわかる図面を添付すること。9ページ参照）</p>		
<p>用途別用水量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水量(m³/日)</p>
	<p>めっき等工程</p>	<p>水道水</p>	<p>1 2</p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

○ 別紙 15「用水及び排水の系統」に関する図面の記載例

有害物質使用特定施設の場合、「その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」を記載することとしており、どのような設備（配管、排水溝）を通過しているかが分かるような形で記載すること。（有害物質が流れない雨水、生活排水等の系統については記載不要）

P.131【別紙 15 記載例】を参照のこと。例は模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載すること。

20 瀬戸内海環境保全特別措置法許可申請時の事前評価手法

目 次

I 事前評価の手法

1	排水口の位置	1 3 9
2	周辺公共用水域の範囲	1 3 9
3	周辺公共用水域の水質の現況等	1 4 0
4	排出水の汚染状態等	1 4 1
5	将来水質の変化予測	1 4 1
6	その他参考となるべき事項	1 4 3
7	補足説明	1 4 3
8	参考	1 4 3

II 参考資料

1	事前評価の手法一覧表	1 4 4
2	事前評価に関する書面（将来水質の変化予測に係る様式）	1 4 5

I 事前評価の手法

1 排水口の位置

規則第4条第1項第1号の排水口の位置については、当該特定事業場のすべての排水口について図示するとともに、当該許可申請に係る特定施設の排水口の位置を明示すること。

2 周辺公共用水域の範囲

規則第4条第1項第2号の周辺公共用水域の範囲については、次のように取り扱うとともに、その範囲及びその周辺の状況を図示すること。

(1) 海域（河川感潮域は河川域とみなす。以下同じ。）に排出する場合

ア 新設部分（変更の場合は変更部分。以下同じ。）に係る排水口ごとに、その排水量（1日当たり最大量。以下同じ。）を用いて、次式により求められる各排水口を中心とする半径 r の円内水域とする。ただし、ある円内水域が他の円内水域に完全に重複する場合あるいは隣り合う円内水域が部分的に重複し、かつ重複部分に1以上の排水口がある場合及びその様な状態で円内水域が相連なる場合は、それらの各円内水域の各排水水を一体の排水水（排水口はそれらの加重平均位置にあるものとし、排水量はそれらの合計量とする。）とみなして算出される統合円内水域とする。

なお、上記により求められた円内水域（統合されたものは統合円内水域とする。以下同じ。）に当該特定事業場の他の排水口がある場合には、更に1回を限度として、それらの排水口からの各排水水を一体の排水水（当該他の排水口が複数の円内水域に含まれる場合は、その排水口は排水量の大きい方の円内水域に属させるものとし、排水口はそれらの加重平均位置にあるものとし、排水量はそれらの合計量とする。）とみなして算出される統合円内水域とする。

$$\log(r^2 \theta / 2) = 1.2261 \log Q + 0.086 \quad (\text{新田式})$$

$$\left. \begin{array}{l} r : \text{排水口より周辺公共用水域の外縁までの距離 (m)} \\ \theta : \text{拡散角度 (例, 半円に一樣に拡散する場合は } \theta = \pi \text{)} \\ Q : \text{排水口よりの1日当たりの最大排水量 (m}^3\text{/日)} \end{array} \right\}$$

イ アにかかわらず新設部分に係る排水口（一体とみなすものを含む。）からの新規に増大する排水量が $10,000\text{m}^3\text{/日}$ 以上である場合には、アで求められた r の2倍を半径にした円内水域とする。

ウ ア及びイにかかわらず汚濁負荷量が減少（現状維持を含む。以下同じ。）する排水口（一体とみなすものを含む。）に関しては、範囲の決定を省略できるものとする。

(2) 河川域（河口までとする。以下同じ。）に排出する場合、当該特定事業場の最下流側にある排水口から、その事業場の全排水量（新設部分に係る排水水を含む。）が排出されるものとみなし、河川の流況により次のように定める。ただし、汚濁負荷量が減少する場合は範囲の決定を省略することができる。

ア 排水口直下の河川低水流量（不明な場合には、低水時に近い流量とする。以下同じ。）が排水量の100倍以上である場合（河口に至っても河川水と排水水とが十分に混合して

一様な水質に達すると予想されない場合を除き、排水口直下の河川の低水流量が排水量の100倍未満であって、排水口から河口までの間のある地点における低水流量が排水量の100倍以上となり、かつ当該地点から河口までの間において河川水と排水水とが十分に混合して一様な水質に達すると予想されるときを含む。）

当該特定事業場の最上流の排水口の位置から、河川水と排水水とが十分に混合して一様な水質に達すると予想される地点までの河川水域とする。

イ ア以外の場合

当該特定事業場の最上流の排水口の位置から河口までの河川水域、及び河口での流心を中心として(1)のアの式により、全水量(注)を用いて求められる半径 r の円内海域(新規に増大する排水量が $10,000\text{m}^3$ /日以上である場合には、当該 r の2倍を半径とする円内海域)とする。(注：全水量＝排水量)

3 周辺公共用水域の水質の現況等

規則第4条第1項第3号の周辺公共用水域の水質の現況等については、当該周辺公共用水域内の環境基準点等における水質の測定資料があれば、その環境基準点等ごとの各測定値を記載するほか環境基準その他の環境目標、排水基準等に定められている物質または項目のうち、当該特定事業場の排水水に関係ある物質または項目に関し、次の測定点における測定値、測定時期及び測定機関名を記載するとともに、測定点の位置及びその周辺の状況を図示すること。

ただし、汚濁負荷量が減少する場合は、周辺公共用水域に相当する水域内の環境基準点等における水質の測定資料があればその各測定値を記載し、ない場合には当該水域内の代表地点を一点設定し、その各測定値及び測定時期、測定機関名を記載するとともに、測定点の位置及びその周辺の状況を図示すること。

(1) 海域

次の測定点における表層(水面下0.5m)及び中層(水面下2.0m)における1時期1日以上、各1日について3回以上採水分析した測定値の各平均値を記載すること。

ア 新設部分に係る排水口(一体とみなすものを含む。以下(1)において同じ。)からの新規に増大する排水量が $1,000\text{m}^3$ /日未満の場合(排水量が減少するも、汚濁負荷量が増大する場合を含む。)排水口から周辺公共用水域の外縁へ1方向に直線距離の $r/3$ 、 $2r/3$ 及び r の直近の外側の地点を含む3測定点以上。

イ 新設部分に係る排水口からの新規に増大する排水量が $1,000\text{m}^3$ /日以上 $10,000\text{m}^3$ /日未満の場合排水口から、周辺公共用水域の外縁へ3方向に直線距離の $r/3$ 、 $2r/3$ 及び r の直近の外側の地点を含む9測定点以上。

ウ 新設部分に係る排水口からの新規に増大する排水量が $10,000\text{m}^3$ /日以上 $50,000\text{m}^3$ /日未満の場合排水口から周辺公共用水域の外縁へ3方向に直線距離の $r/3$ 、 $2r/3$ 、 r 、 $4r/3$ 、 $5r/3$ 及び $2r$ の直近の外側の地点を含む18測定点以上。

エ 新設部分に係る排水口からの新規に増大する排水量が $50,000\text{m}^3$ /日以上の場合周辺公共用水域を200m～500mメッシュに区分し、排水口の存する区域の中心を起点に周辺公共用水域の外縁へ3方向に測線を想定し、その各測線と交わる各メッシュの中心部の地点を含む

14 測定点以上，及び周辺公共用水域外の，排水口を中心とする半径 5 r の円内水域で算式検定用，その他，として 6 測定点以上。

(2) 河川域

周辺公共用水域の直上流，周辺公共用水域内で支川等により流量が変化するすべての地点，及び周辺公共用水域の下流端における水面下水深の 2 割の水深における 1 時期 1 日以上，各 1 日について 3 回以上採水分析した測定値の各平均値のほか，各地点における採水時の推定流量及び低水流量を記載すること。

4 排出水の汚染状態等

規則第 4 条第 1 項第 4 号の排出水の汚染状態については，環境基準その他の環境目標，排水基準等に定められている物質または項目のうち，当該特定事業場の排水水に関係ある物質または項目について記載すること。

5 将来水質の変化予測

規則第 4 条第 1 項第 5 号の水質の変化の予測については，3 の各測定点のうち，周辺公共用水域内のものにおいて行うものとし，その測定項目のうち，水質に及ぼす排水の影響を排水水が拡散希釈される状態をもって推定することが妥当である測定項目については次式により予測すること。

(1) 海域

ア 次式により予測すること。

$$S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$$

$C = 1 - \exp \left\{ -Q_0 / \theta d p \left(1/x - 1/\ell \right) \right\}$ (ヨーゼフ・ゼンドナー式) 注) $\exp \{ a \} = e^a$
S' : 測定点付近の将来水質 (mg/L)
S_1 : 周辺公共用水域の外縁直近の外側の測定点の現況水質 (mg/L)
S_0 : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水水の水質の平均値 (mg/L)。 ただし一体とみなされる場合には，各排水口における平均値の加重平均値とする。
C : 希釈率
Q_0 : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水量 (m^3 /日)
θ : 拡散角度 (例，半円に一樣に拡散する場合は， $\theta = \pi$)。
d : 排水水の混合層厚 (m)。原則として 2 m とする。
p : 拡散速度 (m/日)。原則として 864 m/日 とする。
x : 排水口より測定点までの距離 (m)。
ℓ : 排水口より周辺公共用水域外縁までの距離 (m)。

イ アにかかわらず，新設部分に係る排水口 (一体とみなすものを含む。) の新規に増大する排水量が $50,000 m^3$ /日以上の場合には，電算機により，次の基本式を用いた数値解法に

より算定するものとし、塩分の現状濃度分布等の計算を実施するなど再現性を十分検討するとともに、当該特定事業場以外から排出される汚濁負荷量の資料が入手できる場合には絶対濃度で、入手できない場合には相対濃度を計算し、希釈率を求めて、将来水質を推定する。また計算対象範囲は20kmを限度として周辺公共用水域の2.5倍の範囲とし、その境界値としては、絶対濃度計算の場合には周辺公共用水域の2.5倍以上の沖合の水質を、相対濃度計算の場合には0をそれぞれ用い、拡散係数は最大流速が0~0.3m/secの場合には $10^4 \text{ cm}^2/\text{sec}$ 、0.31~3.0m/secの場合には $10^5 \text{ cm}^2/\text{sec}$ 、3.01m/sec以上の場合には $10^6 \text{ cm}^2/\text{sec}$ をそれぞれ採用するものとする。

$$\partial s / \partial t + \partial(Us) / \partial x + \partial(Vs) / \partial y = K_x \times \partial^2 s / \partial x^2 + K_y \times \partial^2 s / \partial y^2 + q$$

s : 点(x, y)における時刻tにおける濃度。

U, V : それぞれx方向, y方向への流速。

K_x, K_y : それぞれx方向, y方向への拡散係数。

q : 単位時間, 単位体積あたりの平均汚濁負荷量。

なお, U, Vについては原則として境界値の強制振動値として M_2 潮を用いて次式の数値解法により求めるものとする。

$$\partial M / \partial t = -g(H+h) \partial h / \partial x$$

$$\partial N / \partial t = -g(H+h) \partial h / \partial y$$

$$\partial h / \partial t = -(\partial M / \partial x + \partial N / \partial y)$$

H : 水深

h : 潮汐による水位変動量

M : $M = U(H+h)$

N : $N = V(H+h)$

g : 重力の加速度

ウ ア及びイにもかかわらず、汚濁負荷量が減少する排水口（一体とみなすものを含む。）に関しては汚濁負荷量の減少する旨を記載すれば足りることとする。

(2) 河川域

次式により予測すること。ただし、汚濁負荷量が減少する場合は、汚濁負荷量が減少する旨を記載すれば足りることとする。

$$S' = (SQ + (S_o Q_o - S'_o Q'_o)) / (Q + (Q_o - Q'_o))$$

S' : 測定点付近で排水と河川水が十分に混合したと仮定したときの将来水質(mg/L)。

S : 測定点付近の現況水質(低水量時)(mg/L)。

Q : 測定点付近の流量(低水量時)($\text{m}^3/\text{日}$)。

S_o : 新規に増大する排水を含む、当該特定事業場よりの全排水の水質の平均値(mg/L)。

Q_o : 新規に増大する排水量を含む、当該特定事業場よりの全排水量($\text{m}^3/\text{日}$)。

S'_o : 現状での当該特定事業場よりの全排水の水質の平均値(mg/L)。

Q'_o : 現状での当該特定事業場よりの全排水量($\text{m}^3/\text{日}$)。

6 その他参考となるべき事項

必要に応じ、スラッジの処理方法，あるいは底質等の調査結果。

上水道その他の取水位置との関係，漁業権との関係，自然環境保全地域との関係等を記載すること。

7 補足説明

(1) 汚濁負荷量の減少（現状維持を含む。）とは

環境基準，その他の環境目標，排水基準に定められている物質，項目のうち当該特定事業場の排水に関係ある物質，項目に関し，すべて減少（現状維持を含む。）する場合をいう。

(2) 環境基準点等ごとの水質の各測定値の記載について

申請直前の過去1ケ年間の月別，物質・項目別の測定値を記載することを原則とする。

(3) 低水流量とは

1年のうち，275日はこれよりも減少することのない流量をいう。測定記録がない場合は，河川管理者の意見，判断を参考に決定すること。

(4) 河川域での採水地点及びその地点での流量（低水量時）の測定について

採水地点は原則として流心とするが，汚濁水の偏流が著しい場合，川幅が広い場合等においては，状況によって右岸部と左岸部を別々に採水地点として設定する。

これらの試料は原則として相互に混合しないものとする。流量測定は河川管理者の意見，判断を参考に，河川工学関係の図書に記載されている方法によること。

8 参考

(1) 汚濁負荷量について

県では，7(1)の「汚濁負荷量の減少（現状維持を含む）」を判断する場合の「汚濁負荷量」とは，「水質（通常）(mg/L)×水量（最大）(m³/日)×10⁻³により算出される汚濁負荷量」のことをいう。

(2) 事前評価書の提出部数について

事前評価書の提出部数についてはP.10に記載のとおり。また，P.10に記載の汚濁負荷量が増大する場合の事前評価書の提出部数Xについては，次のとおり。

①広島市，呉市及び福山市を除く，指定地域内の事業場の場合

X：周辺公共用水域の範囲（P.139～140参照）に陸域がある県，市，町の数（範囲に接するものも含む）から，広島県と地元市町の数減算した数。

②広島市，呉市及び福山市の事業場の場合

X：周辺公共用水域の範囲（P.139～140参照）に陸域がある県，市，町の数（範囲に接するものも含む）から，地元市町の数減算した数。

II 参考資料

1 事前評価の手法一覧

		汚濁負荷量が増大する場合				汚濁負荷量が減少する場合 (現状維持を含む)	
		海域に排出される場合 (増大排水量) (m ³ /日)					河川域に排出される場合
		1,000 未満	1,000~10,000	10,000~50,000	50,000 以上		
周辺公共用水域の範囲	決定に使用する排水量 (m ³ /日)	新設部分 (変更部分を含む) に係る排水口ごとに、その排水口に係る最大排水量 (1日) を用いる。 上記において ① ある円内水域が他の円内水域に完全に重複する場合 ② 隣り合う円内水域が部分的に重複し、かつ重複部分に一以上の排水口がある場合 ③ ②の状態での円内水域が相連なる場合には、各円内水域の各排水水を一体の排水水 (排水口: 加重平均位置, 排水量: 合計水量) とみなして算出される統合円内水域とする。なお以上により求められた円内水域に当該特定事業場の他の排水口 (この排水口が複数の円内水域に含まれる場合は大きいほうに属させる。) がある場合には、更に一回を限度として、それらの各排水水を一体の排水水とみなして算出される統合円内水域とする。				当該特定事業場よりの既排水を含む全排水量 (最下流排水口にて全排水量が排出されるものとみなす。) ① 排水口直下の河川低水量が排水量の 100 倍以上で両者が十分に混合し、一様な水質に達すると予想される地点まで (河口に至っても両者が十分に混合しないと予想される場合は除く、又 100 倍未満である場合であっても河口に至るまでに 100 倍以上となり、両者が十分に混合されると予想される場合はこれを含める。) ② ①以外の場合 当該特定事業場の最上流の排水口の位置から河口までの河川水域及び河口での流心を中心として、海域の式により、全水量を用いて求まる海域での範囲を合わせる。 (注 全水量=排水量)	公共用水域の範囲の決定を省略できる。 (ただし、排水口の位置に変更がある場合等については、範囲の決定は必要である。)
	算式	$\log (r^2 \theta / 2) = 1.226 \log Q + 0.086 \quad (\text{新田式})$					
	範囲	上式による半径 r の円内水域		上式による半径 2r の円内水域			
現状の水質測定	測定点の位置 測定点数	1 測線 3 点以上 1/3r, 2/3r, r の直近の外側。	3 測線各 3 点以上 (9 地点以上) 同左。	3 測線各 6 点以上 1/3r, 2/3r, r, 4/3r, 5/3r, 2r の直近外。	200~500m メッシュと 3 測線の交点等 14 点以上、2r から 5r までで 6 点以上	周辺公共用水域の直上流及び下流端。 周辺公共用水域内での流量変化の全ての点。	周辺公共用水域測定データ等既存資料 (既存資料がない場合は代表地点 1 点)
	測定内容	表層 (水面下 0.5m), 中層 (水面下 2.0m) の平均水質及び全平均 (1 時期 1 日以上, 1 日 3 回以上)				低水流量及び水面下水深の 2 割の深さでの平均水質	同左
将来の水質予測	予測に使用する排水量 (m ³ /日)	周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水量 (Q ₀)				新規に増大する排水量を含む全排水量 (Q ₀) 現状での全排水量 (Q' ₀)	汚濁負荷量の減少量の明記, 改善状況の記述。
	予測に使用する水質 (mg/L)	周辺公共用水域の範囲の決定に用いた平均水質 (S ₀)				新規に増大する排水水を含む全排水水の平均水質 (S ₀) 現状での全排水水の平均水質 (S' ₀)	
	予測方法	$S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$ $C = 1 - \exp [-Q_0 / \theta dp (1/x - 1/\theta)]$ (ヨーゼフ・ゼンドナー式)		数値解法 (電算式による)		$S' = [S Q + (S_0 Q_0 - S'_0 Q'_0)] / [Q + (Q_0 - Q'_0)]$	

2 事前評価に関する書面（将来水質の変化予測に係る様式）

(1) 海域

別紙5

排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の範囲
並びに将来水質の予測（海域）

1 影響の範囲

新田式 $(\log(r^2 \theta / 2) = 1.2261 \log Q + 0.086)$ から求めた周辺公共用水域の外縁までの距離

$$\begin{cases} r = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m} \\ \theta = \underline{\hspace{2cm}} \text{ rad (拡散角度)} \\ Q = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3/\text{日 (最大排出水量)} \end{cases}$$

2 予測の手法

ヨーゼフ・ゼンドナー式 $(C = 1 - \exp\{-Q_0 / \theta d p (1/x - 1/\ell)\})$ から求めた希釈率は次のとおり。

$$C = \underline{\hspace{2cm}} \quad (r/3 \text{ の地点})$$

$$C = \underline{\hspace{2cm}} \quad (2r/3 \text{ の地点})$$

$$\begin{cases} Q_0 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3/\text{日 (周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排出水量)} \\ \theta = \underline{\hspace{2cm}} \text{ rad (拡散角度)} \\ d = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m (排出水の混合層厚。原則として 2 m)} \\ p = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m/日 (拡散速度。原則として 864 m/日)} \\ x = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m (排水口から測定点までの距離)} \\ \ell = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m (排水口から周辺公共用水域外縁までの距離)} \end{cases}$$

$S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$ から将来水質を予測する。

S' : 測定点付近の将来水質
 S_1 : 周辺公共用水域の外縁直近の外側の測定点の現況水質 (mg/L)
 S_0 : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排出水の水質の平均値 (mg/L)
 ただし一体とみなされる場合には、各排水口における平均値の加重平均値とする。

3 予測

(1) $r/3$ 地点の予測値

ア

$$\begin{aligned} S' \text{ (COD)} &= \underline{\hspace{2cm}} + (\underline{\hspace{2cm}} - \underline{\hspace{2cm}}) \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ mg/L} \\ S' \text{ (SS)} &= \underline{\hspace{2cm}} + (\underline{\hspace{2cm}} - \underline{\hspace{2cm}}) \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ mg/L} \\ S' \text{ (T-N)} &= \underline{\hspace{2cm}} + (\underline{\hspace{2cm}} - \underline{\hspace{2cm}}) \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ mg/L} \end{aligned}$$

(2) 河川

別紙5

排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の範囲
並びに将来水質の予測 (河川)

1 予測の方法

次の式により将来の水質を予測する。

$$S' = \{S \cdot Q + (S_0 Q_0 - S'_0 Q'_0)\} / \{Q + (Q_0 - Q'_0)\}$$

- S' : 測定点付近で排水と河川水が十分に混合したと仮定したときの将来水質 (mg/L)
 S : 測定点付近の現況水質 (低水量時) (mg/L)
 Q : 測定点付近の河川の流量 (低水量時) (m^3 /日)
 S_0 : 新規に増大する排水を含む当該特定事業場からの全排水の水質の平均値 (mg/L)
 Q_0 : 新規に増大する排水を含む当該特定事業場からの全排水量 (m^3 /日)
 S'_0 : 現状での当該特定事業場からの全排水の水質の平均値 (mg/L)
 Q'_0 : 現状での当該特定事業場からの全排水量 (m^3 /日)

2 水質の変化

地点名 ()

$$S' \text{ (BOD)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (COD)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (SS)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (T-N)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (T-P)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

地点名 ()

$$S' \text{ (BOD)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (COD)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (SS)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (T-N)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

$$S' \text{ (T-P)} = \quad = \quad \text{mg/L}$$

⋮

21 広島県小規模事業場排水浄化対策推進要領

(目的)

第1条 この要領は、総合的な公共用水域の水質保全対策の一環として、法令等による規制を受けない小規模な事業場の排水について、水質等の改善に係る適正な指導及び助言（以下「指導等」という。）を行うための必要な事項を定め、もって公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

(指導対象事業場)

第2条 この要領に基づく指導対象事業場（以下「小規模事業場」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する特定事業場及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）第2条第8項ロに規定する汚水等関係特定事業場のうち、日平均排水量が50立方メートル未満のもの

(2) 別表に掲げる施設を有するもの

(指導機関)

第3条 県及び法施行令（昭和46年政令第188号）第10条に規定する政令市（以下「政令市」という。）は、その管轄する区域内の小規模事業場に対して、排水の浄化等について適切な指導等を行うものとする。

2 県は前項の指導等を実施するに当たり、当該事業場の所在する市町村の協力を得るものとする。

(指導基準)

第4条 前条に定める指導等は、次の指導基準に基づき実施するものとする。

(1) 事業活動に伴い発生する水質の汚濁の原因となる物質の、排水への移行を最小限にとどめると共に、移行した場合も回収にできるだけ努めさせること。

(2) 水の合理的使用等により、排水量の削減に努めさせること。

(3) 日平均排水量が30立方メートル以上の小規模事業場の排水の水質は、排水基準を定める省令（昭和46年総令第35号）別表第2の上欄に掲げる項目ごとに、同表の下欄に掲げる許容限度を目標基準とすること。

(4) 前記各号に定めるもののほか、排水の水質等の改善対策に努めさせること。

2 県及び政令市は、小規模事業場の排水がその排出先である公共用水域の水質に与える影響、汚水等の処理技術の開発状況、その他社会的・自然的条件を勘案した結果、必要と認めるときは、前項第3号の規定にかかわらず、別に指導基準を定めることができるものとする。

(指導等の計画的実施)

第5条 県及び政令市は、指導等を実施するに当たっては、各小規模事業場の排水による公共用水域へ与える影響の度合、あるいは地域の環境保全上の必要度を勘案し、

関係機関との連携を密にしながら、計画的かつ、段階的に行うものとする。

(事業者への啓発)

第6条 県及び政令市は、この要領の円滑な推進を図るため、小規模事業場に対して、関係機関の協力を得て、啓発に努めるものとする。

(その他)

第7条 第2条で定められている小規模事業場以外の事業場において、指導等の必要が生じた場合は、この要領に準じて行うものとする。

2 第2条及び前項に該当する事業場が、この要領以外の要領等で、より厳しい規定を定められているときは、その要領等により指導等を行うものとする。

附則 この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- 1 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定するものをいう。)に設置されるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設(病床数が300未満の事業場に係るものに限る。)
- 2 地方卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定するものをいう。)に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場(これらの総面積が1000平方メートル未満の事業場に係るものに限る。)
- 3 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満で650平方メートル以上の事業場に係るものに限る。)

22 計量証明事業者名簿 (環境関係)

※公開に同意いただいた事業者のみ掲載

令和7年12月22日現在

名称	事業所の所在地	事業区分	登録番号
株式会社アサヒテクノロジーサーチ	広島市西区草津新町一丁目21-35 広島ミクスビル1F	濃度(大気・水・土壌)	K-41
		濃度(大気・水・土壌)	K-3
	大竹市晴海二丁目10番54号	音圧レベル	K-33
		振動加速度レベル	K-73
株式会社荒谷建設コンサルタント	広島市中区江波西一丁目25-5	音圧レベル	K-44
株式会社有馬労働衛生コンサルタント事務所	広島市南区青崎一丁目16-30	濃度(大気・水・土壌)	K-20
		音圧レベル	K-8
		振動加速度レベル	K-68
株式会社HER	尾道市高須町4778-1	濃度(水・土壌)	K-116
株式会社エヌ・イーサポート	広島市西区己斐本町三丁目13-16	濃度(大気・水・土壌)	K-9
		特定濃度(大気・水・土壌)	T-3
	広島市中区南竹屋町2-32	音圧レベル	K-39
		振動加速度レベル	K-65
MHIソリューションテクノロジーズ株式会社	広島市西区観音新町一丁目20-24	濃度(大気・水・土壌)	K-11
環境計測株式会社	広島市南区皆実町一丁目13-34 イアパレス皆実町式番館102号	濃度(大気・水・土壌)	K-87
株式会社カンサイ	広島市佐伯区五日市町大字石内460	濃度(大気・水・土壌)	K-57
喜楽鉱業株式会社	山県郡北広島町新氏神72-2	濃度(水・土壌)	K-108
株式会社山陽分析センター	福山市南松永町2-3-55	濃度(大気・水・土壌)	K-71
JFE西日本ジーエス株式会社	福山市鋼管町1	濃度(大気・水・土壌)	K-54
		音圧レベル	K-55
		振動加速度レベル	K-101
中外テクノス株式会社	広島市西区横川新町9-12	濃度(大気・水・土壌)	K-50
		特定濃度(大気・水・土壌)	T-6
		音圧レベル	K-51
		振動加速度レベル	K-72
株式会社中国環境分析センター	竹原市塩町一丁目3-1	濃度(大気・水・土壌)	K-10
		音圧レベル	K-24
		振動加速度レベル	K-63
中国水工株式会社	広島市西区南観音八丁目5番26号	音圧レベル	K-117
		振動加速度レベル	K-118
中電技術コンサルタント株式会社	広島市南区出汐二丁目3番30号	音圧レベル	K-122
		振動加速度レベル	K-123
ツネイシカムテックス株式会社	福山市箕沖町113-1	濃度(大気・水・土壌)	K-74

名称	事業所の所在地	事業区分	登録番号
東和环境科学株式会社	広島市南区出島二丁目10番37号	濃度(大気・水・土壌)	K-5
		特定濃度(大気・水・土壌)	T-5
		音圧レベル	K-31
		振動加速度レベル	K-64
都市環境整備株式会社	広島市西区西観音町15番9号	濃度(大気・水・土壌)	K-97
		音圧レベル	K-99
		振動加速度レベル	K-100
株式会社日本総合科学	福山市箕島町南丘399-46	濃度(大気・水・土壌)	K-61
		特定濃度(大気・水・土壌)	T-4
		音圧レベル	K-62
		振動加速度レベル	K-67
広島県環境整備事業協同組合	広島県安芸郡府中町千代8番8号	濃度(水)	K-112
一般財団法人広島県環境保健協会	広島市中区光南三丁目13	特定濃度(大気・水・土壌)	T-2
	広島市中区広瀬北町9-1	濃度(大気・水・土壌)	K-6
		音圧レベル	K-7
富士企業株式会社	広島市佐伯区楽々園四丁目6-19	振動加速度レベル	K-69
		濃度(大気・水・土壌)	K-14
		音圧レベル	K-46
復建調査設計株式会社	広島市東区光町二丁目10番11号	振動加速度レベル	K-66
		濃度(水・土壌)	K-121
		音圧レベル	K-83
株式会社三井開発	東広島市西条中央五丁目9-23	濃度(大気・水・土壌)	K-84
三菱重工パワーインダストリー株式会社	呉市宝町5-3	濃度(大気・水・土壌)	K-106
		音圧レベル	K-29
三菱電機エンジニアリング株式会社	福山市緑町1-8	音圧レベル	K-48
株式会社Midori	広島市中区江波南二丁目1番21号	濃度(大気・水・土壌)	K-30
		振動加速度レベル	K-30
ラボテック株式会社	広島市佐伯区 五日市中央六丁目9-25	音圧レベル	K-119
		濃度(大気・水・土壌)	K-120
		振動加速度レベル	K-60
		音圧レベル	K-81
		振動加速度レベル	K-82

22 申請・届出窓口一覧（令和8年4月現在）

対象地域	申請・届出窓口	審査事務等の相談窓口
広島市	広島市 環境保全課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34 082-504-2188	
呉市	呉市 環境試験センター 〒737-0023 呉市青山町 5-3 0823-25-3551	
福山市	福山市 環境保全課 〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1072	
大竹市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課 〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68 0829-32-1181（内線 2342～2344）	
廿日市市		
府中町		
海田町		
熊野町		
坂町		
安芸高田市 安芸太田町 北広島町		
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課 〒737-0811 呉市西中央 1-3-25 0823-22-5400（内線 2422～2426）	
東広島市	東広島市 生活衛生課 〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29 082-422-1048	（水質汚濁防止法及び県条例に係ること） 同左 （瀬戸内海環境保全特別措置法に係ること） 広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911（内線 2341～2343）
竹原市	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911（内線 2341～2343）	
大崎上島町	大崎上島町 環境衛生課 〒725-0301 豊田郡大崎上島町中野 2067-1 0846-64-3513	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911（内線 2341～2343）
三原市	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-4634	
尾道市		
世羅町		
府中市	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1 084-921-1421	
神石高原町		
三次市	三次市 環境政策課 〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1 0824-62-6136	
庄原市	庄原市 環境政策課 〒727-0003 庄原市是松町 20-25 0824-72-1398	（水質汚濁防止法及び県条例に係ること） 同左 （瀬戸内海環境保全特別措置法に係ること） 広島県北部厚生環境事務所 環境管理課 〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1 0824-63-5191

最新の情報や、その他関係法令の詳しい解説については、広島県のホームページ
ecoひろしま <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/> をご覧ください。